

14.21

14. 21-973



1200501164155

3



始





14.2  
973

資料第三輯

第七十三回  
帝國議會

ニ於ケル冷害問題ニ關スル議事録

農林省農務局





立法院

會議

農業保險法案特別委員會

會議

貴族院

農業保險法案特別委員會

本會議

目次

一〇五

一五五

一七五





### 第七十三回帝國議會に於ける冷害問題に關する議事録

衆議院本會議

昭和十三年三月五日（土曜日）午後二時十七分開議

○國務大臣（伯爵有馬頼寧君）只今議題となつて居ります農業保險法案に付て御説明致したいと思ひます。申す迄もなく農業は自然界の影響を受けることが極めて多い産業でありまして、特に我國の農業は氣象上、地理上の關係から、農作物の災害其他農業上の災害は、年々全國に亘つて頻發し、其損害額も頗る多額に上つて居る實情であります、之を過去の統計から見ますと、農作物の災害のみに付て見ましても、年々の被害面積は百萬町歩、其損害額は一億圓餘に達して居るのであります、然るに我國の農業經營は其規模極めて小さく、一戸當り耕作面積は一町歩餘に過ぎず。隨て農家の經濟も餘裕少く、彈力性を缺いて居りますので、一たび災害が發生致しました場合、其損失に堪へることは頗る困難でありまして、直接農家の經濟、農家の生活に非常な脅威を與ふることとなる譯であります。

即ち農家の収入源泉が失はるゝ爲め翌年の農業生産に支障を來し、農業生産力に影響する所大なるものがあり、又農家の負債を増加せしむることとなるのであります。政府と致しましても、從來災害が廣範圍に亘り、又は被害程度が著しい場合には其都度各種の救濟を行つて來ては居りますが、年々



之を臨機應急の措置のみに委ねることは、何と申しましても不十分と言はねばならぬのでありまして、現下の農村事情に鑑み、農業災害に對しては、是が救済施設に付制度化致しますことが、極めて緊要考とへられるのでありまして、此爲に今般農業保險制度を樹立して、一定災害に因る損害の填補輕減を圖り、農業經營、農家經濟を安定せしめ、以て農業生産力の維持増進と、農村の經濟更生とに資せんとするのであります。本案の要旨は、農業保險の元受保險事業は相互組合たる農業保險組合をして之を行はしむることとし、組合は市町村農會及び地方の實情に依り、養蠶實行組合を其組合員と致しまして、組合員たる是等團體の行ふ共濟事業に基く共濟責任に付保險を行ひ、農家は共濟事業を通じて保險の利益を享受することと致したのであります。更に農業保險の再保險事業は、農業保險組合の組織する農業保險組合聯合會をして之を行はしめ、聯合會の行ふ再保險に對しましては、政府が更に再保險事業を行ふことと致して居るのであります。以上は本案呈出理由の大體であります。何卒御審議の上御協賛あらんことを希望する次第であります（拍手）

○泉國三郎君 本法案は曩に提出せられましたる農地調整法案と共に、今期議會に於ける農林省關係の進歩的の二大立法として、敬意を表するに吝ではないのであります。私は有馬農林大臣は近衛内閣の閣僚の中に於きましても、最も革新的「イデオロギー」ヲを持つて居りますものと信じて、農村の爲に期待甚だ大なるものがあつたのであります。然るに私は本議會の有ゆる機會を通じて、遂に農林

大臣の農村に對する基本的認識、及び其指導精神の何ものであるかを把握し得なかつたことは、私の最も遺憾とする所であります。強ひて農林大臣の指導精神を求むるならば、それは自作農主義であると言ひ得るかも知れないのであります。農村の内部に於きましては、土地が根本的問題であることは争はありませぬ、併ながら資本主義經濟の組織の下に於きましては、農村と致しましては土地問題、即ち農村内部の問題、災害保險と云ふが如き災害の問題が解決されたと致しましても、未だ以て農村問題の解決とはならないのであります。現在の社會組織の下に於きましては、人的資源、原料資源、食糧資源の生産地として、最も尊重されなければならない所の農村が、却て安價なる勞力、原料、食糧の供給地として、曠て再生産されたる高價なる商品の需要地、消費地として、資本主義的搾取、收奪を恣にせられ、社會的、經濟的に從屬的立場に置かれる所に、資本主義生産の指導者たり得ない所に、其處に農村の生活の永久不安の原因が存するのであります。隨て内部的土地問題とか、災害の問題が解決せられましても、それは一時の小康は得られますけれども、やはり農村は永久に年と共に窮乏への一路を辿るであらうことは、推測するに難くないのであります。現在の經濟機構の下に於ては、農業經營は既に儲からざる、利潤を生ぜざる所の企業であります。小作農の生活が其甚しいのは言ふ迄もありません、自作農と雖もやはり苦しいのであります。收支の計算が引合つて居ないのであります。或は地主の間にもさうした者があるのであります。少くとも此農村問題の解決は、農村の永



久恐慌から之を救ふことは、現在の資本主義制度の機構に、其根本に觸るゝことなくしては、全く不可能なことであると私は信じます。併ながらそれは洵に至難の業であります。其至難の業は何人に依つて爲し遂げられるか、それこそ革新政策の遂行を以て立つ所の、近衛内閣の下に於ける有馬農林大臣自ら爲さなければならぬ問題であると考へるのあります。農相の之に對する所見如何(拍手)其農村に對する根本的認識、其指導精神に付ての腹藏なき御所見を先以て承りたいのであります(拍手)第二に伺ひますことは、本法案の目的、内容等に關する問題であります。思ふに農業保險法の目標とする所は、農家収入の源泉を確保することを以て最高の目的とし、他の各種の農村政策と相俟つて農業生産力の維持増進を圖り、負債の原因を防除し、農業經營を安定せしめ、以て國家の爲に人的資源、食糧資源たる農村をして、不安なからしむるものでなければならぬと思ふのであります。然るに本法案を一瞥致しますならば、其内容甚しく不整備且つ貧弱なるに一驚を禁じ得ないものがあります。其最も甚しき例の一つは、農業保險制度の構成に付き、市町村農會をして共濟事業を行はしめる、郡の區域を以て、農業保險組合をして市町村農會の共濟責任に付ての保險を爲さしめる、此點であります。私達が思ひますものに、農業保險の理想は農民の收穫に對する損失の全部を補償する、即ち收穫保險にあらざれば、未だ以て全しと云ふ譯には參らぬのであります(拍手)各國の歴史に見ましても、農業保險は、自然的災害を綜合的に觀察して、一括して保險事故と爲す所の一般收穫保險と

各個の災害を目標とします所の個別災害收穫保險、其二つの別はありましても、其被保險利益は收穫にある、收穫が災害に因つて損傷せしめられましたる場合に、其損傷を填補せしめらるゝことが大體の例であります。農民は災害に拘らず。斯くして初めて平年作と同様な収入を得て、次年度の再生産を用意することが出来るのであります。然るに本日御提案になりました所の法案は、世界に類例の少い共濟制度であります。共濟制度を基本する所の法案であります。此制度の下に於きましては、災害に因る全損失が補填せらるゝにはあらずして、單に其一部が共濟せらるゝに過ぎないのであります。何程のものが共濟せられますかは、此法案の中には見えぬのでありますけれども、恐らく收穫の爲に投下された所の生産費に充たない少いものであらうことは、推測するに難くはないのであります。若し災害を受くる者が組合員中に二三名に過ぎない場合に於きましては、他の組合員に經濟力が未だあるのでありますから、有無相通すること依つて農村の經濟は成立ちませう、併ながら若し組合の全員が災害を受けたと云ふやうな場合に於きましては、全組合員が何れも生産の爲に投下しました所の資本より少い共濟金を受けて、どうして農村の經濟が成立ち、農民の生活が維持せられて、所謂農家収入の源泉を確保し得ると言はれますか(拍手)殊に此法案の第二十條に依りますれば「保險金の支拂に不足を生ずるときは保險金額を削減することを得」拂ふに足りなかつたならば、拂はなくとも良いと云ふ法律を拵へようとして居るのであります。此法案の缺陷が茲に暴露せられて居ります。



政府は何故に收穫保險制度の樹立に努力せずして、本法案の如き半端のものを提案したか、政府の豫想する共済金は反當り何程を豫想するか、吾々の得心の行く迄御説明が願ひたいのであります。我國を凡そ南北に兩分して、概觀致しますならば、概ね南に位置する地方は早魃、風害の甚しきあり。北位置する地方は氣温低きに失し、爲に稻作等に決定的打撃を與ふる所謂冷害、若は雪害の被害を受けますることは、是れ農民の避け得ざる所の災害の一つであります。殊に東北地方に於きましては、遠き歴史を緝く迄もなく、明治以來既に八回の大凶作に遭遇して、平均八年に一度と云ふ周期的災害の前には、農民の勞苦殆ど酬いられず、益々其經濟を窮乏のどん底に追込みつゝあることは、洵に痛惜の極みであります（拍手）殊に昭和九年の冷害に至りましては、想起するだに今尙ほ慘然たるものがあるのであります、雪に於ても然りであります、昨年十二月の降雪量は、こゝ四十年來の大雪であると謂はれて居ります、此災害は東北農民が怠惰逸樂の爲に求めたものではありませぬ、耕作技術を誤つた爲に招來したものでございませぬ、致々營々として朝に星を載き、夕に月を踏で刻苦勉勵、尙且つ免れ得ざる所のものであります（拍手）斯る災害こそは國家が之を第一義的に補償し革新政策の一環として本議會に提出した所の此法案に、第一に取上げられなければならない問題でありますのに拘らず之を政府が本法案に規定することを爲さざる理由は如何、政府は果して是等に對する調査研究を爲しつつあるか、あらば其結果は如何になつてゐるか、政府が本法案第一條に謂ふ所の「其他ノ災害」の

中には、此冷害雪害と云ふやうなものを、どう云ふ風に處置せんとして居るか、本法に委任せられて出づる所の勅令には之を規定する意志であるかないかと云ふやうなことを先づ第二に聽かうと欲するのであります。次に本法案に關聯して質問致します、それは災害の豫防施設に關する問題であります、農作物の自然的災害に對する對策は、單に保險法の制定の如き消極的手段を構するを以て、萬全なりと爲すことが出來ないのであります。進んで積極的災害豫防の方策を科學的に研究し、調査し、樹立し、實踐強化しなければ、農民は常に其堵に安んじて、所謂鼓腹擊壤の樂みを爲すことが出來ないのであります、即ち風雨、霜害、雪害に對する防風、防雪其他の災害豫防林の造成、旱害及び洪水に對する水源林の培養、灌漑用水路、溜池等の築道、防潮林、砂防工事、大中小河川の改修等、各般の施設を完備すると共に、病虫害に對して是が豫防驅除の研究、實驗指導の宜しきを得なければならぬのであります。又同時に自然的災害の態様に應じて、各地勢風土に即して各種災害に堪へ得る農作物の品種並に栽培方法の發見、改良普及等に、格段の努力を致さなければならぬと思ふのであります。是等災害豫防の完璧を期し、是と並行して進むことに依つてのみ、始めて農業保險は所期の目的を達し得るのであります（拍手）然るに政府の爲す所概ね之に副はざるを、私は遺憾とするのであります。各地農民の要望する砂防及河川の改修は、中々に内務省の容るゝ所とはならず、其利益が地方に均霑せず農村各種團體自ら起つて用水路溜池等の工事を爲さんとするも、其起債は容易に許可せられず。若く



は助成之に伴はず、大藏省預金部は濫りに資金の融通を阻み、農事試験場は又徒に高遠なる學理を試験管中に密閉して、糞土の上に立たず、農民餓死するも我關せず焉たる有様であります（拍手）斯の如き状態を以てしては生産力の擴充も、災害の防止も、到底期し得ないことは火を睹るよりも明かでありませぬ（拍手）有馬農林大臣は是等の點を如何に見られるか、曩に東北の凶作を契機として、農林省が冷害試験場を囑託設置したるが如きは、前述の目的に副ふものではありまするが、其規模餘りに貧弱の憾を免れないのであります。更に之を擴大して水稻のみならず、各種主要食料農産物の試験にまで及ぶべきであると考へますが、果して農林大臣は將來之を實現するの意思があるか、又内務大臣は各地農民の要望に應じて、砂防並に河川改修事業を擴大するの意思はないか、公共團體等の適切妥當なる起債認可の申請に對して、是が許可を緩和するの意思はないか、是等の諸點に付き關係閣僚に質問して置きます。

農民生活を窮乏の底に押込むもの、獨り自然的災害のみではありませぬ、資本主義生産機構亦然りであります。併しながら私は今其全般に付て之を問ひませぬ、政府の事業、就中軍需工業に付て私は之に關聯して質問せんとする者であります、即ち軍需工業が現時局の下に於て如何に民間を潤して居りますか、一應國民の手許より國家に集中され、更に軍需工業に投下せられた資本が、民間注文の形に於て或は原料の購入費となり、勞働賃金となつて如何なる率に於て農村に還元歸納するかと云ふ問

題であります。私は茲に最近の數字を持ちませぬけれども、昭和十一年度に於て陸軍が軍需品を民間に注文致しましたる額は二億三百九十餘萬圓、之を都市一億七千五百萬圓に比較して、農村は僅に二千八百餘萬圓でありまして、都市八五%に對して農村僅に一五%に過ぎないのであります。更に之を地方別に検討するならば、差等の餘りに甚しきに一驚を禁じ得ないのでありませう、即ち昭和十年度に於ける軍需品の民間注文高は、海軍が三億六千八百萬圓、陸軍が一億九千六百萬圓、計五億六千四百萬圓であります、此の中關東二億四千九百八十五萬圓で第一位を占めて、約二分の一を獨占し大阪を中心とする近畿之に次いで一億二千五百萬圓、福岡を中心とする九州は五千七百萬圓で第三位であるに比較しまして、東北六縣八百二十三萬三千圓、四國三百八十萬圓、斯の如く貧弱なのであります。即ち東京を中心とする關東が、民間注文の約半分を壟斷して、面積之に倍する東北地方、或は四國は、關東の三・三%關東が百圓の注文を受ける場合に東北、四國が僅に三圓三十錢と云ふ雀の涙程の注文しかないのであります。此の状態を妥當であると考へまするか、私は此の状態を以てしては農村は疲弊する一方であると考へる、此の軍需工業に投下せられたる所のものが、再び農民に公平に還元するやうなことでなければいけないと考へる、此點に對して政府は如何に考へられるか、之を是正するの意思があるか、何等か之に對して考慮して居ることがあるかと云ふことを、お聴きしたいのであります。



更に御許を得ましてもう一點最後に御伺ひする、それは東北が明治政府以來疎外又は放任せられて一切の經濟的文化的施設に於て、他の地方より劣悪なる條件にあることは、今更私が申上ぐる迄もないのであります。冷害、凶作を契機として東北振興問題が再認識され、内閣の下に東北局が置かれたことは、吾々の洵に感謝に堪へない所でありますが、調査會の最初の答申に對しましては政府の爲す所を見ますと、殆ど此答申に副はざる状態にあるのであります(「東北問題ヲ片手間ニヤラレテハ困ル」と呼ぶ者あり)東北問題は國策であります。吾々は此状態に見まして、眞に國策としての東北振興を、此内閣に依つてやつて戴かなければならないと考へて居る、それには先以て東北局の設置と云ふが如き根本問題、並に是は豫算を一途に統一して、其豫算を更に擴大して貰はなければならぬと考へて居ります。時局は支那事變勃發に依つて、戰時體制の下に東北問題なんかに関係して居られないと云ふ御意見があるかも知れませぬが、それは認識不足も甚しいものであります。戰が長期に互れば互る程、農民の生活を鞏固なる基礎の上に置き、一切の原料資源を開發し、生産力を擴充し、以て食料其他の原料を枯渴せしめず。同時に人的武力の補充に支障なからしめなければならぬのであります。此點に關する政府の所見如何、東北が憂へて居ることは、東北振興の問題が尻切れ蜻蛉に終りはしないかと云ふことであります。政府は國策として、事情の許す限り速に此解決に努力する意思はないか、吾々がさう云ふことを言ふのは、少くとも日本人並の經濟的文化的地位にありたいと云ふて居ります。

東北人の水平運動をやつて居るに過ぎないのであつて、諸君に優越して吾々は恵んで欲しいと言ふのではないのであります。日清、日露、日獨の戰爭、滿洲事變等々、戰のたびに日本の國威は宣揚され國力は擴充し、資本主義は成長しました。或は戰時成金の輩出を伴ひながらであります。併しながら東北農民の生活は、依然として窮迫のどん底にあるのであります。滿洲事變に際會して、東北の健兒は血を以て參戰したのであります(「議長、注意セラレンコトヲ望ミマス」と呼ぶ者あり)支那事變一たび起るや、北、中、南支の廣野に、執拗果敢なる東北特有の鬭争力を揮つて、國防の第一線に起つて居ります。

○副議長(金光庸夫君)泉君、成るべく本問題に付て質疑を御願致します。

○泉國三郎君(續)左右幾多の生靈が奪はるゝも、顧みる暇がないのであります。勿論彼等が一たび君國の爲に銃を執つて立つた時、一死奉公の一念あつて、他に求むる所ありません。併ながら思ふ、戰火漸く戦つて、日滿支一體の經濟が確立し、東北が其爲に直接如何なる利益に均霑するか、其失ふ所に比して、其得られる所が、餘りにも少いであらうことは言ふ迄もないのであります。國難來らば共に起て、國に憂あらば共に憂ひ、喜あらば共に喜び、失ふものは共に失ひ、得らるゝものは共に分つものでなければいけない、政府は如何に之を考へられるか、此點に付て責任ある御答辯を望んで己まない次第であります(拍手)



○政府委員（高橋守平君）詳細は委員會で御答することに致しまして、極く簡単に御答辯申上ます。第一の農村問題の解決は、本保険制度は確立だけでは出来上らないと云ふことは、御説の通りであります。農地の問題、肥料の問題、農産物價の問題と云ふ、諸般の方面かを考察致しまして、此農村問題は解決しなければならぬと信する者であります。第二點の收穫保険に何故しなかつたかと云ふ御尋であります。本法案を考へます際に於きましては、實情を基礎と致しまして、簡易に加入し得ると云ふことを立法の建前に致し、先づ此の定額保険を致しまして、之に依つて相當農民が保険と云ふものを理解致しました後に於きまして、收穫保険にまで進んで行きたい、斯う考へて居る次第であります。冷害を何故入れなかつたかと云ふ御質問があつたのであります。此冷害に對しましては、まだ、保険技術上尙ほ慎重に研究の要がありますので、取敢ず町村農會に於きましての共濟事業の中に之を入れまして、將來十分の研究を遂げまして、保険事業の中に含ませたいと存じて居るのであります。災害保険を立てただけではいけない、其根本を芟除しなければならぬと云ふ御説には全く同感でありまして、出来得る限り努力を續けたいと考へて居る次第であります（拍手）

○中野寅吉君 私は極く簡単に質疑を致します。長く致しませぬ、先刻長野高一氏から二十分以内で止めると云ふことでありまして、山本彖吉君なり、泉國三郎君から長い間御質疑がありましたから私は重複の點は避けます

此農業保険を出したと云ふことは、農林省としては洵に大出来であります。今迄は斯う云ふものを出さなかつた、それを今度出して來たと云ふだけでも大出来である、それで先づ第一に伺ひたいのは第一條の「風水害其ノ他ノ災害ニ因リ」と云ふことであつて、冷害と雪害を何故此處に明記しないか（拍手）之を是非明記する必要がある、何故ならば、問題の起さる度毎に雪害も冷害も災害でない、是は認められないと云ふやうな役人が出ないとも限らないから、明記して置く必要がある、明記すれば即ち迷はないのである、法文を曖昧にして置いてはいけない、役人の自由裁量にして置けば、丁度お互が協賛した選舉法のやうな目に遭ふから、はつきり書いて置く必要がある（拍手）雪害、冷害の問題は最も必要で、我が先輩松岡俊三君は、殆ど此問題に對して命を捧げて當つたのである、吾々も亦引摺られて之を叫ぶやうになつたのである。雪害、冷害の本家本山は全く松岡俊三氏であります（「ヒヤ／＼」）それでは松岡氏の地位に懸けても此法文に冷害、雪害と明記して置く必要がある、冷害、雪害、煙害とか、霜害、雹害とか、こんな詰らない害と一緒にされては堪らない、其冷害の最も悲惨であつたのは、昭和九年と昭和十年である。昭和九年は山崎達之輔君が農林大臣、昭和十年は島田俊雄氏が農林大臣、我が福島縣などは今の此御二人の方には、お百度を踏んで救済を願つたのである、本當にあの時は田の中に入つて見ると、立つて居る稻がかさ／＼と音がする、洵に悲惨であつた、あれを思ふと、どうしても之に冷害と雪害を入れて貰はなければ駄目だ（拍手）森肇君でも、又山崎猛



君でも、私が頼んで數回行つて貰つた、是は實際の話である。

それからの一つは五十六條、國庫は組合員の支拂ふべき保険料の一部を負擔す、其の負擔の額勅令で定めると書いてある、是も危いものだ、大體斯う云ふ仕事を始めるのは、農業者の方から此仕事を始めて呉れと叫んだのではない、政府から進んで農業保険制度を設けると云ふことを言出した以上は、國家と云ふ立場から、此負擔額は成るべく餘計に國家に持つて貰はなければならぬ（拍手）農家の方でやる仕事でなく、國家がやる仕事であるから、其負擔は國家が多く持たなくてはならぬ、少くも事務費の全部は負擔して貰はなければならぬと思ふが、さう云ふ意思があるかどうか、それから若し冷害、雪害を入れなかつたから提案の理由に合はない、農業保険法案の提案の理由には「自然的災害ニ因ル農作物ノ損失ノ多大ナルニ鑑ミ之ガ損害ノ填補輕減ヲ圖リ以テ農家負擔ノ原因ヲ防除シ農家經濟ヲ安定セシメ農業生産力ノ維持増進及農村ノ經濟更生ヲ期スル爲農業保険制度ヲ確立實施スルノ要アリ」それで此法案を出したと書いてある、然らば自然的災害に因る中でも冷害雪害は最も多いのである、先づ「イ」の一番に之を掲げなければならぬ、それを提案の理由に、こんなに立派に書いて置いて、法文を見ると抜かして居ると云ふことは、まるで羊頭を懸けて狗肉を賣るものだとやつても宜しい（拍手）それから共濟事業と農業保險組合設立と兩建で行くと言ふが、是は兩建で行かないで一本建で行つた方が宜からうと思ふ、共濟事業でやつて見て、豫期の成績を擧げられなかつた時は、

今度は其外でやる、斯う云ふやうなことは試して見なくとも分る、初あから一本建で行く氣はないか  
どうか（拍手）。

それから何故法文にしつかり書けと云ふことを言ふかと云ふと、官僚と云ふものはどうも都合の悪い時は逃げる、是はいけない、それだからしつかり書いて置く必要がある、昭和八年の時の農林大臣は後藤文夫君、其時は米が穫れて、米の始末に困つて減反問題を起した、耕作反別を減じろ、中には「ブラジル」で珈琲を穫つて餘つたものを、珈琲の値段を維持する爲に、海の中に船で三杯か四杯投げたから、米も投げろと云ふやうな役人もあつた。所が其次の昭和九年の山崎農林大臣の時、昭和十年の島田さんの時の如きは、ほら今度は凶作になつたでせう、後藤文夫は此次は内務大臣になつてしまつた、自分が農林大臣の時やり損つたならば、假令内務大臣に君なれと言はれても斷つて、俺はどうしても此前の減反問題の責任があるから、今度こそ農林大臣になつて農村を救はなければならぬと云ふ位の、意地がなくてはならないのではないか、然るに官僚と云ふものは、農林大臣の責任など疾うに昔に忘れて居る、それだから私は法文に後で文句を言はないやうに、ちやんと書いて置けと言ふのだ。此點を伺ひます（拍手）。

○國務大臣（伯爵有馬頼寧君）中野君の御質問に御答致します、東北に於ける冷害及び東北、北陸方面に於ける所の雪害の甚大であり、之を救濟することに力を入れませぬければならぬことは、十分に



承知致して居るのであります、併ながら御承知のやうに、冷害は年を置きまして起つて参ります關係がありますのと、さう云ふ事情の爲に此保険制度を立てます基礎となるべき災害の統計を作ること、非常に不便でありまして、まだ十分の災害の統計の基礎を得て居ないのであります。政府は決して冷害とか雪害とか云ふものを輕んじて居る譯ではないのであります、只今直ちに之に付て保険を致すと云ふ迄に、調査が十分に届いて居ないのであります、御承知のやうに法文の第一條に「風水害其他ノ災害ニ因リ」と云ふことが書いてございますので、今後調査が十分出来れば、成べく早い機會に於て、冷害等も保険の中に加へますやうに致したいと云ふ考を持つて居ります、次に國が一部を負擔すると云ふことは甚だ不徹底であるから、もつと餘計に持たなければならぬと云ふ御話であります、是は先程も申し上げましたやうに、國が大部分の費用を負擔致しますと云ふことは、財政上の關係からも出来ませぬ、隨て保険の事務費等は一部國が持ちますし、尙ほ再保険等の金などを支出致しまして、出來得る限りに於て國が之を負擔して、成べく保険料の輕減を圖ると云ふことを考へて居るのであります、第三の共済と保険との兩建はいけないと云ふ御話でございましたが、此共済と申しますのは、只今御述になりました冷害のやうな、今回の保険の中に加つて居りませぬものを、一時共済制度に依りまして冷害等の爲に救済の積立金を致して置きまして、それは共済事業に依つて行ふと云ふ爲に、共済制度を設けて居るのであります、單に冷害ばかりではございませぬ、陸稻其他に

付きましても、保険に依らず共済金に依ることの方が、寧ろ宜しいと思はれるものもありますので、それ等は共済制度に依ることに致しました、保険一本で参りますよりは、寧ろ其方が實際に適すると云ふことも考へて、斯様に致したやうな次第であります（拍手）。

○菊地養之輔君　私は先づ農村に取りまして極めて重大なる本案に對しまして、なせ會期剩す所僅に二十日しかない今日まで其提出を延ばして居つたか、此點に對して御伺致したいのであります、もつと早く提出せられまして、慎重審議の機會をどうして十分吾々に與へなかつたか、此點に對して當局の答辯を得たいと思ふのであります、本案が今日の窮乏せる農村に取つて極めて必要であり、又特に長期戦に對しまして、生産力の擴充、銃後農村生活の安定に對しまして、極めて重要な法案なることは、何人も異論のない所でございます。政府當局も十分之を信じ、之を常に力説して居りながら、何故に今日まで荏苒日を送つて來たのであるか、提出の準備に付きましては、既に昭和八年五月に出しました農業保險經過概要説明書に詳しく書いてあるのであります、之に依りますと、政府は調査すべき調査は十分致した、又研究すべきものは十分研究し盡した、既に第六十二議會に於て提出しようと思つたが、大藏當局の拒む所に依つて出せなかつた、越えて七十議會に於て出さうと思つたのであるがと云ふことを書いて居るのであります、隨て準備不足の結查遅れたと云ふやうな口實は、何處からも出て來ないのであります、既に今議會始まつて以來今日まで七十日、荏苒今日に至りましたこと



は如何なる理由であるか、其點を御伺致したい而も會期剩す所僅か二十日である、斯の如き重要法案を斯る短時日を以て審議すると云ふことは、中々難しいと思ふのであります、若し萬一にして斯ることがないと信じますが審議未了に終るやうなことがあつたならばそれは政府當局の責任であると私は信するのであります（拍手）此點に關する政府當局の御意見を承りたいのであります。

第二に本保險制度の内容に付て質問を申し上げたいのであります、其一は今日の農村の現状に於て、相互保險制は果して妥當であるかどうかと云ふ點であります、其第二は保險金定額制は損害保險の性質に反しないものであるかどうかと云ふ二點であります、第一本案は多少國家の補助助成がありますけれども原則として相互保險制を採用して、農民共同の分擔に於て損害を填補せんとする建前を取つたと云ふことは、法文上明かであります、併ながら今日の農村の窮乏は文字通り餓死線を彷徨して居る、何等災害がなくても農民は没落の一途を辿つて居るのであります、其現實の農村を見る時に保險料のみに於て、日本各地に頻發する所の災害に對して、損害填補を爲さんとすることは不可能であると云ふことを豫斷するに難くはないのであります、相互保險制の成立する爲には、亞米利加或は諸外國に於て行はれる所の大農經營の組織でなければならぬ、一旦災害があつた場合に、其災害に因つて被つた損害が、家族の生活に影響しない所の大農經營でなければならぬのであります、然るに我國の農業は私が申上げる迄もなく、家族農業を主體とする小農經營でありまして、全農家の六八%までが

一町歩以下の五反百姓でありまして、農業經營と家族生活とは一つの紐帶を成して居りまして、一度災害に見舞はれますと、直ちに一家が食ふことすら出来ないやうな状態に立至るのであります、斯る貧困者に平素多額の保險料を負擔せしむることは不可能でありまして、茲に本法案の相互保險制を採用しました所の重大なる缺陷が存在すると思ふのであります。政府は社會保險の原則を十分酌み入れて國營保險制度を採用し、生活費の全額を負擔する制度をするにあらざれば、本案の目的を達成することは出来ないと思ひますが、政府の所見は如何でありますか。

次に本案に於きまして保險金の定額制を採用して居る、是は損害保險の本旨に反するのでないか、本案に於きましては、保險金額は勅令に委任して居りますので、何程になるかは不明でありますけれども、昨年の末農林省の發行致しました所の要綱に依りますと、水稻には僅に二十圓、桑には二十圓麥には十圓となつて居るのであります、是だけの填補では到底農民は救はれないことは明であります。尙ほ帝國農會の調査に依りますと、米作反當りの生産費は、昭和十年度に於きましては六十九圓十八錢、十一年度に於きましては反當り七十一圓十一錢となるのであります、二十圓の填補を受けたりとするも、僅に損害額の二割五分に過ぎないのであります、而も此二割五分は皆無作の場合に於てである、三割乃至五六割の減收の場合には、僅に二三圓か五六圓しか與へられない、どうして本案の目的を達することが出来るでございませうか、又一面に於きましては、物の價格は固定して不動のも



のではないのであります、種々の事情に依つて或は昂騰し、或は暴落すると云ふことは明な事實である、最近の情勢を見ますと、支那事變の影響に依りまして、漸次物價は昂騰して居る、而も物價の昂騰は勞賃の値上を必然的に齎すと云ふことは言ふ迄もないのであります。隨て災害を受けたる農作物又は生産費も時に依つて相異つて來る、損害金額も亦異なるのが當然であります。例へば今後物價並に勞賃が騰貴を致しまして、今日反當り七十二圓の生産費であるが、將來或は百五十圓になるかも知れぬ、其場合に又同じ保險金の定額制に依つて、七十圓の場合と同じ二十圓しか與へられないと云ふことは、損害保險の本旨に反するものではないか、此點に關する當局の御意見を承りたいと思ひます。第三は、保險の目的物並に保險事項が餘りに狭少に過ぎはしかと云ふことであります。是は保險法を見ますると云ふと、其第一條に於きまして「行政官廳ノ認可ヲ受ケ風水害其ノ他ノ災害ニ因リ」と書いてありまして、何等具體的な事項を一つも言つて居らない、其他の災害とは如何なる災害を指すのであるかと云ふことを、はつきり當局に御示を願ひたい（拍手）昨年十二月に發表されました要綱を見ますると、僅に米作と麥作と桑作との農民だけしか、此保險の對象となつて居らない、野菜或は果樹を作る農民に對しては、何等の方策も講じて居らない、一方に於て農林當局は、今日多角形農業を獎勵して居る、野菜を作れ、果樹を作れ、兎を飼へ、或は豚を飼へと、多角形農業を獎勵して居りながら、其多角形農業の獎勵に應じて作つた農作物に對しましては、何等保險の對象にして居らな

い、是が矛盾にあらすして何ぞやと言ひたいのであります。そこで私は斯う云ふことを質問致したい、第一に將來麥桑或は米以外の農業に従事して居る者に對して、本案を擴張する意思があるかないかと云ふ點であります。若し擴張する意思がないとするならば、如何なる方法を以て農業保險より除外されたる所の農業を保護するかと云ふ、二點に付て御伺致したいと思ふのであります。（「簡單」と呼ぶものあり）直ぐ終ります、第二は、保險事項の點であります、是は中野氏或は其他の人から略々御話があつたのでありますが、例へば雪害、冷害、蟲害に因るものは除外して居る、雪害、冷害に付ては、先程の人から詳しく申されましたが、政府の之に對する答辯は吾々を納得せしめることが出來ない、まだ研究が足らぬと云ふことを言うて居る。然るに農業保險が日本に唱道せられたのは、明治二十年であつたのであります、それから在朝在野の人、或は色々の人々に依つて研究が盡されて、政府は既に六十二議會に於て法案を提出しようとしたと言はれるのであります。それ以來ずつと研究を續けて居りながら、今尚ほ冷害に對して研究が出來て居ないと云ふことは、冷害の常に存して居る所の東北地方に對して、政府當局が冷淡だと云ふことを物語るものだと吾々は思ふのであります（拍手）然るに政府委員の答辯は、保險にしなくても共濟事業を行ふことを言つて居る、所が共濟事業の主體は市町村である、國家さへも行へない所の厖大なる、雪害及び冷害に對して、市町村がどうして之を行へるか、單に法文の内に共濟事業を冷害に對して行ふと云ふことを規定したに止つて、實際上は不可能であ



ると云ふことは明な事實であります、是は私共は政府の通路ではないかと思ふ、市町村に委して置いて、どうして共済が出来るか、共済事業に依つてどうして行へるか、それを御聴したいのであります。最後に政府は農業保険の実施後に於て、従来政府が罹災農民に對して執つて参りました所の罹災救助、其他災害地免租、低利資金の融通等を、併せて行ふの意思ありや否やと云ふ問題であります。若し農業保険制度の実施に於て、政府は之に満足して是等の方策を講じないとするならば、吾々の本案に對する賛否に關して、十分考へなくちやならぬのであります、どうか此點に對して明確なる御答辯を願ひたいと思ふのでございます。

○國務大臣（伯爵有馬頼寧君）菊地君のお尋ねに御答へを致します。第一の提出の遅れまして理由に付きましては、別に取立て、申し上ぐることもないのであります、色々の法案がありますし、準備其他の爲に遅れたのであります、甚だ申譯けがありませんが、どうぞ短い時間に於て十分御審議を願ひたいと思ひます。相互制はいかぬと云ふ御説でございましたが、日本の農村の農業が非常に小規模であると云ふことは或は缺點であるかも知れませぬが、併し日本の農村の相互共済と云ふやうな風から考へて見ましても、所謂相互制と云ふものは、必しも日本の農村に不適當であると考へて居らないのであります。殊に何と申しますか、生活費全部を保険に付すると云ふやうな、保険金額を多額に致しますことは、保険料を高く致しまして、小農に取りましては負擔が重くなりますから其點は

考慮致しまして、成べく保険料を低額に致します爲に、定額制を採ることに致したのであります、定額制の大體の標準と云ふものは、是は次の生産を行ひまする上に付きまして、其準備をするために必要な現金支出と云ふものを大體の標準に置きまして、定額制と云ふものを考へたのでございます、收獲全部に對する保険と云ふことになりましたれば、只今申し上げましたやうに、非常に保険料が高くなる爲に、定額制が宜しいと思つて居るのであります、保険事項、保険を致します作物其他に付きましては、只今の所では米と麥と桑と云ふことになつて居ります、是は日本の全農産物の約七割を占めて居ります、又面積から申しましても、大部分を占めて居りますので、差當り此三つのものに付きまして、風水害、旱害、其他の主なる害に付て保険を付けることに致しましたが、決して之に限定を致して居ると云ふ意味ではないのであります、將來必要に應じて又之を改めたいと考へて居ります、冷害、雪害の點に付きましては、只今中野君に御答へ申し上げました通りであります、共済と云ふことは決して市町村が行ふのではないのであります、共済事業は保険組合が行ふ、所謂郡區域の保険組合が之を行ふことになつて居るのであります、此保険制度が設けられても、決して普通一般に今まで行はれた所の災害に因る救済的なものを廢止致す考は御座いませぬ、災害に因る所の免租であるとか、或は低利資金の融通などは、従来通り之を行ふのであります、保険の爲にそれ等を廢止すると云ふやうな考へは持つて居りませぬ。



## 衆議院農業保險法案特別委員會

昭和十三年三月九日（水曜日）午前十時三十分開議

○高橋政府委員　農業保險法案の提出理由に付きましては、曩に本會議に於て大體の趣旨を申し上げましたのでありますが、更に其内容に涉つて御説明致したいと存じます。御承知の如くに我國の農業は世界にも類例を見ない位災害が多いのでありまして、農業上の損害は年々多額に上つて居るのであります、然るに我國の農業は、其經營規模極めて小さく、且つ農家の經濟は、彈力性に乏しく、随て一たび災害を被つた場合に於ては、農家の生活上に非常な脅威を與へるのみならず、其の經濟の樹て直しは容易でないのであります。勿論政府と致しましても、從來災害の著しい場合には、其の都度各種の救済施設を行つて參つては居りますが、斯の如き臨時應急の施設のみを以てしては、何と申しましても不十分でありますので、恒久的制度としての農業災害に關する保險制度確立の必要を認め、昨年農業保險及共濟制度調査會を設置致しまして、各方面の權威者の御意見を伺ひました所、同調査會に於ては、農家に最も利害關係の多い農作物に關する農業保險制度の樹立の急務なるを認め、農業保險制度要綱の答申を得たのでありまして、今回御審議を願ひます農業保險法案は之を骨子として、立案致したのであります。



次に法案の概要を申し上げたいと思ひます。

第一に農業保険の組織に付て申し述べますと、本法案に於きましては、農業保険組合をして元受保険事業を行はしめることとし、農業保険組合聯合會と政府が之に再保険を行ふこととしたのであります、即ち農業保険事業は先づ郡の區域で危険の調節を行ふと共に、道府縣の區域に於て更に危険の分散調節を爲し、政府は道府縣の異常災害に付て全國的に危険の分散調節を圖ること、致したのであります。

第二に農業保険組合の組合員は、市町村農會又は養蠶實行組合とし、農家個人を組合員と致さなかつたのであります。是は極めて零細な農家を出來るだけ本制度の中に包含せしむる爲には、實行上、農家を以て構成して居ります。右の團體と農業保険組合との結び付を考へ、個々の農家は之等團體を通じて保険の利益を享受せしむるを適當と認められたのであります。

第三に農業保険組合は、其組合員たる市町村農會及養蠶實行組合が、其組織員の爲に行ふ共濟事業に因り負擔する共濟責任に付保険を行ふのでありまして、其保険の對象は水稻の風水害、旱害、雹害及一定の植物病に因る收穫上の損失、並に以上の災害に因る水稻の小作地の小作料の取得上の損失、桑葉の風水害、旱害及凍電害に因る收穫上の損失、麥の風水害、旱害、雹害、雨害及濕潤害に因る收穫上の損失とし、其損害填補の最高額は原則として、水稻に付ては反當り自作二十圓、小作地は地

主、小作それ〴〵十圓、桑に付ては反當り自作、小作各二十圓、麥に付ては反當り自作、小作各十圓致したとであります。

而して一定の期間内に發生した災害に因つて、農作物が三割以上の被害を受けた場合は以上の金額の範圍内で被害程度に應じて保険金額を支拂ふのでありまして、即ち市町村農會及養蠶實行組合の組織員が農作物の被害を受けたる爲め、之に對して共濟金を交付せなければならなくなつたときに、農業保険組合より市町村農會及養蠶實行組合に對し保険金を交付し、市町村農會及養蠶實行組合は、此保険金を共濟金として農家に交付するのであります。尙市町村農會及び養蠶實行組合が共濟事業を行ふに要する經費、即ち農會等が保険組合に支拂ふ保険料に相當するものは、之を市町村又は部落を單位として定めしめ、且つ公平に決めさせたいと考へて居るのであります。

第四に農業保険組合は、保険事業の外に基金を積立て今回保険の對象とならなかつた地方的農作物又は災害、例へば水稻の冷害、陸稻の旱害、桑其他の農作物の雪害、蠶作不良等に付て保険類似の事業を行ふことを得る途を開いて居るのであります。

第五に再保険は初めに申述べました様に、道府縣を區域とする農業保険組合聯合會と政府に於て之を行ふこと、致して居りまして、聯合會は農業保険組合の引受けました保険金額の七割に付て歩合再保険を行ふことになつて居り、政府は更に之に再保険するのでありまして、此場合に於ては異常災害



が起りましたとき、其部分に對應する再保険金を支拂ふことゝなるのであります。

以上は本案の大要でありますが、何卒速に御審議の上御可決あらんことを希望する次第であります。

○重政政府委員　それでは大體今提案理由の御説明の中にありましたことで要點は盡きて居るのであります。隨て却て御質問に應じて御答した方が宜いかとも思ふのでありますが、折角委員長の御言葉でありますし、一應農業保険法案を立案するに當りまして、特に注意した點、即ち此本案の骨子になつて居るやうな點に付きまして、更に提案理由の説明を敷衍致しまして御説明を申上げることには致したいと思ひます。

農業災害殊に農作物の災害の特殊性と申しますか、さう云つたもの及び農業の特性と云ふやうなものゝ十分に認識致しまして、其上に此法案を立案を致したのであります。それ等の主なる點に付て御説明を申上げたいと思ふのでありますが、大體其重要な點が五點あるのであります。其第一點は農作物の災害は比較的集團的にやつて參ると云ふことであります。是は他の災害に比較致しまして異つて居る一つの重要な點であります。此點に付きましては農林省に於きましては昭和三年以來實地に付きまして十分なる、非常に詳細なる調査を遂げて參つたのであります。是は保険制度に於て最も重要視せられなければならない危険の調節と云ふ問題に關係を致して來るのであります。それで此危険

の調節を出来るだけうまくやつて行くと云ふことは、即ち保険の經營を良好ならしめると云ふことになるのであります。保険制度の立案に當りましては、どうしても此點が最も重要な點になつて參るのであります。先達も本會議に於てどなたか御質問がありました。が、保険の國營と云ふやうな問題も一つは斯う云ふ點から起つて參るのであります。保険を國營に致すと云ふことは一面に於きましては國の信用を利用すると云ふことに於て非常に利益があり、又危険を調節する意味に於きまして、國營であれば全國的に一つの保険單位となるのでありますから、保険經營が極めて良好に參り、危険の調節が十分に付くと云ふ點に於て保険を國營にすると云ふことは利益があるのであります。併ながら次に述べます所謂道德的の危険が國營にすれば非常に大きくなつて參るのであります。更に實際の保険の事業をやつて行きます場合、損害が起つた場合に、此損害の評価をするが爲に非常な經費が掛る、或は農業保険の如く農家に十分に農業保険の思想が普及して居ないのに國營でやると云ふことになり、全部の農村に付きまして、隅々まで保険料の難かしい決定の手續を取らなければならぬと云ふやうなことから、保険の國營と云ふことは實際上其實行が困難であります。と同時に保険經營事務費と云ふものが非常に澤山に掛ると云ふ點に於て實行が難かしいのであります。併ながら先程申しましたやうに、危険の調節をやると云ふ趣旨に於きましては、全國的に保険の經營をやると云ふことが非常に望ましいことでもあります。本案に於きましては、其保険國營の長所である所の全國的に保険



を實行して參ると云ふ點を取入れまして、再保險の國營を致すことに致したのであります。更に又後程申述べますが、危険調節の問題として強制保險の問題が起つて參るのでありますが、本案に於きましては或る程度の保險の強制と云ふやうな事柄も取入れて居るのであります。

次に重要な問題として考へなければならぬことは、此の農作物に參ります災害は比較的長期に亘つて、中には慢性的なものがある。例へば旱害の如きは其最も適例であります。旱害の發生から最後に至る迄の期間と云ふものは優に數十日を要して其被害がやつて參ると云ふやうなものもあるのです。勿論水害であるとか、或は霜害であるとか、雹害であるとか云ふやうな極めて短時日にやつて參るものもありますが、中には被害の發生する迄の間に相當の日數を要すると云ふ點、それから農作物の被害が分損を原則として居る點が第三點であります。是は同じ農林關係の保險に付て見ましても、家畜保險の如きは是は全損が原則であります。家畜の飼養を原則として居るのでありますから、全損になるのであります。農業災害に於きましては、何割被害と云ふことが原則でありまして、寧ろ全損になる場合は比較的少いのであります。此點が他の災害と非常に異つて居る點であります。斯う云ふ事實から特に留意を拂はなければならない問題は所謂道德的の危険防止の問題であります。是は勿論保險に於きましては、道德的危険の防除に付て留意しない保險制度と云ふものはないのであります。農業保險に於きまして特に其點に留意を拂はなければならないのであります。此御審議を願つ

て居ります本案に於きましては、其點に對しまして色々の方面に於て之を防除する方法を取入れて居るのであります。其第一は本案の第一條の第二項にありますやうな相互保險の相互組合の組織でやつて行かうと云ふことであります。是は相互組合でやりまして、相互監視に依つて此道德的危険を防いで行かうと云ふ考が第一點であります。

第二點は本案に於きましては、一部保險の制度を採用したと云ふことであります。是は本案の第十八條を御覽戴きますと、是からは直接出て参りませぬが、保險金額に關する事項は命令を以て之を定むと云ふので、御配りを致して居ります勅令命令事項の中にありますやうに、定額の保險金額を定めることに致したのであります。先程提案理由の説明にもありました通り、水稻に付ては原則として自作は二十圓、それから小作、地主は各々十圓、桑葉に付ては自作、小作各二十圓、麥に付ては自作小作各十圓、何れも反當であります。さう云ふ風に金額を一定致しまして、而も其金額は收穫價格と申しますか、其反當から上ります所の収益價額のほんの一部分に過ぎないのであります。さう云ふ制度を採用致しまして、さうして所謂燒太りと申しますか、損が行つた方が算盤が好いと云ふやうな現象を起さない、被害があれば却て得が行くと云ふやうな事態を發生せしめないやうな方法を執つたのであります。それから更に少額損害の不填補の原則を採用致したのであります。時は本案の第十九條にあるのであります。命令の定むる所に依り一定の割合以上の被害があつた場合に於てのみ、損害の填



補をする保険金の支拂を爲すと云ふことに致しますが、一定の割合は先程提案理由の説明の中にもありました通り、三割以上と云ふことになつて居るのであります。僅かな損害に付ては、填補は致さないと云ふことに致して居るのであります。

第三點は損害評價に付きまして色々な仕組を考へて居ると云ふことであります。損害評價に付きましては、損害委員制度を執ることに致して居るのであります。それに依りまして當時保険に掛つて居ります耕地の栽培の状況、肥培の状況及び其管理の状況を常に監視を致すことにし、そうして又災害の発生がありました場合には、直ちに通知をする。本案に於きましては一定の災害に付てのみ保険を移すことになつて居りますが、所謂保険事故でない災害が起つた場合に於きましても、直ちに此保険組合の方に通知をせしめると云ふやうな方法を講ずる。それは第二十八條に其規定をして居るのであります。さうして此損害の評価を出來得る限り正確にやらしめるやうにする。それに依つて横着なことを耕作者がやつた場合に、その発見が容易く出來るやうに致しまして、さう云ふことがあつた場合には、それ等に對して保険金の支拂をしないと云ふことに致して居るのであります。

第四點は損害防止の義務を被保険者に付けて居ると云ふことであります。其他保険の經營主體であります所の相互保険組合に於て。損害防止の施設をやらしめると云ふやうな方法を講ずることに致したのであります。それ等の損害防止の義務に違反すると云ふやうな場合に於きましては、保険金の支

拂をしないと云ふことに致したのであります。それは本案の第二十四條乃至第二十六條に其規定を致して居るのであります。以上申述べましたやうな色々な方法を以ちまして、道徳的危険の防止に對處することに致して居るのであります。

次に我國の農業の特性と申しますか、さう云ふことから農業保険を立案するに當りまして、特に注意すべき點として考へなければならぬことは、我國の農業經營の單位が非常に狭小であると云ふことであります。それが爲に保険制度を考へます時には非常に此農業損害と云ふものは、少額の損害を保險することになると云ふことであります。所謂少額保険と云ふことになるのでありますから、茲に又色々な農業保険を立案する上に於きまして問題と申しますか、留意しなければならぬ點があるのであります。それは農業經營の單位が狭小であり、少額保険になると云ふことから致しまして、此農業保險が其性質が社會保險的の性質を一面に帯びて來ると云ふことであります。隨て此保險を強制保險にしたかどうか、強制保險の問題が出て參るのであります。是は先程危険分散の所でも一寸申上げたのであります。強制保險に致しますと、危険の分散も非常に良好になる。旁々少額保険であるから、是は強制保險にした方が宜いと云ふやうな考へ方も一應起るのであります。併ながら保險強制と云ふことは、一面に於きましては自分の所は全然其被害の無いと云ふやうな所まで、強制せられると云ふことになれば、色々な問題が起るのであります。そこで出來得るならば斯う云ふやうな一般的に強制



保険の制度を採用すると云ふことは、避けた方が實は宜いのであります。併ながら此強制保険の良い點を見逃す譯には參らないのであります。隨て本案に於きましては、純然たる強制保険の制度を採つたのではありませぬけれども、色々な點に於きまして強制保険の良い點を出来るだけ採用を致して居るのであります。其第一點は先程も提案理由の中に御説明のありましたやうに、市町村農會、又は養蠶實行組合と云ふものを、之を保険の單位と申しますか、被保險者とした市町村農會が集つて相互保険組合を郡界で作ると云ふことに致した點であります。御承知のやうに市町村農會は強制加入の團體であり、又其事業執行に要する所の經費の徴收も是は簡易なる方法に依つて徴收することが出来ることになつて居るのであります。隨て町村農會を保險組合の組合員にすると云ふことは、町村農會が所謂特別決議と申しますか、それに依りまして事業として共濟事業を執行する。其場合には町村農會の會員である以上は町村農會の事業に参加をせざるを得ないことになるのであります。謂はゞ半ばと言ひますか、或る程度の強制と云ふやうな力がそこに働いて參るのであります。町村農會を使ひまして所謂團體を被保險者とします關係上、本案の保険の性質と云ふものが責任保險になつて參つて居るのであります。是は本案の第一條に掲げてある通りであります。町村農會に於て事業として行ひます共濟の爲に、町村農會が其農會員に對して負擔して居る所の共濟責任を保險に付けると云ふことになるのであります。同時に此町村農會を被保險者にすると云ふことは、謂はゞ一種の團體保險の制度を

採用したと云ふことになるのであります。是は先程申しましたやうに、非常に經營の單位が小さいのでありますから、それを一つ一つを保險の相手に行つたのでは非常に莫大な經營事務費を要するのであります。そこで團體を單位として、所謂團體保險的な仕組を考へる必要があるものであります。が、農會を使ふと云ふことは、即ち此團體保險の性質を帯びて參るのであります。保險經營に要する元費を節約出来ることに相成るのであります。更に第二點と致しまして、本案の第十二條に於きまして組合員たるべきもの、町村農會であるとか、或は養蠶實行組合であるとか云ふやうなものに對して、設立の命令を爲すことが出来る。或は又加入の命令もすることが出来ることに致して居るのであります。第三點は逆選擇を防止する爲に、保險の目的である農作物及び保險事故の全部を一括して保險に付せなければならぬ。被保險者たる町村農會も亦全部に付て共濟事業を執行しなければならぬと云ふやうなことに致して居るのであります。是は本案の第十五條及び第十七條に於てさう云ふことを規定致して居るのであります。第四點は市町村農會は共濟事業を廢止した時に保險組合から脱退することが出来るのであつて、苟も共濟事業を行つて居る以上は、一旦保險組合の組合員となつた以上は脱退することは出来ぬと云ふことに致して居るのであります。それは第五十四條に其規定があるのであります。第五點は再保險の強制であります。元受保險關係が発生を致しますれば、當然縣の聯合會と保險組合との間に再保險關係が発生し、政府との間に再保險の關係が発生すると云ふことに致し



て居るのであります。是は第七十條に其規定を致して居るのであります。次に再保險團體の設立の強  
 制の制度を採用致して居ることでありませう。是は第六十九條に其規定を掲げて居るのであります。是  
 等の色々の仕組を取入れてあるのでありまして、謂はゞ是が強制保險の良い點を本案に取り入れて、半  
 ば此保險は強制保險と云ふ仕組を採用致して居るやうな形になつて居るのであります。

少額保險であると云ふことから、社會保險的の性質を帯びると云ふことから今一點問題になります  
 のは政府の助成の問題であります。斯う云ふやうな零細な農家を相手にした色々の施設でありますか  
 ら、政府は相當な助成を之にしなければならぬと云ふことが起つて參るのであります。大體に於きま  
 して本案の實行に當りましては、保險料の一定部分を政府が負擔致すことに致してゐるのでありま  
 す。本案の第五十六條に「國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ、農業保險組合員ノ支拂フベキ保險料ノ一部ヲ  
 負擔ス」斯う云ふ規定を致して居りますのは、即ち今申上げましたことの理由からであります。

更に先程申しました第三點及び今申上げました第四點、竝に此農業が非常に廣大なる面積を必要と  
 すると云ふことから保險經營の事務費が非常に大きくなると云ふ點であります。是は他の色々の保險  
 に較べまして、斯う云ふやうな少額の保險制度に於きましては、非常に事務費が多額を要すると云ふ  
 ことでもあります。是等の點も考慮致しまして、先程申上げましたやうに、農會と云ふ團體を使つて經  
 費の節減を図る。或は相互組合を組織して、再保險の國營をやつて、經費を出来るだけ節減すると云

ふやうな方法を講じたのであります。以上申述べましたことが、大體此農業保險に於て、特に注意を  
 拂はねければならない點であります。又本案立案に當りまして、特にそれ等の點に付ては、實地の  
 調査を遂げて御説明申上げましたやうな色々な對策を本法の中に組入れて居る次第であります。

次に保險の目的及び事故に付ての問題でありますが、是は先程提案理由で御説明になつた通りであ  
 りますから、是は省略を致しますが、一言申添へて置きたいのは、今日此法案に於きまして保險の目  
 的と致しまして、水稻と桑葉と麥類に限定を致した理由はどうかと云ふことでもあります。是は  
 農業保險の理想から申しますと出来るだけ多くの作物に付て斯う云ふ制度を適用して行くと云ふこと  
 が望ましいことではありますが、實行の當初でもあります關係上、此三種に一應限定を致したのであり  
 ます。大體に於きまして此水稻と桑と麥とをやりますと、農業生産物の生産價額の約七割はカバー出  
 來るのであります。而も是等の作物と云ふものは、全國的に栽培をせられて居るものであります。非  
 常に其危険性がある關係上、此三種の作物に限定を致したのであります。此制度が幸にして御協賛を  
 得て實行せられることになりましたれば、是等の三種の作物に付ての保險制度の實施と共に、他の作物  
 に付ての調査を進めて資料の蒐集を致しまして、漸次此作物の種類を増加致す考で居るのでありま  
 す。其事が又保險經營上は非常に良い結果を齎らすのでありますから、さう云ふやうな考で居るので  
 あります。尙ほ此共濟、即ち保險の事故の問題でありますが、是も先程提出理由に於て、御説明のあ



りました通りに、限定を致されて居るのであります。殊に能く言はれます冷害及雪害と云ふやうなものは、一應今回の案に於きましては除いてあるのであります。是は其必要を大いに認めて居るのであります。是等の被害は被害の起きた時から次に起きる迄の間に相當の期間があるのであります。さう云ふやうな關係から致しまして、吾々の所では十分なる研究調査を遂げて居らないのであります。勿論或る程度の研空調査は遂げて居るのでありますが、まだ是で十分だと云ふ程度迄に達して居らないのであります。是等も漸次資料の蒐集に努めまして、研究を遂げまして、出来るだけ早い機会に於て此保険の事故の中に取入れたいと考へて居るのであります。併ながら本案に於きまして、是等の被害竝に保険の目的として取入れて居ない所の他の作物にして、地方的に非常に重要な作物があるのであります。そこでさう云ふやうなものに對しましては、保険組合をして共濟事業を實行せしめまして、或る程度の救濟の施設を行はすと云ふ考へ方に致して居るのであります。

それから次に共濟責任の期間であります。是は水稻に於きましては本田移植期より收穫期に至る期間桑葉に付きましては、原則として發芽期より晩々秋蠶の上簇期に至る期間、麥類に付きましては、發芽期から收穫期に至る期間、此期間の共濟責任を保險することに致して居るのであります。

次に再保險の關係であります。再保險の關係は、例へば郡單位の農業保險組合に於きまして、百圓の保險を引受けたと云ふ場合に於ては、縣の聯合會の再保險金額と云ふものは其七割、即ち七十圓に

なるのであります。此縣の聯合會の再保險は所謂歩合再保險の制度を採用致して居るのであります。即ち損害の大小に拘らず、常に其の七割は聯合會が負擔する。元受の組合では、三割を負擔すると云ふことになつて居るのであります。政府の致します再保險は、然らばどう云ふ保險であるかと云へば、是は所謂超過再保險であります。縣の聯合會の場合の再保險と其内容を異に致して居るのであります。即ち政府の負擔を致します部分は、地方々々、詰り縣の單位に於きまして、連年の被害の實情を調査して見まして、異常の被害が來た場合には、國が責任を其部分に付て負ひ、縣の聯合會に於ては平均的な被害、所謂普通災害以下の被害が來た場合に於て責任を負擔する。異常の災害が來た。詰り平均的な災害以上の災害が発生した場合には、國が其部分に付て責任を負擔して行く、斯う云ふ制度に致して居るのであります。でありますから、之を一言して申し上げますれば、先づ通常の災害は地元にて是は負擔をして救濟を行つたら宜いではないか、三年に一遍であるとか、或は四年に一遍參ります所の非常に大きな災害に付ては、是は政府が其大部分の所を持つてやる、政府が其災害救濟に付て補償をして行くのだと云ふ考へ方に外ならないのであります。それが政府の所謂超過再保險の内容を成して居るのであります。今申し上げますやうな大體の考から致しまして、参考の爲に全國の平均保險料率と云ふものを算定を致して見たのが、そこにお配りを致して居ります参考書の六の全國平均純保險料率と云ふことになつて居るのであります。勿論是は實行料率ではないのであります



が、一應参考の爲に、是は全國平均でやつて見たのであります。さう致しますと通常の保険料率以上の保険料率、それを加へたものが即ち純保険料率と云ふことになるのであります。隨て自作二十圓の場合に於きましては其二十圓の三・七八%が純保険料率になるのであります。さうして其金額が次の七に掲げてあります二十圓に付て七十六錢と云ふことになるのであります。その三割と云ふものが元受保険組合の手に残る保険料になるのであります。残りの七割を通常と異常との此料率に依つて分割を致しまして、國と縣の聯合會とが其保険料を取得致す譯であります。今申上げましたのは純保険料率であります。國と縣の聯合會とが其純保険料率の外に所謂附加保険料率なるものが必要になつて來るのであります。之を一應吾々の所では反當十錢と斷う見たのであります。隨て今自作の例で申上げますれば、七十六錢と十錢とを加へた八十六錢と云ふものが、反當の二十圓の保険金額の場合に於ける保険料になるのであります。其中十錢を政府が負擔する。詰り事務費に相當する部分は、全部政府が持つと云ふ關係に考へて居るのであります。其下の内譯は先程申上げました七十六錢を前の六の比率に依つて分割を致し、其上に今の十錢を分割を致しまして、元受が五錢、聯合會が三錢五厘、政府が一錢五厘と云ふものを加へまして、そこに出了たのが二十八錢、三十五錢五厘、二十二錢五厘と云ふことになるのであります。

次に此反當の支拂保険金額の問題であります。是は色々損害がありました場合に、其填補を致します方法として色々に考へられるのであります。本案に於きましては、大體此八にありますがやうな填補方式を考へたのであります。即ち是は被害が大きくなればなる程、農家としては苦痛であるのでありますから、被害が大きくなるに従つて割合多くの填補を致して行くと云ふことに致したのであります。

次に政府の助成の問題であります。是は先程申上げました反當十錢と云ふ是であります。所謂保険料の一部國庫負擔、それから此制度を實施致しましてから一定の年間、約六年間と云ふものは、保険に加入致します面積が非常に少いのでありますから、隨て經營が出来ないのであります。それが爲に經營に必要な事務費は、一號にあります保険料の一部國庫負擔の外に更に政府は此組合が立行くやうに事務費の補助を致すことに考へて居るのであります。更に又農業保險組合が保險事業と共に共濟事業を営む、冷害の如きには共濟事業として行ふことになるのであります。更に農業保險組合及び聯合會を設立する際に額の助成をすると云ふことを考へて居るのであります。更に農業保險組合及び聯合會を設立する際に於ける多少の助成金を致すと云ふことに致し、其外保險思想普及宣傳に要します所の經費であるとか、或は府縣に設置せらるべき職員に對する助成であると云ふやうな色々な經費を支出すると云ふ見込で居るのであります。

最後に尙ほ一言附加へて置きますが、此案を實行するに當りまして、吾々が其對象として考へまし



た此耕地の反別と云ふものはどれだけあるかと申しますると、耕地六百萬町歩中二百三十五萬町歩、大體二百三十萬町歩位が、是が保險を要する耕地であると考へてそれが根據になつて居るのであります、組合の數は約二百三四十位を設立する考で居るのであります。是等が全部出上つた場合に大體此案を實行して行きました、どの位の保險金額になるかと申しますると、保險金額の水稻、桑葉、麥類の合計が一億七千二百萬圓餘りになるのであります。第一期と申しますか、此案を實行して参りました、先に申しました二百三十萬町歩の約四割を少くとも加入せしむると云ふ計算に於きまして、一億七千二百萬圓の保險金額になるのであります。純保險料の概算は約六百萬圓と云ふことになるのであります。是は大體の此案のスケールを御考戴くのの御参考に申上げた次第であります。大體それだけでございます。

○伊藤委員 次に何故に冷害を保險事故に加へなかつたと云ふことに付て御尋を致します。我國農村の一般が經濟的に甚しく疲弊致して居ることは、只今申上げた通りであります、特に東北農村は他の地方農村に比べまして、更に窮迫を致して居るのであります。御承知の如く東北地方は、明治維新以來政治的に、文化的に置去りを食ひ、都市商工業の踏臺となり、犠牲となり、加ふるに雪害冷害等の頻發甚しく、年々歳々自然的暴威の蹂躪に依つて喘ぐ違もないのであります。今や東北農民は脊負ひ切れない債務に悩み、最愛の子女を大量的に苦界に沈めなければならぬ状態に陥り、或は多年苦

樂を共にして來た愛馬を捨値で賣拂ひ、辛うじて悲惨な生活を送つて居るのであります。何處の學校に行つても缺食兒童は元氣のない青白い顔をして、體裁を繕ふ爲に持つて來た空の辨當箱を怨しさうに眺めて居るのであります。東北五百萬農民は正に餓死線上に彷徨致して居ると言つても過言ではないのであります。溺るゝ者は藁をも掴むの譬の如く、東北農民は此農業保險の名に依つて一道の光明を見出したのであります。然るに拘らず、農業保險事故の中に、東北農民の最大の關心事である所の冷害が加はつて居ないのであります。冷害を除外したる本農業保險は東北に取つては全く意義のないものになつてしまつたのであります。農林當局は恐らく東北の實情を知らないのではないかと思ふのであります。本當に東北を救はんとする熱意と同情心とを持つて居るならば、冷害を除く理由は斷じてなしと信じます。一體冷害は保險事故に不適當であると云ふが如きことは政府の不誠意を物語るものと私は考へます。冷害に付ては相當の經驗と歴史とを有し、我國の農業の歴史上、明に其沿革を辿ることが出来るのみならず、又大體一定の週期を有して居り、保險金計算の基礎を作ることはそれ程困難ではないと存じます。隨て特別の方法と特別の條件の下に於ては、尙ほ此冷害を農業保險の目的と爲すことが出來ます。即ち特別の方法と云ふのは、政府に於て損害填補の爲に賠償金の或る部分を負擔し、他の一般被保險者に損害を多く負擔せしめざる方法であり、特別の條件と云ふのは、賠償金を損害の全額となさず、損害の多少に反比例して、損害が大きくなるに従つて賠償額の割合を減少す



るが如きことであります。此冷害を何故保険事故に加へざるやと云ふ點に付て納得の行く御説明を願ひたいと存じます。又尙ほ冷害を只今保険事故に加へると云ふことが尙早であるとするならば、將來何時頃如何なる條件が整つたならば、此農業保険の中に冷害を入れられる御考であるか、此點に付て御説明を願ひたいと存じます。

○助川政府委員 東北地方の災害竝に經濟の狀況に考へまして、冷害を保険事故の中に含ましむるやうにしたいと云ふことに付きましては、私共も伊藤君と全く同感であるのであります。併し農業保険の保険料率を算定するのに必要な被害統計がまだ具はつて居りませぬので、此際冷害を保険事故に入れることが出来ないであります。此際は保険組合の共済事業と致しまして相互共済の方法に依つて其冷害の災害を出来るだけ緩和するやうに致したい。左様致しまして此被害統計の整備するを俟つて、保険事故に加へるやうに致したい。斯様に考へて居るのであります。

○伊藤委員 次に冷害と第三十六條の關係に付て御尋を致します。先づ御伺致したいことは冷害に依り損害を受けた場合は此第三十六條に依つて救済しようと思つて居るかどうかを先に一寸御伺致します。

○高橋政府委員 それは御説の通りであります。

○伊藤委員 若しさうだとすれば、是は全く實行不可能であると考へます。御承知の如く東北、北海

道、其他冷害に關係のある地方では先づ農業保険組合を作り、市町村農會等は其保険料を負擔をする。更に此冷害に付て、共済金交付事業を行はんとすれば市町村農會等は其上掛金を負擔しなければならぬのであります。さうして是等の掛金、其他諸々の負擔は總て市町村農會の會員に轉嫁せられるのであります。今日の如く窮乏して居る冷害地方民は斯る二重の經費を捻出し、又負擔する力は全然ないと考へますが、政府は一體之をどう云ふ風に御考になつて居りますか。此規定は冷害地方は何時冷害があり、不測の損害を受けるかも知らないから、平常大いに勤儉貯蓄して、いざと云ふ場合に備へよと云ふ規定に過ぎないと信じますが、そんなことならば東北地方には既に昔から郷倉と云ふものがあつて、實行致して居るのであります。又之に關聯して御尋致したいことは、此第三十六條の共済基金と云ふものはどの位の割合で積立てるのでありますか。又政府は此事業に一定額の補助金を交付して特に冷害地方を救はんとする御意思があるかどうか、之に付て御尋を致したいと思ひます。

○高橋政府委員 冷害に對しましての色々の御心配でございますが、此冷害に對しましての政府としての考へ方は先程參與官から御答辯申上げた通りであります。保険技術の上から保険事故として加へまする時期までの間御説のやうな風に冷害地方に對しては非常に御氣の毒な事情でありますから、其保険事故に加はるまでの間共済事業として各市町村農會に於て共済的施設の下に之を救済して欲しい。斯う考へて居るのであります。成程御説の通り、さうなりますと一種の備荒貯蓄を行ひまして



それに依つて冷害に依る人達が一度事故の發生した場合に於て、それを拂戻すと云ふ制度でありますやうな結果になりますので、御指摘のやうなことに相成るとは存じますが、兎に角政府と致しましては、取敢ず保険技術の上に於て可能なりと信するものを先づ行ひまして、懸て農民の保険に對する總ての點の會得が行きました後に、漸次保険事故を擴大して、又保険技術の上から見まして、取急いで其の調査を進めまして、成べく廣く農産物に對しましての收穫保険と云ふ所まで行きたいと考へて居るのでありますが、其關係から見ましても、取敢ず共濟事故の中にそれを加へまして、順次農民諸君に保険に對する考へ方を馴致して參りまして、一日も速く冷害其他も此保険事故の中に加へたいと云ふ考へ方から此保険組合の中に此共濟規定を加へた譯でありまして、政府としましては其備荒貯蓄的觀念の上から相當の額を各組合に對しまして成助金も出したい。斯う考へて居る次第であります。

○伊藤委員 最後に私は東北の雪害對策樹立に關する緊急質問を致したいと存じます。只今申し上げました通り、此農業保険に於て雪害を保險事故に入れるかどうかと云ふことに付て、大いに議論をして居る次第であります。が之に關聯致しまして、如何に東北の今年の雪害が甚大であるかと云ふことを申上げて見たいと存するのであります。東北地方の昭和十二年末より本年初頭に於ける降雪は、昭和九年の大降雪より數割の多きに達し、實に四十年來の大降雪であります。而も降雪の時期早かりし爲め、總ての農作物、殊に桑園等に對し、豫防工作を施すの違なき間に俄然大量の降雪に遭ひ是等の被

害極めて多く、今後雪融時に至りますれば、各河川の氾濫に依り道路、橋梁及び堤防の決潰は勿論桑樹の枝折、鼠の害、苗代の播種不能等、其他幾多の雪害を被り、地方民の困難名狀すべからざる状態に陥ることは必然であり、又林業に至つても其損害巨額に達すべきは信じて疑はざる所であります。

仍て政府は此際急遽降雪被害の實情を調査し、各方面よりは是が對策を立て、銃後に於ける被害農民の不安を緩和せられたいと存するのであります。本日東北出身の貴衆兩院議員が全部會合致しまして、次のやうな決議案を作りまして、直に之を大藏當局其他の關係當局に提出することに相成つたのであります。即ち「政府ハ深刻ナル雪害ニ鑑ミ急速ニ雪害地方ノ實情ヲ調査シ應急措置ニ要スル追加豫算ヲ提出スヘシ」斯う云ふ決議案を作りまして之を各方面に配つたのであります。此點に關しまして農林當局は如何なる御處置を御執りになられる積りでありますか。御誠意ある御答を願ひたいのであります。

○村上委員長 伊藤君に御相談致しますが、只今の御尋に對しては大臣が出席をされた時に御答辯をなさることに致してはどうかと思ひますが、如何でございますか。

○村上委員長 一寸申すことを落しました。雪害對策の問題に關する答辯が終りましたならば、曩に保留されたる分を御濟し下さい。其次に松岡君に御願致します。

○有馬國務大臣 雪害に關しましては、昨日でありましたか一昨日でありましたか、院内に於きまし



てそれ／＼の方面の方から陳情がありましたし、私も承りましたし、又内務大臣及び大藏大臣も聴かれましたやうであります。農林省と致しましては早速此際人を派して、其實情を調査を致しますと云ふことになつて居ります。唯大藏大臣や内務大臣と話合ひました時に——別に此事の爲に話合つた譯ではありませぬが、偶々其話が出まして、どうも追加豫算と云ふことには間に合はないのではないだらうか。實情も調査しなければならぬし、又何かそれは外の方法で——豫備金でありますか何かの方法でやつたら宜いではないかと云ふことを、正式の相談ではありませぬが申して居られたやうな譯でありますから、農林省と致しましても、早速に調査もし案も考へまして、政府として何等かの處置に出ますやうに至急に取計ひたいと考へて居ります。

**○小野委員** 只今關聯質問の件で委員長まで申込んで置いたのですが、只今の農林大臣の御答で、もう既に關係のそれ／＼の人々から話を聞いて居ると云ふことであるし、私の手許にあります此雪害對策に對する陳情書は東北六縣と新潟縣の農會長が東京に集まりまして作成して、農林大臣其他關係各大臣に陳情を申し上げた筈であります。今農林大臣に伺ひましたらばそれを御覽になつて居つて、其對策に關しましても只今併せて御答があつたやうに私承知して居りますから、私の關聯質問は是で終ります。

**○伊藤委員** 私は一番先に斯う云ふことを御質問申し上げたのであります。此農業保險法案の如き不徹

底にして微温的なるものを以てしては、今日の行詰つて居る農村を果して救済することが出来るかどうかと云ふことを第一に御質問申し上げたのであります。それから第二の點は何故に冷害を入れないか、冷害に對しまして大臣は必ず近い將來に於て保險事故の中に御入れになるかと云ふことに付てでございます。

**○有馬國務大臣** 此程度の保險で今日の行詰つた農村が救へるかと云ふ御尋でありますれば、無論是で救へると云ふことは申し上げられませぬ。それならそんな不徹底なものをなせ出すのかと云ふ仰せであります。勿論私共も眞に農村が救済出来るやうな保險制度を布いて、一日も早く農村の復興致しますやうに努力致したいことは申す迄もないのであります。併しさう云ふやうな程度のものでありますことは、諸種の事情の下に困難であります。さればと云つて保險金を高く致しますれば、國家の援助がなければそれだけ被保險者が負擔をしなければならぬ、保險料を餘計に拂はなければならぬと云ふ結果になりますので、色々考へました結果、此程度の案を作るやうになつたやうな次第であります。將來段々に是が發展を致して参りまして、御希望に副ふやうなものになるかと云ふことに付きましては私共も御同様に希望致して居ることは申す迄もないのであります。冷害の點に付きましては既に申述べたのであります。勿論之に對する保險と云ふものが出来れば、それに越したことはないものであります。御承知のやうに間を置いて可成り酷い被害が參る、あの冷害の性質から考へて見ま



して、此程度の所謂保険制度ではそれを取入れると云ふことが困難な情況にあると思ひます。隨て政府としましては、此際は所謂保険組合の共済制度に依つて之を充して參りたいと云ふ考で其案を採りました。併し將來此冷害に對する色々な調査も出來、そして可能であると云ふ見込が出來ますれば、保険の中に冷害を入れることに一日も早く致したいと云ふことは申す迄もないのであります。

○伊藤委員 只今の大臣の御答辯に依れば、冷害を此規定の中に入れないかと云ふ具體的の理由が分らないであります。即ち統計が不完全であるから入れないと云ふのか、或は非常に金額が嵩むからして入れないのであるかと云ふことがはつきり分らないのでありますから、此點に付てもう一度御答を願ひたいと思ひます。

○有馬國務大臣 それはどれもでありますし、尙ほ其他にも何か事務當局の方で研究を致しました時には、色々理由もあらうと思ひます。御承知のやうに冷害と云ふものは、随分前からあつたものではないと思ひます。併し私共が所謂東北の冷害として承知致しましたことは、さう非常に古い事柄ではありません。そして此冷害に付きまして農林省が持つて居ります所謂被害の程度と云ふものに付きましては、十分な統計の基礎になるべきだけの材料がないのであります。それと、もう一つは只今御話になりました所謂經費の方の關係から申しまして、非常に危険率の多いものでありますし、現在の此案と致しましては、冷害を取入れますと云ふことが非常に困難であると云ふことの爲に、特

に共済に依ることに致した次第であります。

○伊藤委員 農林省に於ては小平さんは今から丁度十一年前に本を書きまして、冷害は保険事故として不適當ではない、少しく方法を變へれば先づ之を保険に入れても差支ないやうなことを發表して居るのであります。其後十一箇年後の今日に至りまして、正に農業保険が制定せらるゝに當り、當局は之を保険事故に入れんとする熱意がないと云ふのは洵に遺憾に存じます。我が東北農民は先程も申し上げましたが如く、何ともそれは形容の出來ない程苦んで居るのであります。私は農林大臣は少くとも此議會でも濟みましたら雪のある間に一つ東北の現状を御視察あらせられまして、眞に此東北の救済の爲に御働き下されんことを希望致しまして、私の質問を打切ります。

○松岡委員 私は農林大臣に向つて御尋致したのであります。私の今日まで存じて居る所に於ては實に進歩的な考を持つて居るお方として、常から最も敬服して居るのは有馬農林大臣であります。又全く忘れられた東北方面の窮乏の根因を爲す雪害問題に付ても、過去十三年間に接したる人間に於て一番認識を強めて居られたのも有馬農林大臣であります。此御方が今當局になつて居られる關係上、私の質問を致しますことは何となく自分として躊躇するやうな思ひを致すのであります。是程までに東北の實情を知つて居る有馬農林大臣、又非常な進歩的な政治の御考を持つて居らつしやる農林大臣に私が質問を致すことは、全く私としては非常に躊躇したのであります。けれども已むを得ませぬ。



私の衷情をお察しの上どうか御答辯を願ひたいと思ふのであります。私の觀る所に於ては、我が帝國の如き地形を成して居る所は全世界に例がありや否や、完全なる獨立を成して居る國として、東西に狭く、南北に細長く繞らすに海を以てし、中央には大きな山脈を持つて居る。日本海の彼方には頗る寒い廣漠たるシベリヤを控へて居る。斯う云ふ關係から云つて、地域的に、地理的に氣象的に我が日本のやうな國柄を成して居る所は全世界に果して例があるか、先づ茲に認識を持つて萬般の政治が行はれなければならぬと思ふのであります。只今此御起案を拜見致しますと云ふと、先程の御説明にも全部劃一的である保険でありますから、除外例を求めるとはむづかしいのでありませうけれども、劃一的である。斯様な劃一的な政治は我が日本に果して親切的な政治と言ふことが出来るか、弱い者を庇つて行く所に強い者の尊さがあり、そこに尊敬すべきものとして吾々は迎へるのであります。明治以來、今日までの我が日本の政治は、果して弱い者を庇うて行つて居るかどうか、高い所から低い所に水の流るゝのは當然である。其當然な所に馬力を掛けて、もつと早さを付けて水を流して居らなかつたかどうか、低い所から高い所に持つて行くにはどうしても特別な仕掛を設けなければならぬ。エンジン掛けなければならぬ。其エンジンを掛けて居た政治が七十年間我が帝國の何處にあるか、此點が最も考へられなければならぬ所と思ふのであります。此保険法案の全貌を眺めて見まして、何處から出て来たか、我が日本に於ての初めての試みである、初めての試みの時に於ては日本獨特のもの

が出来なければならぬのであります。其獨特な日本に相應しい法案が生れたかどうかと云ふと今申上げたやうな劃一的に出来て居ると云ふことは何處から来た。是で宜いのかどうか、聲を出さない者に向つて知識のある見聞の廣い爲政者こそが本當にさう云ふものを庇うて、少しも違算ないやうにすることが官吏の最も心掛けなければならぬ所と私は信ずるのであります。勅令の中に織込まうとする、第十八條の命令事項の中に保険金額に關する事項の中の一末項に、事情に依つては之を變更し得る旨を規定する見込だと云ふことがあるが、關西方面の人々の二十圓と、維新以來閑却されて來て居つて東北の人々の二十圓とはどうして同じであるか。保険金額の其金の値打に付て得られる上に付て、而して七十年間閑却されて、漸く息ついて來て居るやうなあの東北方面の人間が得たる所の金、高い所から低い所に當然流るべき水に更に力を加へたやうに思はるゝ所の其結果として得られる所の金を同一に見て日本に新しい政治の表現の一つとして此保険法案を定めようとする時に、之をどう御覽になつたか、先づ根本に茲に考へなければならぬ。世界に類例のない日本の此状態、之に即應すべき所の政治、漸く昭和八年の四月の一日に日本の法律に雪害と云ふ二字が入つたのはそれが初めてである。我が日本が初めてであるばかりではない。世界で初めである。其世界で初めの雪害が明治以來七十年間の連續して、是がもう少しも變らないのである。冷害に於ては歴史を見れば知ることである。明治維以前の歴史には餘り詳しくはありませぬけれども、明治維新以後の歴史に於ては凶作の文字は



東北以北に於て何處で發見されるか、殆ど發見される處がない。斯う云ふことに付ては一番能く農林省では御分りになつて居る筈だらうと思ふ。其凶作の原因總てが御分りになつて居らなければならぬと思ふ。御分りになつて居る筈だ。さう云ふことを色々考へまして、全國劃一の政治が宜しいか、どうか、それでは宜しくない。日本の實情に即したる所の政治に爲さねばならぬと云ふことが本當の正しき日本を認識し得た所の今日の政治でなければならぬ。其點に付て私の最も尊敬して居る所の農林大臣は如何様に御考になつて居らつしやるか、先づ之を御尋致したいのであります。

○有馬國務大臣 東北の問題に付きましては、曾て東北振興調査會等に於きまして、松岡さんの御意見を屢々伺つたことがあります。只今御述になりまし事柄に對しては勿論私共も異議がある譯ではないのでありますが、併し農業保險と云ふ全國的な一つの事柄を致しまする場合に、或る地方が他の地方よりも比較的色彩々な點に於て不利な立場に居るからと云ふので、其處だけに違つた特別な取扱をするに云ふやうなことは困難であると思ふのであります。私が松岡さんの仰しやつたことを取違へて居るのかも知れませぬが、若しさう云ふ意味であると致しまするならば、例へば東北振興の爲に只今特に何か計畫をするとか、或は先般の東北振興株式會社を立てるとか云ふ事柄ならば出來ますが、今回の農業保險のやうに全國を見渡して一つの保險事業をやらうと云ふやうな場合に、一地方が色々の點に於て不利だからと言つて、其處だけに特別な考慮をして違つた形を採ると云ふやうなことは

是はどうも少し無理ではないかと考へるのであります。雪害であるとか、冷害であるとか云ふやうなものも何故此規定の中に入れていかと云ふ御質問ならば是は又別個であります。只今御述になりました總括的の意味では、私は少し松岡さんと意見を異にして居るのであります。

○松岡委員 非常な難儀なことでありますから、今日まで長い間劃一的な政治で來て、頭の天邊から足の爪先までヨヂムチンキを付けて薬を付けたと云ふことになつて居つたのであります。此の頭の天邊から足の爪先までヨヂムチンキを付けて薬を付けたと言ふて、無駄な所に付けた薬をどうするか、本當に神経痛で脚が痛いと言ふ所に、しつかりした薬が行かなければ治りつこはない筈だと私は思ふ。神経痛に持つて行つて胃病の薬をやる、頭の天邊から爪先までヨヂムチンキを付けて、それで以て薬を付けたと言はれて、今まで黙つて居つた所の人間は實にお目出たいものである。又無駄なことである。そこをぶち破るのが革新政府であり、農林大臣の常に進歩的な御考を持つて居らしやる所ではないかと思ふのであります。此點は此程度にして置きますが、さう云ふ點は農林省としては最も農民に接觸して居るのでありますから、一番能く分つて居らなければならぬ。兎に角昭和八年の四月一日までは雪害などと云ふ文句は法律の上に全くなかつた。又々今回此案を出す時に茲に入つて居るぬ。昭和八年の四月一日前は別であります。農林省の積雪地方農村經濟調査所が本年の九月を以て滿五周年の記念やらうと云ふ位である。熱心に調査が出來て居る筈である。若しも此調査が出來ない以前の



ことは一切合財分らなかつたんだと云ふのならば、何の爲に今まで日本の農林省は政治をやつて居んだ、斯う云ふことが私は言へると思ふ。積雪地方農村經濟調査所が出来て五周年になるのでありますから、相當に分つて居る筈だと思ひますが、只今他の同僚からの御尋で、まだ調査資料が出来て居らぬから、斯う云ふことでありまするが、いま何年経つたらば、是が完成して、東北の方面の人々或は雪の降る地方の人々に納得を行かしむることが出来るか、殊に東北方面は他の雪の降る地方と異つて、地の方面は二毛作も出来る所もありますけれども、一毛作しか出来ない處に於ては、特段に此農作物に付ての關心が深いのであります。其關心の深い一毛作で家族全體を生活せしめなければならぬ所の其者に向つて、何時になつたならば安心の出来るやうな工合に爲して戴けるのですか、はつきりと承りたい。今の調査が出来たらと云ふやうなことではなく、積雪地方農村經濟調査所が此九月には滿五周年になります。其以前には何も出来て居らなかつたと云ふことならば、十年間の統計が出来なければ出来ないものでしたら、昭和十六年、十七年には出来るのでありますかどうか。積雪地方農村經濟研究所が出来て五周年になる。本年を入れてあと五年あれば完全に出来るのですかどうか。之を御尋します。

○有馬國務大臣 御承知のやうに今回の農業保險に於きましては、米と桑と麥であります。隨て雪害を受けまする物は先づ其中の麥であると思ひます。今回雪害のことは此處から除かれて居りますが、

實際の雪害と云ふものは、例へば果樹であるとか、其他米とか桑とか云ふ物でなく、他の物にあると思ふのであります。今回の保險の品目の中にまだそれ等のものを取り入れて居りませぬ。全國として農産物の主要な物であつて、耕作地として主要なる部分を占めて居る所の米と麥と桑と云ふことになつて居る爲に、品目の上から申しましたが、他の物は入つて居りませぬので、隨て雪害を受けまする物が此三つの中では麥があるだけでありまするが、さう云ふ譯で省いて居るやうな譯であります。では將來何時になつたらやるのかと云ふことを今から御約束を申上げる譯には参りませぬが、將來さう云ふ保險をする所の品目が殖えたり、又被害の種類を擴張するやうなことが出来る曉になりますれば、又無論考慮は致しますが、今どうと云ふ御約束する譯には参りませぬ。

○松岡委員 只今農林大臣の御答辯の中に、雪害は麥だけだと仰せられて居りますが、雪害には直接雪害と間接雪害と色々あることは萬御承知のことと思ひます。東北の方があんな風に冷害を受けて居ると云ふのはどうかと云ふと、雪が澤山降つて雪害が漸次冷害に入つて行くと云ふことは昭和九年の經驗ですつかり分るのであります。あれ迄は少しも海洋の調査も何もして居らなかつた。初めて海洋の調査が出来、氷が流れて來た時には海洋の水溫がどう變つて、それが青森縣の突角にはどんな風に影響があるか或は、津輕海峽を流れて日本海にどう來るか云ふやうなことは初めて昭和九年の經驗に依つて分つたのであります。雪害は單に麥だけだと云ふやうな只今の御答辯は、そこに小濱君が居



られるけれども、是は私は少しく只今の御答辯は違つて居ると思ふのであります。雪害は間接の雪害、直接の雪害、種々な方面から来る。それが結局して遂に大きなものになるのだと云ふことになつて居ることは萬御承知のことと思ひます。茲に參考資料の中の、農業保険組合の個々の共済事業の中に水稻の冷害と云ふことがあります。共済事業として水稻の冷害の場合もやると云ふことになつて居ります。是は其通りでありますか。

○有馬國務大臣 其通りであります。

○松岡委員 只今の其通りであると云ふ御言葉を頂戴して更に一層——共済事業は國が行ふものはほんの僅かでありませう。あとの大部分は其縣である、其町村である、あの水稻の冷害、あゝ云ふ大きなものをやらうとする所の共済事業の資金は町村であり、其縣である、大部分が其土地のものである。さうして國の爲す所のものはほんの僅かである。結局さうすると縣單位でやると云ふやうな所に歸著するのぢやないかと思はれる。國家としてはほんの僅かである、力のない所の町村、力のない所の縣、及災害の頻發する所の其地方が大部分負擔せなければならぬと云ふ状態に於て、此水稻の冷害の場合の對策を保險が出来まする迄の間暫らく共済事業に於て行ふ。斯様に解釋して宜しいのですか、どうですか。

○有馬國務大臣 是は、改めて申上げる迄もないのでありますが、此保險の中に入らないからと云つ

て從來行つて参りました所謂災害の救済と云ふやうなことを全然やらない譯ではないのであります。此農業保險と云ふ制度が布かれれば、國家は災害に對して、一切今後知らぬ顔をして居ると云ふ意味ではないのであります。隨て過去に於ける冷害の如き災害がありますれば、國が之に對して災害の救済を致しますことは申す迄もないのであります。唯此保險の中に之を加へて行くと云ふことは、今回の保險制度としては困難であるから之を省いたのであります。保險組合が行ひます所の共済事業の中に水稻の冷害と云ふものが入つて居ります。之に對して國が多額の費用を出さないで。それは殆ど地方の負擔になつて居ると云ふことは甚だ面白くない。これで効果が擧がると云ふやうな御話であります。共済事業と云ふものは先づ大體に於てさう云ふものではないかと思ふのであります。それで宜いと申上げるのではありませぬが、それに國が十分の援助が出来る位ならば、或は保險の中へ入ることが出来るのかも知れませぬが、實際上東北地方に昔から残つて居る郷倉の制度とか、色々さう云つたやうな制度があつたやうに、其地方々の力に依りまして、さう云ふ相當長い間を置いて来るやうな冷害と云ふやうなものに對しては、共済制度と云ふことを其地方の力に依つてやつて行くことが出来る。尙ほ其上にさう云ふ災害があれば、國が其場合にはそれを救助すると云ふことがあれば宜しいのではないかと考へます。

○松岡委員 農業保險に入れないのは調査資料が出来ない爲に入れないのだ。斯様に明確に提案理由の



説明の時並に之に對する附帶説明を政府委員、説明員から承つた時に承つたのでありますが、農業保険に冷害及雪害を入れないのは、本會議に於ての大臣の御説明の中にもはつきりと聽いて居る。未だそこ迄に至らない、調査資料がないから入れないのだ、出來さへしたら之をやるのだ、斯う云ふ御話でありました。只今の御答辯を承りますると云ふと、共濟事業と云ふものはさう言ふものぢやないか、何となく東北方面の周期的に來る大きな冷害、雪害が根本となつて冷害となる。さうしてあのやうな凶作をなすものに付ては、國家として特別に考へなければならぬぢやないか、斯う云ふやうに伺はれたのでありますが、東北のやうな大きいあゝ云ふ周期的に能く來る所の冷害等に付ては、特段に考慮すると云ふことになる、調査資料が出來ないからして、茲に農業保険に入れないのだと云ふことと矛盾するやうになるのですが、どうでありますか。

○有馬國務大臣 私の申し上げ方が悪いので御諒解が行かなかつたかと思ひますが、私が特段にと言つた意味は、冷害が襲つて參りました、被害のあつた時のことを申すのであります。さう云ふ過去に於ける冷害の發生致しました時のやうに、さう云ふ事態が起つて參りますれば、國としては其場合には從來通りと申しますか、或は從來以上と申しますか、地方の救濟の爲に國が援助することは當然だと考へて居ります。唯々其場合に、國の災害の援助と云ふことはかりを頼りにしないで、自分自らの力に依つて共濟制度を設けて置いて、其災害の共濟をすると云ふことが適當かと考へます。保険に入れるこ

とが出来るやうな状況になりますれば、無論入れますが、其保険に之を加へますことが困難であると現在と致しましては、其間は共濟制度で行くより外に方法はないと考へて居ります。

○松岡委員 私の常々聞いて居る所に依ると、逆でも東北の方は保険を始めると云ふと大變な金高になる。是は逆でも出來つこないことだ。又其保険を掛ける所の東北民は力が非常に弱いから、到底此保険料を掛けることが出來ない。だからして是に入れないのだ。或は又此保険に入れば東北の方の者が受ける利益が多いのだから入れないのだ。斯う云ふことを能く申しますが、之に付て間違ならば間違だ。左様なことはないと云ふことに付て御示を願ひたいと思ふのであります。東北の者が力が弱くて保険料が掛けられない。東北の方の者は大地農業で殆ど原始的農業ばかりである。あの災害を受ける者に保険をやらせるなんて云ふことは逆でも出來るものではないか。だから之に入れないのだ。若くは之に入れない方が却て東北の爲には餘裕が出來て、さうして救濟する途が開けるのだ。斯う云ふやうに言ふ人があります。二つ言つて居る人がありますから、之に付て如何でありますか。

○重政政府委員 御答致します。冷害を保險事項に加へると云ふことになれば、保険料が多くなると云ふことは是は當り前のことであります。東北地方に於ける農業災害に一つ大きな被害が殖えるのであります。大體の見當では現在此案に取入れて居ります被害の半分位は冷害の場合を入れれば殖えると云ふことになるのではないかと思ふ譯であります。唯々非常に負擔が殖えると申しますのは、



屢々大臣からも御説明になりました通りに、吾々の資料が十分に揃つて居る下に於ての研究であれば、之を保險事項として保險經營の中に加へれば、當然相當な、普通以上の安全率を強ひてやらうとすれば、それを入れた爲に東北地方に於ける農業保險組合と云ふものは被統に瀕することになるのであります。是に於て今直ちに之に入れろと斯う言はれることに對しては、吾々は正直に是はもう少し餘裕を與へて貰はなければいけない。それは却て損ぢやないか、普通より以上の安全率を加へなければ東北地方に於ける風水害とか旱害とか云ふものと足並を揃へることが出来ない災害であるから、それよりも寧ろ此災害の起つた際にさう屢々起ると云ふものでもないから、それに對して從來の如く、寧ろそれ以上に是は對策を講じて行く。其中に又吾々の事務的研究を進めて、此中に入れるものは入れて行かう斯う云ふ風に考へて居るのであります。恐らくはさう云ふたやうなことを御聽きになつたのではないかと思ふのであります。序でに申し上げますが、元來保險制度とか、共濟制度とか云ふものは、大體自治的に救濟を相互にやつて行くと云ふことが本旨であるのであります。政府の救濟を之に依つて多くを要求すると云ふことであるならば、斯う云ふものは寧ろ無くても當然政府が出すと云ふのであるならば、斯う云ふ制度が無くても事が足りるのであります。併ながら御承知のやうに農民の現状と云ふものは、封建時代から今日に至る迄他方本願で皆やつて來て居ることが多いのであります。是に於て殊に此災害と云ふやうなものに對して、通常或る程度の醸金と申しますか、

自分の責任に於て或る程度の準備をし、政府がそれに對して或る程度の助成をして、さうして獨立心を中心にして災害の始末を付けると云ふ制度を一つ茲に確立すると云ふことが必要であると考へまして、さう云ふ意味に於て斯う云ふ保險制度と云ふものが古くから農業政策の重要な一つの點として唱へられて來たのであります。隨て冷害の御話に付て色々拜聽して居りますと、徹底的な政府の救濟對策と云ふこと、共濟とか或は保險制度と云ふやうなものと、少し其處の邊が或は私に誤解があるかも分りませぬが、多少一緒になつて居るやうな嫌ひがあるのでないかと思ひますので附加へて置きます。

○松岡委員 段々正直な所まで御話爲さるやうであります。實はさう云ふことを承りたいのであります。雪國の方、東北の方の者が從來餘りに勤勉でなかつたと云ふやうなことを能く聞くのであります。決して勤勉でないのではないけれども、一年に四箇月乃至五箇月あの中に蟄伏して居るのですからして、自然と慣習が其處に到らしめて居ります。どうしても積極性を持つた人間にせねばならぬと云ふ爲には只今の御言葉を承れば愈々以てしなければならぬ。さう云ふ工合に獨立心を持たしめなければならぬと云ふのに、なせ之を入れないか、獨立心を持たしめて發憤せしめるのには目標がなくて何で行けますか、何が故に茲に風水害だけをやつて居る。風水害を被むるものだけが獨立心を立派に持つて居ると云ふことになるのですか。それ程までに、自發的に、自治的にやらなければならぬやう



な人間を造る爲に此保険をやると云ふのならば、尙ほ一層今日まで閑却されて居つて、動ともすると勤勉な者でない、積極性の者でないと言はれて居る。其ものに對してより積極的に、より獨立心を培養せしむる爲に目標を與へると云ふことが政治の要諦でなければならぬと思ふが、どうして之を入れないか、さう云ふ救済ではない、自治的にやらせるのだ、奮發させるのだ、勉強させるのだと云ふ時に、茲に勉強をする目標を與へないで、東北はうつちやらかして置いて宜いと云ふのですか。それを承りたい。

○重政政府委員　今私が申しましたのは、保険も共済も一緒にして申上げて居るのであります。東北地方の冷害と云ふものは本案から全然別に致して居るのではないのであります。共済事業として此保険組合に於て之を行つて行くことになつて居るのであります。唯共済事業で之を行ふか、保険として之を行ふかと云ふことは、一に是は保険技術上の問題になつて參るのであります。先程の説明が悪かつたので御諒解を戴かなかつたかと思ひますがさう云ふ譯であります。

○松岡委員　いやさう云ふ譯ではありませぬ。あなたの説明が足りないと思ふやうなことはありませぬ。只今のやうな救済が目的ぢやない、農作物をして損害なからしむるやうにするものだ、出来るだけ其損害を少からしむるものだと思ふが、さうすると農作物收穫上及び小作料云々と云ふ損失を多少なりとも補償すると云ふことは一種の救済ではないのですか。私は救済だと思つて居つたが、救

済が主たるものではなくして、自治的にやらせるものだ、救済は此保険では當らないと云ふことは私には解釋出来ない。それならば今申上げたやうな工合に、茲にはつきりと目標を定めて、茲に風水害とあるのですから、其他の中にはつきりと最も酷い冷害及び雪害と云ふものを入れて當然ではないか。さうすればそれに依つて自治的に一生懸命勉強すると云ふことにもなる。東北地方は唯一毛作ですから、苗代と云ふものがいけなかつたら大變なことになる。其苗代には現在六尺乃至八尺も雪があると云ふ所がありますから、五月になつたら全部之を掘つて行かなければならぬ。それで是は見なければならぬことだ。丸々何にもないから、其處に雪が降つても少しも農作物には關係がない。だから麥だけやつて、水稻には關係がないと云ふ先程の御話が出るのはそこである。併し實物を見れば分る。苗代が立派に出来なければ東北の方は一年間の作物を取ることが出来ない。其一番大切な苗代が東北ではどうなるのですか。乃に入るのか入らないのか、日本のやうな氣象的に特別な地域に出来て居る所は全世界の獨立國に其例を見ない。さう云ふ所に斯う云ふ法律を置く時には、違つたものが出て來なければならぬと思ひます。保険技術上に於ては私はちつとも分りませぬから、或點までは承服せなければならぬかと思つて居ります。併し假に一步を譲つて、さうではなくして、全く國家の救済は別のものに於てやる、それよりも自治的に之を爲すものだと思ふのならば、其自治精神をして



損害を少からしむるやうに勉強せしむるには、目標を定めて置いた方が宜くはないか。其目標を定めるには未だ資料がないから入れないのだと先程から申されて居りますが、此事に付ても今後五年間に出来るかと云ふと、之に付ての御明答もない。段々話を承りますと結局分らないことになつてしまふ。併ながら東北の者は今日までは黙つて居つたけれども、此頃は漸く眼を開いてやかましくなり掛つて居るのですから、此儘ではうつちやつて置かれまいと思ひます。もう少し明確に御答辯を願つて、殊に今の苗代をどうするかと云ふ問題に付ての御話を承り御答辯を承りたい。

**○重政政府委員** 勿論保険制度は共済制度たることは間違ひがないのでありますが、併し此根本は相互共済を前提に致しまして、政府が再保険を行つて、責任を政府が負つて詰り政府の保障の下に自治的に共済をする制度を作る。是が大體に於て共済の制度であり、農業保険の制度であると云ふ風に考へて居るのであります。それから苗代の場合の御話であります。是はやはり此案に於きましては、保険として苗代自體は取扱はないことになつて居るのであります。是はやはり共済事業の一部として之を取扱ふことになるのであります。併し東北地方の苗代の被害と云ふことに付きましては、御説のやうに非常に大切なものである爲に、是は先年雪害対策としてもやつたのであります。今回もやはり別途の方策を之に對しては講ずることと致しまして、現に大藏省に對して相當額の経費を要求を致して居るのであります。さう云ふ次第でありまして、此點に付ては別途に考慮を致して行くこと云ふ風に

致して居るのであります。

**○松岡委員** そこです。本當に之を認識したならば、豫算にちやんと出て來なければならぬ。款項目の中にちやんと出て來なければならぬ。外の方から一寸融通をするなんと云ふことは、非常に理解のある有馬さんのやうな農林大臣が出て居られる時は結構ですが、さうでない者が出た時は、其時は外から融通して呉れぬと云ふことになるが、農務局では之をどんな風に取扱ふのですか。一つの豫算の中に雪害地方の苗代に對しては斯う云ふ風にすると云ふことで計畫を立てる時には、既に豫算の中にはつきりと是が出て來なければならぬ、毎年々々あの通りに雪になつて來る。一昨々年はやられたが一昨年はどうなつて居るのですか、又之をどう取扱つて居りますか。豫算の項目としてはつきり謳つて、間違なく此通り出て居るぞと云ふ——東北の冷害、雪害に付て農林省が認めたと云ふ其證據を見せなければならぬ。其證據を出さうとして居るのか、出て居るのか、どうなのですか。

**○重政政府委員** 是はさう云ふ項目で要求して好い場合もありますし、さうでない場合もあります。それから又苟も豫算を御協賛を願つた出來上つた以上は、濫に之を流用すると云ふ譯には參らないのであります。大藏省と相談を致しますのにも、其根據は明にして行くのでありますから、今私が申し上げました費目の名稱——大藏省が認めれば名稱の如何に拘らず殆ど大部分は其東北地方——と云つては語弊がありますが、さう云つた所が目標になることになると考へるのであります。御話の苗代



の問題は大いに重要な所になると考へて居る譯であります。

○有馬國務大臣 先程からそれに關聯した御質問を屢々御繰返しになつて居るやうであります。只今賃貸價格の問題と關聯して御話になりましたが、さう云ふ場合と斯う云ふ場合とを同一に取扱ふことは少し困難かと考へます。私共も東北の問題に付ては松岡さんから随分長い間伺つても居りますし、決して私共も實情を知らない譯ではありませんが、併し斯う云ふ全國的な一つの制度を確立します場合に、今のやうな特別な取扱をするに云ふやうなことは事實上不可能だと思ふのであります。何か負擔金と云ふやうな場合には別箇の取扱も出来るかも知れませぬが、斯う云ふやうな制度に於きましては、是は非常に難しいのだと考へて居ります。

○松岡委員 「風水害其ノ他」と云ふ次に「冷害、雪害」と云ふ文字を入れて下されば何のことはない。極めて簡単なことなのです。是が出来ないと云ふ理窟が分らない。東北、北海道千七百七十一の町村が全部あれ程泣きの涙で集つて、冷害及雪害と云ふものをどうしても農業保険に入れて呉れと云ふ、あの熾烈なる陳情があなた方に通らない筈がないと思ふ。是は極めて簡單であります。先程來仰つしやる通り調査が出来たらやると云ふのであるならば、調査が出来る間までも茲に出して置いたつてさう大した問題ぢやないと思ひますが、出来ないと思ふならば吾々後日の機會に考へなければならぬ、東北方面ばかりが雪害、冷害が専門の所ぢやない。新潟の方、北陸地方、長野縣、滋賀縣の一

部の如きも相當に降るのであから、冷害及雪害と云ふ文字を入れて下さつても差支ないと思ひます。其調査が出来ない間は入れられないと云ふのですか、入れちや悪いと云ふのですか、入れるとすれば資料は何年に出来るのですか、執拗いやうですけれどもこの所を御願したい。

○小濱政府委員 是は申上げます迄もなく、保険の性質を持ちますものは保険料を皆が納めまして、それに依りまして保険事項が発生致しました場合にはそれで拂つて行くと云ふことでございます。隨て保険料を拂ひます場合には、危険が度々起りまするやうな地方に於ては保険料が高くなる。所謂保険料の負擔の衡平を期さなければならぬ。隨て保険料率の算定には特に被害の過去の狀況を本にして行かなければならぬ。所が冷害等に付きましては、保険料率を算定致しまするのに、十分なる資料がまだ整つて居ない。それは時を置きまして非常な冷害が参りまするので、それに依つて危険率を算定致すと云ふことになると、勢ひ安全率を多分に見込まなければならぬ。さうすれば保険料が高くなりまますから、此際に他のものと一緒に保険の中に取り入れられないのです。然らば何年すれば資料が整ふのかと云ふ御質問でございますが、冷害等に付きましては、時を隔てまして災害がひどいのが参ります。隨て間歇的に参ります斯う云ふ材料に付きましては、其他の風水害に付て資料を整へます年限よりももつと長い年限のものを見なければ、是で安心だと云ふ、危険率の算定が中々むづかしいのであります。随ひまして十年すれば其資料が整ふと云ふことも申上げられませぬ。何年と限る譯には参り



ませぬ。其點御諒承を願ひます。

七〇

○松岡委員 第一條に「共濟事業ヲ行フコトヲ得」と書いてあります。さうすると、先の方に「風水害其ノ他」とあるから、そこへ唯冷害、雪害とさへ入れれば、共濟事業の方に持つて行くのです。何も保險の方に掛らないとすれば、此共濟事業の方の「其ノ他」と云ふ所に冷害及び雪害を入れてさへ戴けば宜いと思ふのですが之を入れられない理由は何處にありますか、其理由を承りたい。

○小濱設府委員 第一條で規定して居りますのは、市町村農會で共濟事業を行ひますることを書いて居るのでございまして、私が冷害を共漸事業でやると申しましたのは、郡を區域とする元受保險組合に於て、保險の外に共濟の事業をやると云ふことを申したのであります。それで此仕組に付ては既に説明を致したと思ひますが、郡を單位として保險組合を造りまして、それに保險を附しますものは町村農會であります。町村農會、又事情に依つては養蠶實行組合もございしますが、それ等のものが其會員に對して行ふ所の共濟責任を郡の組合に於て保險をする、斯ふ云ふことになりますので、此第一條の共濟事業と云ふものは、町村農會に於ける共濟事業のことを書いて居るのでございまして、先程私が申しましたのは、郡單位の所謂元受保險組合に於てやります共濟積立金の事業に依つて、冷害等に付てのことをやつて行くのだと云ふことを御説明申上げた積りでございまして。

○松岡委員 今まで御答辯を承つて洵に納得が出来ないことばかり多い。隨て雪國の者、特に東北の

者は嘸かし之に不満を抱くことと思ふのであります。又あれだけ迄に熾烈に考へて居つた問題でありますから、其失望は實に甚しいものがあらうと存じます。茲に於て私は只今の大臣及び政府委員諸君の御答辯に依りまして、冷害及び雪害は實在だと確認すると云ふことに付ては、是は確かな御答辯のやうに承つて居ります。そこで其實在である所の冷害及び雪害に對して或る資料を得る迄、又是が立派な修正になる迄の間の仕事として、別箇の方策を以て明確に冷害及び雪害の對策を講ずると云ふ事の御言明を得られれば、大變有難いと思ひすので、其御言明を得たいと思ふのです。

○有馬國務大臣 此保險に關しまする調査會が繼續して居りますから其調査會に於きまして、此冷害の問題を更に考究致したいと考へて居ります。

○松岡委員 只今冷害のことだけを申されたのですが、雪害も入つて居るものと解釋致して宜しいのでありませうか。其點冷害及び雪害を考慮して調査會に於て調べて善處する、斯様に解釋致して宜しうございませうか。

○有馬國務大臣 仰せの運りで結構であります。

昭和十三年三月十一日（金曜日）午前十時二十九分開議

○松浦委員 政府委員の御答辯が本當に誠意があるならば、豫防の出来るものは豫防する、豫防出来ず、天然の害に依つて受ける災害は之を保險にする。斯う言はれるけれども、何だかそれは一つの遁



辭のやうに思はれる。若しさうでなかつたならば、實際さう云ふ風に豫防の出来ぬ災害を政府がやる  
と云ふならば、何故冷害、雪害を入れなかつたかと云ふことを言ふのであります。本當に豫防の出来  
ないものを計上すると云ふならば、冷害を入れる考があるかどうかを聴きたい。

○高橋政府委員 前にも御説明申上げたのでありますが、保険と云ふのは所謂危険の分散を行つて、  
災害に依つて生ずる負擔を少からしめようと云ふ目的であります。隨て保険技術に依りまして一定の  
調査が出来上りまして、是ならば此保険料金で行つて大丈夫だと云ふ見透しが付かないものに對しま  
しては遺憾ながら保険事故の中に加へることが出来得ないのであります。固より政府は只今決めて居  
りまする米、麥、桑と云ふものだけに限つて保険事故の對象物にする。將來外のものはいれないのだ  
と云ふやうなことは決して考へて居ないのであります。御心配になつて居るやうな、又御指摘なさ  
るやうな色々なことに付きまして、十分な研究調査が出来まして、保険技術の上では是は保険事故とし  
て取入れて差支なしと云ふ確信さへ得ますならば、喜んで入れるべきものである。斯う考へて居るの  
でありまして、冷害、雪害と云ふやうなことに對しましても全く其地方に對しては御氣の毒に思ふの  
であります。何しろ保険制度の本質の上から見まして、相當調査研究致しませぬければ、直ちに此  
中に取り入れると云ふことが出来ないことを甚だ遺憾と思ふのであります。成べく早い機會に於て十  
分調査を遂げまして、一日も早く此保険事故中に加へてやるやうに致したいと思ふのであります。

○松浦委員 只今政務次官殿の御答辯でござりますが、どうも私は納得出来ませぬ。冷害に對する災  
害の研究が出来ぬのか、或は冷害に對して調査研究の總ての材料が集つて居ないのか、又國が此問題  
をやるに付て單なる相互組合の責任保険だけではいけないので、國家が相當の助成を必要とする爲に  
計上出来ないのか、何だか風呂敷の中に話を包んで居るやうではつきり致しませぬ。一體農業保険が  
議會の歴史に現はれましてから何年になりませうか。此間も圖書室で色々調べて見ますと、大體是が  
現はれて来て色々調査費が計上せられて以來十二箇年以上の歳月を経て居るのではありませぬか。  
其長い間に何回冷害があつたか、あなた達の統制下にある各府縣道廳、或は樺太廳と云ふ所の農務課  
が、あなた方の指令に背いて、或はそれに従はないで調査材料を與へないのか、まさかそんな不統一  
なものではありませんまい。是は眞にやらなければならぬ。冷害と云ふものは御氣の毒だと云ふ言葉の  
出る先に、言葉で同情して貰はなくとも宜しいから、本當に仕事の上に、本當に施設の上にそれが現は  
れて行かなくては本當の活きた政治ではありませんまい。今日の窮迫した農村を氣の毒だと云ふ一言位  
で片付けることは出来ないと思ひます。北海道の冷害に付て色々此處に申し上げます所の數字は今持つ  
て居りますが、先づどう云ふ譯で政府が此冷害を考へなかつたか、斯う言ふと調査が出来ないとか色  
々のことを言つて居りますが、十二年も研究して、其間に冷害が六回もあります。さうして其調査材  
料がない、去年の如きも、此冷害に對する調査材料を議會で要求した所が、それは出せぬと言つて出



して呉れない。此間も當局に要求した所が、出来て居らぬとか何とか言つて出されない、私は無いこととは思ふ。それは吾々が當時道會に居りましたから色々此材料を作つて、政府にも既に申達し、農林省からも、實際の被害に付て相當の政府米も借りて居れば、或は頼母子資金も肥料資金も借りて居る。其數字の分らないものに、そんなものを貸すことは出来ませぬ。北海道、東北の冷害の數字の一番多い年は昭和九年であります。兩方で損害約二億圓を算す。而も其面積から言つたならば實に大きな面積を持つて居る。さう云ふことを調査が行届かないとか何とか言ふが、十二年間も研究して居つて、さう云ふことはない筈である。之に付て今まで調査研究せられました内容を此處に御示しを願ひたいと思ひます。

**○重政政府委員** 勿論放つて居る譯ではありませぬ。調査研究は續けて致して居るのでありますが、調査資料が不備であると云ふことに外ならないのであります。水害とか、旱害とか云ふやうなものは、今回此案を立てますに當りまして、其根據になりましたのは十七箇年の統計を根據に致して居るのであります。冷害の方は御話のやうに、調査費を計上致しましてから、茲に十二年經つて居りますが、それだけの統計で宜いのか悪いのか、又其統計が他の災害の統計程的確かどうか、どの程度にどうかと云ふやうなことに付て尙ほ相當研究を要すべきものがあります。と同時に、斯う云つたやうな冷害の保險制度を立てる場合に、斯う云ふ制度でそれに何等の工夫を加へず其儘之を災害

保險事故として入れて宜いのかどうかと云ふやうな點等に付て相當尙研究を要すべきものがある。斯う云ふ風に考へて居る次第であります。先日松岡さんの冷害、雪害に付ての色々な御質問に對しまして大臣から御答辯があつたのであります。尙ほ災害保險共濟制度の調査會に於て直ちに研究を致します。斯う云ふことを大臣も言つて居られるのであります。今申しましたやうに現状と致しましては其制度、或は其資料に付て尙ほ研究調査を要するものがあると云ふ風に考へまして、一應今回は除いて居るのであります。勿論之は其儘で抛つて置くと云ふやうな考は毛頭ありませぬ。

**○松浦委員** 此冷害の問題に付きましては繰返して言ふまでもありません。冷害の損害は昭和九年は東北六縣が三十二萬一千二百五十二町歩、損害が一億一千万圓、北海道が七萬九千九百町歩、約八億圓、之に付て何分作以上と云ふ細かい統計がありますが、さう云ふ金額であります。所が此爲に北海道、東北の困窮は先日同僚伊藤君に依つて明にされて居りますので、多くは申しませぬが、北海道から二百里も離れて居る東北でさへ是だけの老なる數字が上つて居る。是は人口と面積が多いから已むを得ないことでもあります。然るに一番ひどかつた昭和七年の如きは、二十萬町歩の水田の中で皆稔つたのは僅に二萬町歩そこ／＼でせう。それも一部である。而もそればかりではない。米ばかりでなしに九十三萬町歩の北海道の耕地と云ふものの冷害を受けた數字と云ふものは、實に大きな數字になつて居ります。此爲に北海道、東北の農家の經濟は言ふまでもなく、可愛い子供に乳を飲ませること



が出来ないから、子供と一緒に川に入つて死んだ。又可愛い娘も食物の前には耐へられないで娘を賣らなくちやならないやうな例が幾らあつたでせうか。私は此間に於て救済の問題に付きまして、色々奔走致しまして、當時の實情を御話するだに目頭が熱くなるのを感じます。斯う云ふ實情に呻吟する農家の數字は、今統計數字は細かいのも持つて居りますが、時間が掛りますので申上げませぬが、兎に角東北、北海道を合せて一番多い時は四十萬町歩もが冷害の爲に殆ど收穫が上らない。其困窮狀況は殆ど思半ばに過ぐるものがございませう。併ながら今保險を作らうと云ふ所の被害面積は幾らあるかと云ふと、水稻に對して、全國に保險の中に加算せられるものは九萬三千町歩内外でございませう。又桑に對しては二萬四千町歩内外でせう。麥に對しては一萬五千町歩内外で、全國全部合しても東北、北海道の冷害の面積の半分にも足らない。斯う云ふ大きなものがあるものを、北海道、東北は特殊の地帯だと云ふやうに考へて、さうして之に對して何等の救済施設をやらない。それは共済組合を起して云々と言ふ言譯はございませうが、あんなものを拵へましても、入る人はないと思ふ。殊に今日の状態で、然らば、東北、北海道の人が冷害を受けたから殆ど人爲的に之を補はないで抛つて居ると云ふやうに、農林省の方は御考へになるでせう。先程の稻熱病の議論から言へばさう言はれると思ふ。所が北海道及び東北の農家は天恵に豊でない爲に、之を補ふのにどれだけ人力を以て補つて居るでせうか。春播付をする時分から秋穫上をするに至るまで、外の方で知らない温床で、苗を作つて

見たり、又其他除草其他に付ても、ドン／＼と實るやうに色々な施設をする。どの年でも好い年でも悪い年でも、八月の中から畦草を刈つてそれを乾かして置いて、九月に入りますと附近の雜草其他を枯草の中に入れて毎晩燻煙をやること約三十日、其燻煙の狀況を見ますと、さながら戰場を髣髴たらしめる。全く人の聲はすれども煙で姿は見えぬ。さう云ふやうな努力をしてさうして早冷が來ると其努力を空しく、天の力には勝つことは出来ない。自然の力の暴威の前には人力は如何せん。さうして手を拱いて葭原のやうな稻穂を眺めて居る農家がどれだけあるであらうか。斯う云ふことは調査が済んで居ると言つて軽く片付けられるだらうがテーブルの上で報告の書類を見てもピンと來ないでせう。本當にピンと來るならば十二箇年も前に研究して居れば、十七年の統計が要れば、それから五年前位の統計は集る筈である。言ひ通れさへ出來れば、議會さへ通れば、それで後はどうでも宜いと云ふ考が其處にあるから、斯うしたことにはありませんまいか。此農村の實情を本當にあの現狀に行つて見たならば、どんな氣がするではありませんか。東京朝日や東京日日は澤山の記者を派して此實情を寫眞に撮つて全國に知らせて下さつた。其爲に百二十萬圓の慰問金を北海道は貰つたことがある。此新聞社の諸君に對しましては滿腔の敬意を表します。斯う云ふやうなことであつて、農林省の人は成程來た。來たけれども報告が一片の紙に書いて——皆様御覽になつたでせう。實感が起らない。其爲に十二年も研究しながらまだ研究が足らぬなどと言つて逃れて居る。研究が足らぬのぢやな



くして、冷害を保険に加へるならば、現在の相交扶助的な組合制度で、而も此責任保険のやうなものが出来ない。國家が相當の保障をしなければ此冷害保険と云ふものは出来ない爲にやらぬのではないか。本當に調査だけの簡単な問題でやらないのかどうかと云ふことを、もう一遍御聽きしたいのです。

○重政政府委員 それは先程申し上げましたやうな意味でありまして、政府の負擔が非常に多くなるからやらぬとかと云ふやうなことではありませぬ。

○松浦委員 然らば農林省が此冷害雪害に對する所の調査が十分でなかつた。之に對して誠意を缺いて居つたと解しても差支ないのですか。

○重政政府委員 それはさう云ふ風に御考へになるのは甚だ遺憾であります、吾々としては出来るだけのことは今までやつて來たのであります。

○松浦委員 然らば今後何年で研究が仕上つて、どう云ふ方法で冷害に對する保険制度を設ける積りであるか、其腹案があつたならば御漏しを願ひたい。

○重政政府委員 來年度農業災害保険及び共濟制度委員會に於て直ちに是は研究をすると云ふことを大臣が御聲明になつて居ります。さう云ふ手筈になるのだらうと思ひます。

○松浦委員 何處まで聽きましても——大臣にもう一遍私は聽きたいと思ひますが、大臣がお居でに

なりませぬから、此冷害の問題に對しましては此程度で打切ります。是は東北、北海道の重要な問題でありますから、此點に付ては私の申し上げたことをもう一遍大臣に速記録を讀んで戴きまして、何かの機會にはつきりした大臣から御答辯を煩はしたいと存じます。此冷害、雪害の問題の中に序ですから加へて質問を申上げて置きたいと思ひますが、昨日の新聞を見ますと、東京朝日新聞に斯う云ふ記事が出て居ります。「五十萬圓計上か、雪害救済施設、既報東北六縣の雪害對策陳情と同時に新潟縣からも同様趣旨の陳情があり農林當局に於ても過般來是が對策に腐心して居た際とて、助川政務、井野事務兩次官を中心に雪害及び霜害等に對する救済施設に付き考究中であつたが、漸く成案を得たので明十三年度追加豫算として大體五十萬圓程度を計上し之を東北六縣及び新潟に配分應急策を講ずる模様である」とあります。之に付て一言御聽きしたいと思ひますが、雪害の救済施設に東北及び新潟縣に五十萬圓を出す。是は陳情に依つてやつたやうに書いてあります。黙つて陳情せずに居ればどんなに苦境に立つても政府は知らぬ顔をして居るかどうか、東北、新潟は北海道より何里南でありませうか。北海道の農業中心地帯は東北の農業中心地帯から見れば二百里を北に上つて居ります。緯度に於て何度差があらうか、雪害、冷害、霜害の害を受けて居る者は單り東北六縣ばかりではない。北海道に於て倍加されて居る。或は十倍されて居るかも知れない。東北、新潟に零下三十五度の寒さを欲しやうとしても是は冷蔵庫でなければ得ることは出来ませぬ。北海道は零下四十度になつた日がある。



さう云ふ風になつて居るにも拘らず、此問題に付て雪害、霜害の救済費を東北、新潟にやるならば、北海道には一體幾らのそれに對する助成救済をする積りか、此機會に於て御發表願ひたいと思ひます。

**○高橋政府委員** 昨年は割合に降雪量が少かつたのでありますが、一昨年非常に降雪量が多くて雪害の悲惨な實情は私等も見聞し、色々な方面から話も承つたのであります。本年は場所に依りますると、一昨年よりも尙ほ一層の降雪量があつたと云ふ話も承つて居りまするので、農林省と致しましてはそれ〴〵人を派し報告も聞いて居るのでありますが、最近の陳情其他の状態に鑑みまして、それぞれ方面を擔當せしめまして、人を派遣することになつて居ります。御承知の通り今積雪中でありますから、どう位の被害があるかと云ふことは雪解後でないとはつきりしないのであります。併ながら雪害を受ける地方の只今の實情も能く調査し、實際の被害の状態がはつきり分る時に又行つて調査する。所謂完全なる調査を致しまして、之に對する對策を講ずる爲に相當努力をして居るものであります。今五十萬圓云々の話もありましたが、是はまだ大藏省との折衝中に屬するものであります、之をどうするかと云ふことは今申上げる機會でないと思ひます。

**○北委員** 今の御説明のやうに、農會員に對して、言はば共濟會に對する強制加入と同じやうなことが出来るならば私は安心です。實は私が心配したのは、さうではないのであらうと思つて逆に考へて居つたからです。農會が組合員の資格を持て居る。其農會が入らぬと云ふときには、第十二條の命令に依つて入れさせることが出来る。其内部の農會内に於ける共濟會に加入するか、せぬかは會員の任意だと云ふ風に考へたからであります。若しさうだつたら困ると思つた。實は農會と云ふものは餘り宣傳力のないものである。普通の營業者のやるやうに執拗に行つて是非入れ〴〵と云ふやうなことは言ひませぬ。そんな風で來る者は拒まず、去る者は追はずと云ふやうなことになりますと、中々分らぬ農家に對して理解させて加入させることは實際は出来ませぬ。さう考へて心配した所がさうでないと思ふことならば是は大變結構なことだと思つて居ります。

其次は、冷害を加へることに付きましたは松岡委員其地から詳しく御述になつたのでありますから、今更私から申上げる部分がなくなつてしまつた。併し私も北海道の農家としまして申しますが、北方農村の災害の一番大きいものである所の此冷害を保險に加へなくては、此保險は北方農業に關する限り意義を失ふものだ。斯う云ふ工合に考へるものであります、此事に付きましたは松岡君以上の強い主張を有すると云ふことを此際茲に意思表示を致すに止めて置きます。何卒此問題に對しまして政府の特段な御考慮を促して置きたいと思ひます。尙ほ政府は冷害を加へることに對しまして非常に之を恐れて、成べく避けようとして居られると云ふやうなことが質問應答に能く分つたのであります。其態度は洵に臆病過ぎると私は思ふ。東北、北海道も、先程松浦君が非常に悪い材料ばかり出さ



れたのでありますが、再三の冷害を受けました爲に最近に於ては品種の改良——最新品種を作る、或は耐寒性のものを作ると云ふことは長足の進歩を致して、なか／＼立派なものが出来て居りますし、又温熱の不足から冷害を受けると云ふので温床苗代と云ふやうなものも盛に作られて居るのであります。更に其外耕種肥培の方法等も大分進歩致して居ります。冷害は保険事業實施の上に今後に於てはさう大した支障がないのだ、そんなに政府が恐れるやうなものではないのだ、斯う云ふ工合に私は確く信じて居るのであります。更に冷害を保険事項に加へる場合に、例へば政府は共濟事業を行はしむると言つて居るのでありますが、政府は冷害の共濟事業に對しましてどんなやうな助成を爲される積りであるか、之を一つ承つて置きたい。其點が大事なことだと思ひます。

**○重政政府委員** 吾々の計畫致して居ります所では、是はまだ大藏省の方とも十分協議を遂げて居りませぬが、定額のもの共濟事業に對して助成をすることにしたら宜からうと云ふ風に考へて居るのであります。それで今の温床の奨励とか何とか云ふやうなことは是は勿論やはり別途に考へて居るのであります。さう云ふものに對しての助成の方法を講じまして其普及を圖ると云ふ風なことは別途に考慮を致して居ります。

**○北委員** 冷害を加へると、保険料が高くなるのと保険技術上困ると云ふ工合に言はれるのでありますが、是は作物の品種を限定する。例へば稲では晩稲は保険を付けさせぬ。さうでなくとも出来ると思ふのであります。又此資格條件を成るべく簡單にするが爲に、是は異狀災害の時にのみ限定して、さうして、之を保険に付けさすと云ふやうな方法が私は此際選ばれるではないかと思ふのであります。さうでなく、十年に一逼つづ来るのを例を見てと言へば、吾々が死んでしまつて何十年後でなければ斯ふ云ふものは出来はせぬ。それでありませぬから一つの簡単な資格條件に定められて、さうして之をやらされるならば、別に是はそんなに困難なことではない。どうせ異常災害の場合に於ては政府は金を出さなければならぬ。是は救濟事業其他色々名目で出るのではありませんが、同じ出す金ならばは保険の目的の中に入れて置いて御出しになる方が農家としては當になる金です。さうでなければ當にならぬ金である。是はほんの考一つで出来る。冷害に遭つたら其時は別に救濟するのだと言はれるが、今までの實例を見て居ると、いや調査だとか、人を出張させるとか言ひましても、實は本當に救濟されず、農家の懐ろに入るのは極めて少い。それで役人が皆救濟されて居る。凶作があると役人は豊作である。獨り農家だけがさつぱり入つて来ないと云ふ實例がある。是では當にならぬのです。之を當になるものにしてやると云ふことが、所謂農業經營の安全を圖つてやることになるのであります。所謂經濟更生の根本義なのです。其時にどうにかなると云ふのでは經濟更生と云ふことには當嵌らない。そこで政府はそんな工合に之を限定して、斯う云ふ場合だけ保険金をやるのだ、斯う云ふ種類にだけ保険金をやるのだと云ふやうに一つ限定されるならば、さう恐れられなくても早速出来ることだと思

八三



ひます。之に對する當局の見解を承つて置きます。

○高橋政府委員 冷害に對しましては、先程から御答辯を申上げて居りますやうに、農業災害保險及び共濟制度調査會と云ふ會があるのであります。此會は民間の其途の達識の方々並に貴衆兩院議員も加はりまして相當色々の研究をして居るのであります。今回の此法案も其調査會の答申に基きまして立案したやうな次第でありまして、此調査會は引續いてやはり今御話になつて居りますやうな冷害若くは農耕地の問題に對しましての根本的對策と云ふやうなことも引續き研究することになつて居るのでありますから、自然あなたの御主張になるやうなことも織込まれて色んな視野から検討されることと思ふのであります。一日も早く此調査會から正當なる御答申が得られれば幸せだと考へて居る次第であります。

○松浦委員 大體速記録を見て戴きたいのですけれども、簡單に申上げます。現在の此保險制度では豫て御説明になりましたやうに、農業生産の源泉を培養すると云ふことは困難だと思ふのであります。隨て之に對して現在のやうな相互扶助の組合制度では徹底しない、だからして國家補償保險に直す御考があるかどうか先程も色々伺ひましたが、東北、北海道の冷害等に付て、之を近い將來にやると政府委員は言つて居られますけれども、大臣の御考は具體的にどう云ふ風にして何日此問題を保險の中に入れる御考でありますかどうか御伺致します。

○有馬國務大臣 只今御尋になりました國家補償保險と云ふことが私はどう云ふ内容のものであるかと云ふことを能く承致知しませぬので、之を伺はなければ御答をはつきり致し兼ねますが、先達から、國營保險と云ふことに付ては御尋がございまして、それに對しましては只今の所國營保險にするると云ふ考は持つて居らぬと云ふことを申上げて居ります。普通の平均の保險料以上の保險料は全部政府が補償すると云ふ意味の國家補償保險と云ふことでありますならば、今回の制度に於きまして國家は此保險に必要な所の經費だけを持つて居ると云ふことになつて、さうして保險其ものは所謂相互の力で行くと云ふ建前になつて居るのであります。國家補償と云ふことになりましたれば、それに要する經費が今日考へて居りますものとどの位の違ひがあるか、どの位の費用を國家が負擔すればそれが出来るか、さうすることが果して現在の此制度よりも遙に良いかと云ふやうなことに付きましては、今後研究を致して見ませぬければ今直ちに御答を致す譯には參りませぬ。冷害の問題に付きましては過日も大分澤山の御質問があつたのであります。其時に御答申上げました通りに、決して冷害を將來入れないと云ふ考を持つて居る譯ではないのであります。出來得る限り早い機會に於てさう云ふ所まで進みたいと云ふ考は持つて居りますが、只今の所何時頃には入れると云ふやうなことをはつきり申上げるまでになつて居りませぬ。

○松浦委員 只今の冷害の問題であります。先程の政府委員の御話では來年あたりでも入れられる



やうな風に承つたのですが、やはり調査が出来なくて是が出来ないのでございませうか。實は私は金が無い爲に出来ぬと斯う思つて居るのですけれども、政府委員は金ではない、調査が出来ないと云ふのですが、調査ならばそんなに長く掛る筈がないと思ひますが、どう云ふ爲にそんなに早く出来ませぬでせうか。その所を一つ御答を願ひます。

○有馬國務大臣 政府委員からどう云ふ御答を致したか存じませぬが、又斯う云ふことを言つて叱られるかも知れませぬが、事務の方の人はすうつと何時迄もではありませぬが、兎に角長く農林省に居るのでありますから、冷害を入れなければならぬと云ふ考を持ち、さうするべく努力致しますならば、今後怠らず冷害を入れると云ふことに付て調査も致しませうし、又費用の捻出に付ても考へませうし、色々考へて出来るだけ早く其ことを實現するやうに努力致して行くと思ふのです。私はどうも何時辭めるのか分らないのですから先のことを私が御約束することは一番不安なのでありますから寧ろ是は政府委員の言質を御取りになつた方が宜しいのではないかと思ひます。

○松浦委員 現在の保険制度でも異常災害其他に付ては色々な金が一遍に澤山要ると云ふやうなことが生ずるでありませうが、兎に角冷害を入れると云ふやうなこと、或は異常災害を入れると云ふことになる、どうしても結論は政府が助成して行かなければ、相互扶助だけに依つては保険と云ふものは出来ない。冷害が入れにくいと云ふのは、現に相互扶助を建前にして居るから入れにくいのではない

いかと斯う思ふのです。さう云ふことになる、隨て農業保険局と云ふものを作つたり、或は農業保険中央金庫と云ふものを作つたりなんかしなければならぬことになりましたが、現在でもさう云ふ必要が生じて来るのではないかとも思ひますが、それに付ては農林大臣はどう御考へになりますか。

○有馬國務大臣 只今御述べになりましたことを其儘直ぐ御賛同は致し兼ねますが、さう云つた考へ方は兎に角考へる必要があると思ひます。又さう云ふ風に考へることが吾々なり皆様方の御希望を實現する上に、或は有効であらうかとも考へますから、今後一つ研究を致して其實現の出来る一番最善の途を執るやうにしたいと考へます。

昭和十三年三月十二日(土曜日)午前十時二十四分開議

○野溝委員 一寸質問に入る前に政府は此農業保険法を提出するに當りまして、其提案理由書に依つて拜察致しますると、最も當を得た提案理由でありますので、私達は此提案理由の精神を諒解して本案の審議に當つて居る次第であります。提案理由には「自然的災害ニ因ル農作物ノ損失ノ多大ナルニ鑑ミ之ガ損害ノ填補軽減ヲ圖リ以テ農家負債ノ原因ヲ防除シ農家經濟ヲ安定セシメ農業生産力ノ維持増進及農村ノ經濟更生ヲ期スル爲農業保険制度ヲ確立實施スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ」と云ふ理由を以て説明されて居るのであります。私達は此提案理由に依り審議を進めて行きますと、どうも提案理由と其保険法の内容とが餘りにも懸離れて居ることに對しまして、大きな失望と



大きな不安を感ずる者であります。私は此農業保険の性質が提案理由の説明通りの點から見た保険法であるとしたならば、もつと思ひ切つた保険法の内容を持つて居らなければならぬと思ふのであります。然るに此保険法は餘りにも不徹底で、抽象的であることに對しまして、私の前に質問された諸君の意見と同様、遺憾の意を表せざるを得ないのであります。私は其内容に付きまして、以下數點に互り具體的に質問をして見たいと思ひます。

先づ保険法第一條でありますが、此第一條第一項の點に付きましては、同僚議員である百瀬君其他の諸君からも質疑を交されて居つたのであります。政府當局の答辯に依りまして、稍々其輪廓を知ることを得たのであります。第一項の點は省略致しまして、第三項の點に付て質疑を交したいと思ひます。第三項には「共濟責任ノ保險ニ付セラルベキ共濟ノ目的タル農作物及小作料、共濟事故竝ニ共濟責任期間ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」第三項中此勅令の内容を見ますと、此保険事故の中に植物病をも加へられて居るのであります。植物病とは一體何を指すか、當局の答辯を得たいと思ふのであります。又保険事故中には濕潤害までも入つて居る譯であります。濕潤害が入つて冷害、雪害の入つて居ないことは一體どう云ふ譯でそれを入れないのか併し冷害、雪害を入れないと云ふことは多くの議員諸君の質問に依りまして、此點も政府は答辯されて居るのであります。其答辯の理由に依りますと、是は町村に於て共濟事業を營んで、其方でやつて貰ふ、今日はまだ冷害、雪害に對す

る所の調査も確立して居ないし、資料も確定して居ない。又之を保険事項の中に加へることに付きましては色々の點に於きましてまだ不十分の點があると云ふやうな、ぼんやりした意思表示をされて居るのでありますけれども、私は唯其程度の意思表示では満足出来ませぬ。當局は同僚議員の質問に對して、今後研究の上保険事項中に加へることに對しては吝かならざるものであると云ふやうな答辯をされて居るのであります。併し重政政府委員の答辯中、今後十年間に於ける保険の見透しに對しての答辯から見ますと、同僚議員に對する冷害、雪害の保険事項中に加へる意見を答辯した此保険適用に對する内容の關係から見ますと、どうもそれが旨く一致しないやうに見受けられるのであります。其理由は當局は保険法を適用する場合に於て今後十年間の見透しに對して左のことを述べられて居る本法の耕地は約六百萬町歩である。保険の必要あるものは大體に於て二百三十七町歩である。其中四割を實際加入するものと見込んで、其保険金額が一億七千二百萬圓、保険料金が六百萬圓の見込みであると言はれて居りますが、一體十箇年間の見透しの豫算計畫が、此位の豫算では恐らく冷害、雪害を保険事項に入れた保険豫算としては、私は承服し得ることが出来ないのであります。是は當局が冷害、雪害に對する議員からの保険事故追加の要求に對し、委員會に於て唯一つの方便として或は逃げ言葉として、冷害、雪害をも調査の上、即刻一日も早く保険事故の中に入れてたいとの意思表示をされて居るだけでありまして、其熱意と誠意の點に於きましては當局の言の信頼し得ることが數



字の上から出来ないであります。是は當局が此冷害に對しては象算關係に於て、現在それを保險の目的事項の中に入れることを許されないものであるから、次期に於ては十分保險目的の徹底するやうに、冷害、雪害を具體的に入れるべく立案の意を示して貰つた方が、此際一般の議員の冷害、雪害に對する質問が諒解されるのではないか、當局は保險施行十箇年後の數字上の見透しが、冷害、雪害を包容し得る事實の上に立つた十箇年の見透しの意見であつたかどうかを此際聽いて置きたいのであります。それから第二條であります。「養蠶業ニ關スル共濟施設ヲ行フ養蠶實行組合ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ前條第二項ノ規定ニ依ル農業保險組合ノ設立者又ハ組合員タルコトヲ得」之に依りまして全國二百萬戸養蠶家の今迄やりつゝある共濟施設が活きることになり、今迄の農業保險法原案當時よりは餘程進歩された案であります。けれども此第二條の點で第一條と大體趣旨を同じうすると云ふ當局の意見ならば、第一條と同様行政官廳の認可を受けと字句の修正をして貰ひたいと思ふのであります。私は理論上から言ふならば、政府の農業經營の一元化、此線に沿ふ所の農業計畫或はそれに對する行政、或は立法などに對しても、其方針を執られたことは正しいのであります。が、農林大臣の答辯にありました通り、即刻一元化すると云ふことは諸種の事情から出來得ないので、漸次其理想に向つて邁進して行きたいと思ふと云ふ答辯をされたのであります。其漸次と云ふ意味が此保險法案に十分に織込まれて、第二條の如きは其趣旨を謳つてあるものだと思ふ次第であります。

す。でありますから、第二條の主務大臣は第一條と同じやうに行政官廳の認可と云ふことに訂正して戴きたいと思ふこと、今一つは共濟施設を行ふ養蠶實行組合にして主務大臣の認可を受けたるものはと云ふことになつて居ります。認可を受けたるものはと云ふことになりますと、今まで認可を受けたるものだけが此第二條の適用を受けるのであるか、共濟施設をやつて居る養蠶實行組合にして、今後認可を受けると云ふものもありません。其ものに對しては此第二條の適用を受けるか受けないかと云ふことを御聽きして置きたいと思ふのであります。

**○重政政府委員** 第一點の御質問になりました植物病とはどう云ふもの考へて居るかと云ふ御質問であります。今豫定致して居りますものは暴風雨等に基因を致して發生を致します白菜枯病、それから旱害に附隨して起つて參ります、胡麻葉枯病、旱青立病、斯ふ云ふやうなものを大體目標と致して居るのであります。それから第二點の濕潤の害を加へる位なら、冷害、雪害を加へて然るべきだと云ふ御意見であります。是はやはり麥類に付ての濕潤の害と云ふものは其被害も相當普遍的なものであるのであります。尙ほ冷害に付て吾々の方の誠意を疑ふと云ふやうな御叱りの御言葉でありますけれども、是は何も冷害、雪害とか云ふものを別に誠意を以て研究をして居ないと云ふ譯ではないのであります。大臣からも色々御説明がありました通り、吾々は眞に此冷害、雪害の救濟施設に付て、此保險に入れるやうな資料の蒐集も致しますし、研究も致します。又それを少しやり方を變へる必要



があれば、さう云ふ事も直に見込みさへつけば直ぐにやりたい云ふ積りで居るのであります。議會終了後は農業災害保険及び共済制度調査會が十四年度も續くのでありますから、それに掛けて直ちに審議を始め成案を得れば、出来るだけ速に之に對する共済制度を確立すると申しますか、保険に採入れることが出来れば、直ぐ勅令の中に加へると云ふ風に致したいと考へて居るのであります。一時遁れに言つて居ると云ふ譯でもないのであります。其點は御諒解を戴きたいと思ふのであります。尙ほ前回に私から申上げました実施計畫が、冷害、雪害を保險事故とすることを前提として言つて居るのかどうか、斯う云う御質問でありましたが、是は現在の此案で今實施しようと思ふ風に考へて居りますものに付ての一應の目安でありまして冷害雪害と云ふやうなものは勿論入れての計畫ではありませぬ。之を保險事故に入れる場合には、直ちに其計畫の變更を致すと云ふことにならうと思ひます。此計畫は唯吾々の一應の目安であるのであります。是が動かすべからざるものとか何とか言ふやうな、さう云ふきつい効力のあるやうなものでもなんでもないのであります。どう云ふ計畫でやるかと云ふやうな御話がありましたから御參考に申上げた程度に過ぎないのであります。それから第三點の第二條の主務大臣を行政官廳にしたらどうか、斯う云ふ御意見でありましたが、是は行政官廳と致しまして、やはり結局主務大臣でありますから是は強ひて文字を變へる程のこともないかと考へて居ります。

#### ○野溝委員

質問に對する政府委員の答辯に大體満足する者であります。特に私は突止めて置きたい

ことは冷害、雪害に對する政府の氣持が明確になつたことであります。それは重政政府委員の答辯に依りますと、調査會に諮問致しまして、其調査會が必要だと認められた場合は、直ちに勅令なりに依つて此保險事故の中に冷害を加へて、其計畫を立てると云ふ御答辯に付ては、其通りであるのであります。次に第二條の「養蠶實行組合ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル」云々は第一條の「市農會又ハ町村農會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケ」云々此行政官廳は大臣がやるのであるから同様であると答辯されて居ますが、何も同様なことであるならば、別に之を區別して字句を使ふ必要はないと思ふのであります。之に付ては何か變つた意圖が政府にありはしないか、此點の事務的の扱ひ方が私に能く分らぬのであります。政府の答辯は意味が同様だと云ふのでありますから、同様ならば何も誤解を受けないやうな同一文字を使つて此處に表して置いて戴きたいと思ふのです。其點は如何ですか。

昭和十三年三月十四日（月曜日）午後一時三十九分開議

○重政政府委員 此保險組合の行ひます共済事業は御配り致しました資料の中で、水稻の冷害、陸稻の冷害、蠶作不良等と斯うなつて居りますが、是は各々保險組合の其地方の實情に應じまして、或は災害、或は作物の種類と云ふやうなものを選ばせまして、さうしてそれを組合の定款に掲げさせて尙ほ其やり方等も吾々の方から、一應示しまして、實行せしめると云ふ考で居るのであります。水稻と



か陸稻とか云ふやうなものは、是は比較的顯著なるものでありますから、一應例示を此處に掲げたに過ぎないのであります。

**○馬岡委員** 左様に致しますると共済事業は、其行つたもの、中で保険に附すべき種類と、共済事業として共済的に共済される種類とがあることになつて、冷害の如きもの、或は蠶作不良の如きものは保険には加へられないことになるやうに心得るのでありますが、左様に心得て宜しうございますか。

**○重政政府委員** 今の御質問を私少し取違へて居つたかと思ひますが、第一條第一項の共済の意味でありますれば、是は第一條第一項の町村農會の行ひます共済事業は保険の対象となります共済責任の事故と同じことになります。

**○村松委員** 私が此點を特に強く申しました所以のものは、要するに斯様は定額を非常に低め、而して其反對に保険料率を高めて行く。此方法では一般農民も喜んで之に加入する仕組ではないと考へるのみならず、東北地方に於ける冷害と云つたやうなものなどには此制度の續く限り、此保険技術を以てする限りは斷じて入り得ない仕組なのである。政府は東北の冷害、或は雪害を之に入れなかつた理由は統計の不備である。其やうに陳辯は努めて居られるけれども、それは統計の不備から來るのではない。結局其やうな保険技術と保険の經理と其制度其もの、先程はつきり致しました通りに國家の財政上の都合もあるのであつて、それに迷惑を掛けたくないと云ふやうな御話がありました、是は

東北の冷害などは斷じて入れない仕組である。統計の不備ではない。或は保険の制度其ものが東北の冷害を入れることが出來ないのでと私は考へますが故に、特に此點を御伺申上げるのでありますが、そこは此問題を暫く別としても一體東北の冷害を御入れにならぬと云ふのは單に統計の不備なのであるか、それとも此制度では入らぬのであるか、之を一應明かに致して戴きたいと思ひます。

**○重政政府委員** 初めに御述になりました中で何か政府が非常に負擔を、請り今の計畫で行きますことと、十年後に一億七千萬圓の保険金額になる。その七割を異常災害の場合には政府が補償することになるのでありますから、そこで多くの保険料を取上げて置かないと、國が損だと云ふやうに考へられるやうなことを御述になつた譯であります、それは實は決してさうではないのであります。今の標準偏差の二十割と申しますのは、此部分は總て縣以下の組合に残つて行くものであります。政府の徹收致しまする保険料と云ふものは異常災害率に相當する部分の保険料でありまして、是は御覽を戴きますれば御分りになる通り異常災害のみに關する標準偏差の十割しか安全率を見込んで居ないのであります。而も異常災害は三箇年來ましたものを之に關する保険料は之を十七箇年に分割して徵集することになつて居るのであります、政府の經營から申しますれば、是は相當の政府は負擔を致し、單に豫算に計上致します所の助成金が少いと云ふことに依つて、政府が此保険に大なる關心を持つて居ないと云ふ風に御考になるなれば、それは非常に吾々の考へ方と違ふのであります、非常に大き



な金額を而も斯う云ふやうな保険料の取り方に依りまして、政府は補償を致して居るのであります。政府の負擔は其點に於きましては相當なる程度のものであると考へて居るのであります。でありますから今の標準偏差の二十割云々のことは元受組合及び聯合會の相互扶助での問題であります。是等は此制度が營業保險ではありませんので、相互保險でありますから、假に二十割が多過ぎて、多くの保険料の徴集致して居りますれば、それは更に之を返還をするとか、或は別に共濟の方に廻して其地方の特有なる作物及び災害に付ての共濟制度を行ふ基金にそれを積立て、置くとか云ふ風に致して居るのであります。

それから東北の冷害の問題、何か實際上入り得ないのぢやないかと云ふ風な御疑ひの御質問であります。是は率直に申上げて居るのであります。其資料がまだ十分に出て居ないのであります。御承知のやうに相當長期間の間を置いて来るやうな災害でありますから、僅かな期間の統計資料を以て直ちに此料率を決定すると云ふことは非常に危険であるのであります。強ひてさう云ふことをやりますと、非常に高率なる安全率を見込まないと出来ない。併しそれを基礎として政府が他の本案に於て保険事故となつて居りますものと同様に責任を受けると云ふことになれば、相當莫大なる安全率を要求せられると云ふ惧があるのであります。眞に是は資料及び吾々の調査研究がまだ十分出来て居ないと云ふことに外ならないのであります。災害率が非常に大きいから此制度ではやれぬと云ふ譯ではあ

りませぬ。是は前回も申し上げましたやうに、やり方に依りますれば、此案の内容が明かになれば、此案に採入れることが私は容易いことであると考へて居ります。

**○村松委員** どうも御答辯甚だ私不満であります。先つきも此二十割の標準偏差を加へますに付ては是は私不満の儘打切つたのであります。冷害を入れないのは一體調査だけの問題か、それとも斯の如き保険料率或は保険經理を爲さんとする場合には、冷害と云つたやうなものは入らぬのであるか、どの意味から冷害を入れぬかと云ふことを私が尋ねて言つたのであります。一面聞きますれば、是は統計が不備だと云ふことであります。是は分りましたが、所が其の口の下から若し入れるとするならば、非常なる高率な安全率を見なければならぬ。結局是はどちらになるかはつきり致しませぬから、茲に一つあなた方の同僚の著書を御紹介致しまして、此著書に付て御批判を願つた方が非常につきりするであらうと思ふのであります。私は是は知らぬ人ではありますが、小平権一とか云ふ方です。是は農林省に居らるゝ方です。多分御承知であらうと思ひます。而も是は出来た時は大正十五年でありますから、随分前の話であります。其時の著書であることを念願に置いて一つ御答を願ひたいのであります。一つ讀上げて見ませう。「我が國ニ於ケル慢性的氣象上ノ變化殊ニ早寒、濕雨等ハ東北地方ニ於テ時ニ襲來ニ所謂凶作ヲ惹起スル最も恐ルベキ危害デアツテ、之ニ對シテハ既ニ相等ノ經驗ト歴史トヲ有シ、我が國ノ農業史上殆ド明ラカニ其ノ沿革ヲ辿ルコトガ出來ルミノ



ナラズ、大體一定ノ周期ヲ有シテ居リ保險金計算ノ基礎ヲ作ルコトガ出來ル」それから次に二三頁置いた所がありますが、「併シ慢性的危害ガ如何ナル條件ニテモ農業保險ノ目的ト爲シ得サルモノト斷定スルハ早計デアアル。此ノ場合ニ於テモ特別ノ方法ト特別ノ條件ノ下ニ其ノ制度ヲ樹ツルニ於テハ尙ホ農業保險ノ目的ト爲スコトガ必ズシモ不可能デナイ。然ラバ特別ノ方法トハ何デアアルカ。即チ政府又ハ當該府縣ニ於テ損害填補ノ爲ニ賠償金ノ或ル部分ヲ負擔シ、以テソレガ爲ノ損害ヲ他ノ一般被保險者ニ多ク分擔セシメザルノ方法デアリ、特別ノ條件トハ賠償金ヲ損害ノ全額ト爲サズ損害ノ多少ニ反比例シテ損害ガ大ナルニ從ツテ賠償額ノ割合ヲ減少シ、且ツ早害、早寒等ノ程度ニツキ常ニ同一程度ノ區域内ニ於テ損害ノ多少ニ反比例セシムル方法デアアル。此ノ如クスルトキハ各個人ノ怠慢ヨリ生ズル損害ハ或ル程度迄之ヲ除去スルコトガ出來ル」云々と云ふことであつて、さうして特別條件の下に保險する時は、決して實行不可能ではないと、斯ふ言つて居るのであります。十五年前に於て斯様な議論が農林省内に於て、而も有力者に依つて、是が唱へられて、世に問はれて居るのであります。今日に至つても尙且つ統計が不備であると云ふことは私は信じ得られませぬ。寧ろ私は統計の不備と云ふよりも、先程來述べて居りまする如くに、此保險料率が一體決め方が高過ぎるのだ、又高過ぎる爲に保險金を下げて行くより外に方法がないのだ。斯ふ云ふことにあなた方が御考になつて居るのであつて、初めより此保險の制度を拵へなざる場合に於て、冷害などは入れない積りで御考へにな

つて居つたのではないか、斯う思ふのであります。さうでも解釋しなければ私は斯様な保險制度は出來る筈がないと思ふ。同時に統計不備などと云ふことは十五年前に於てさへも、出來るのだと斯う言つて居るのでありますから、今更統計がないと云ふやうなことは私どうしても分らぬのであります。此小平と云ふ人の意見に對しまして、今日あなた方は一體どう云ふことをお考になつて居るか、一つ卒直に御意見を拜聴致したいと思ひます。

**○重政政府委員** 小平さんは大先輩でありまして、其御意見には大いに吾々は啓發せられて、今日まで調査を致して來たのであります。併しながらそれは一片のと申上げては語弊がありますが、一つの考方でありまして、吾々が此處で御配布を致しましたそれだけの統計でも、是は昭和三年以來豫算を計上致しまして、實際に調査を致したのであります。此調査に府縣及び本省其他に於て使ひました勞力と云ふものは優に數十萬圓を超えて居ると私は考へるのであります。それだけの努力を拂ひまして集計致して來た基礎がそれになるのであります。唯さう云ふ考方だけで之を直ちに此處に案を持つて來ると云ふ譯には中々參らないのであります。冷害に付ても勿論調査を致して居ります。さうして或る程度の統計も持つて居りますけれども、之を直ちに今茲でやると云ふことに付ては、他の災害の統計ほど完全と申しては語弊がありますが、其程度に至る吾々の自信を持てるやうな統計が集つて居ない。而も冷害は他の災害と違ひまして、相當長期に互る統計が無いと是は中々安心が出來ぬと



私は思ふのであります。基礎さへ相當程度になりますれば、是は勿論此儘に入れて行けます。多少の工夫を加へて行けば、本案に取入れることも私は出来るかと考へて居ります。

○村松委員 相變らず同じ處を終始して居るやうな御答辯で、極めて要領を得ませぬが、農林省内に於けるあなた方の大先輩の言葉をもう一度讀みますから、能く御聽きを願ひたいと思ひます。是は要するに私は何の爲に讀むかと言ふと、何もあなた方の誠意ありや否やどう斯うしようと云ふのではない。此保險制度では冷害が入らない。然るに是で入れるのだ。統計數字が出来ないのだと云ふやうなことを言つて居るのは、入れる氣が無くして、入れ得ないのだと主張して居るのではないかと思ひますから、特に私は念を押すのであります。若し此制度ではやはり出来なかつたのですと斯ふ言ふならば、私共は別な方法をどうしても確立して貰はなければならぬ。出来るのだと言はれながら、最後になつてやはり、是は出来なかつたと言つて數年の後十數年の後に放り投げられたのでは堪らぬ。斯ふ云ふ氣持から御聽きするものでありますから、重複になるかも知れないが、もう一度之を讀ませて戴きます。「農業保險ノ實施ニ付テハ保險業者ハ常ニ正確ナル災害統計ナキノ理由ヲ以テ其ノ成立ニ危慮ノ念ヲ懷キ或ハ其ノ實現ノ不可能ヲ主張セントスルナランモ、此クノ如キハ營利事業トシテ之ガ損益ノ目論見ヲ立テントスルカラデアツテ、營利ヲ目的トセザル相互保險組合ノ組織ニ依リ、且ツ或ル種ノモノニ對シテハ、國家及ビ地方團體ガ其ノ保險金ノ一部ヲ負擔スル方法ニ依ルニ於テハ、農業保險ノ

成立ハ必ズシモ困難デナイ……又歐羅巴諸國ノ農業保險ニシテ災害統計ノ存在セザル前ニ發達シタルモノハ決シテ尠クナイ。災害統計ナキノ理由トスルナラバ其ハ農業保險ノ價值ヲ知ラズシテ實施ノ意思ナキモノノ口實ニ過ギナイト云ハナクテハナラナイ」(笑聲) 私が今讀みましたことで大體御分りになつたと思ひますが、別の人の所説を一ツ茲に又御紹介しますならば、それは統計が無いから云々と云ふことでは、私は斷じて逃れられぬことであると思ひます。是は小島昌太郎と云ふ人で其著書の中から私は抜書をして參りました。「併シ乍ラ今日各種ノ保險ニ於テソノ保險事件トセラルルモノハ、必ズシモ數理統計的研究ニヨリテ蓋然率ガ見出サレテ居ルモノバカリデハナイ」今日保險をやつて居りますのは、其蓋然率がはつきり出たものだけではないと云ふことを、先づ謳つて居ります。「コノ蓋然率ノ見出サレタル種類ノ保險ニアツテハ、ソノ純保險率ハ最モ正確ニ合理的ナル計算ニ基クモノデアル。併シ未ダ然ラザルモノニアツテハ、純保險料率ハ如何ニシテ算定セラルルカ、ソシテソレハ如何ニシテ合理的料率トナルコトヲ得ルカ」蓋然率を見出されないものでも、尙且つ保險の上に於て合理性を見出すことが出来るのである、其方法を擧げて居るのであります、是は小島さんの本を御參照になれば直ちに出て來るのであります。随ひまして私は二十數年來四十幾萬圓と云ふ金を使つて冷害を御研究になつたと云ふのでありますから、蓋然率が數理的計算的にはつきりと出て來ないでも、若し之をおやりになると云ふ氣持があるならば、出来ることである……。



是は重政さんは若し御反對であるかも知れませぬが、小平さんにしましても、小島さんにしましても、是等の専門におやりになつて居る方々が、出来るのだ。やる氣が無いから出来ないのだ。斯う言つて居るのでありますが、それでも尙ほ此保険料の蓋然率を見出し兼ねる場合に於ては、どうしても出来ないと斯ふ仰しやる。若し出来ないとするならば、何時出来るかと云ふことも、恐らく見透しは付きますまい。大體凶作と云ふやうなものは四年、五年に一回しか廻つて参りませぬ。今度五年目に廻つて来た時もまだ是では足りないのだ、十年の後に於てもまだ足りないのだ。斯ふ云ふ御議論が必ず出て来るのであります。是は冷害の性質上當然であります。冷害と云ふものは蓋然率を見出すことの出来難いのであり、又數理上蓋然率があると主張することは私は出来ない、危険であると思ひます。隨てあなたのやうに數理的に出て来なければならぬのだ絶対に安全性がなければならぬのだと言ふならば、冷害の地方の人々は、到底此恩恵に浴することは出来ないであります。出来ないことを見透して置きながら、而も此制度を以てやるのだと云ふに至りましては、此制度は普通の蓋然率を以てやつて居るのですから、其蓋然率に依ることの出来ない冷害を規定するものではないと云ふことは、益々此點はつきりして置かなければならぬと思ふのであります。今讀上げました色々な所見に對する當局の御意向を一つ拜聽して置きたいと思ひます。

○重政政府委員 今御讀みになりました小平さんの所論は、本案に取入れて居りますやうな諸被害に付て、從來常識的な反對論として世間に言はれて居つたことに對する反駁としては、私は其通りに考へて居るのであります。其通りに考へて實際に調査を致しまして、益々さうであることの確信を以て、茲に本案を提出致したのであります。冷害の問題に付て今まで申上げて居るのは、他の茲に持出しました被害と冷害とは違ふ。他の農業災害の中でも、冷害は一番むづかしい災害であるから、今御述べになりましたやうに數學的、統計的に見て、極めて正確なるものを茲に持なければそれをやるとかやらぬとか云ふやうなことは申上げることが出来ませぬ。さう云ふことは考へて居りませぬが、少くとも現在持つて居ります此他の災害に對する程度のもものは、吾々は持ちたい、斯ふ云ふことを申上げて居るのであります。政府の負擔が如何様にならうとも、色々な危険を履んで茲に直ちにやると云ふことになれば、是は又自ら問題は別だらうと思ふのであります。吾々は事務上考へましたことに付て、今話が統計の話になりまして、恐縮でありますが、それを申上げて居るのであります。御研究になつた結果、本案より宜い別な制度が出て来るかも知れませぬが、是は基礎さへ或る程度のもものを蒐集してやる氣になれば、大體此案のやうな行き方で多少の工夫を加へれば、行くのではないかと考へて居るのであります。先達も大臣が農業災害保険及共濟制度調査會に於て來年から其調査を始めるかと云ふことを言つて居られるのであります。其調査會の調査の結果適當なる答申があれば、直ちに是



は加へることが出来ると思ふのであります。

○村松委員 どうも御答辯に不満の點が起つて参りますと、つひ時間を忘れ勝ちになりますが、或る程度のことを御許し願つて、十分注意しながら進んで参りたいと思ひます。只今の御答辯で何か小平さんの書物は冷害問題とは無關係のやうに書かれて居るやうに言はれるのでありますが、はつきり東北冷害と云ふことを再々言つて居られます。其中の一つとして慢性的の危険と云ふやうなことを言つて居るのであります。是は他の普通の場合に於ける反駁論であると云ふやうに御解釋なさるべきものではない。又私も其意味に於て此本の其部分に付ては精讀致して居るのであります。左様な結果ではないと云ふことは十分御考置きを願ひたいと思ひます。そこで制度の問題になつて参ります。何故本法に於て道府縣聯合會相互間の再保險を、御認めにならなかつたのか、其理由を御伺ひしたいと思ひます。

○重政政府委員 或は御質問の要旨を取違へて居るかも知れませぬが、聯合會相互間の再保險と申しますのは、丁度それに當るものを、言はば政府がやつて居ると云ふ關係になりはしないかと思ふのであります。再保險のやり方には、聯合會が相互的に更に再保險團體を作ると云ふやうな行き方もあらうと思ふのであります。茲では一應異常災害に付て、政府が再保險をやつて行くと云ふやり方を取つたのであります。或は私が御趣旨を取違へて御答して居るかも知れませぬ。

○村松委員 異常災害に對して政府が再保險をやつて居ることは能く存じて居ります。それではなしに、通常災害の場合に於ても、地域的に之を再保險に付して行ふと云ふことは本法を強化する所以である。同時にそれが冷害等を挿入し得る保險技術の問題ぢやないかと思ひます。是は私が申上げるまでもなく、あなたが劈頭に於て御説明になつたやうに、是は集團的に發生する危険でありまして、私共特に氣象に關して注意を致して居りますが、九州に旱害の發生しました時には、必ず東北に冷害が来る。東京が斯様に天氣の續いて居ります今日此頃は、是は東北に於ける非常な雪害の時でありませぬ。地域的に其危険が發生して來ると云ふあなたの御説明に依りまして、是は地域的な再保險と云ふことを御やりになつたならば、それは強化する所以ぢやないかと思ふ。色々な理由を申上げることが長くなりますが、地域的に考へて行くと云ふ考へ方は、此制度の中に全然採用する御意思がなかつたやうに私は思ふ。唯全國普遍的にどうだとか、全國普遍的に七割位のものであるとか、或は自己の危険に付て考へて居られて居つて、地域的の集團保險と云ふやうなものに對する御考慮が、甚だ足らな過ぎたのではないか、斯う云ふことを考へざるを得ないのでありますので、それで御尋ねを致したのであります。異常災農の場合と普通の場合と、全然性質が違ふのであります。其點に付てもう一度御伺ひしたいと思ひます。

結論として本保險制度に冷害を加へれば、少くとも道府縣聯合會の保險經理は破壊する。斯う云ふ



御結論になつたやうであります。そこを私は初め言つて居る、冷害の統計の問題ではなしに、此制度を以てしたのでは、保険經理が破壊するんだ。保険經理を破壊させない積りで冷害を特に除外して居る。冷害を入れない積りで保険經理を考へて居るのか、斯う云ふ私の初めの質問に漸く茲でびつたり一致して参つたのであります。さうなつて参りますと、私共は冷害は單に統計云々のことから來て居るのではない。もつと根本的に本法の制度其ものが冷害を入れることを不可能ならしめて居るんだ。入れる積りではないんだ。斯う云ふことにならざるを得ないのでありますので、どうしても私共は之を御入れになるならば、是は勿論將來の調査と云ふことも已むを得ますまい。併ながら本法とは餘程違つた而も思切つた制度を御立てになる積りが本當になれば、冷害問題は永久に葬り去られるであらうと云ふことを極めて強く憂慮せざるを得ないのであります。此質問に關しましては此程度に止めて置きまして、次に進んで参りたいと思ひます。

それは本法第三十一條の問題であります。此第三十一條の小作料の問題でありますが、是は論じたならば、随分と各種の場合を想像し得るのであります。其有ゆる場合を茲に羅列致しますことも時間の都合上どうかと思ひますので、一、二の點に付て極めて簡単に一つ御聽致したいと思ひますが、其前に斯う云ふことを一つ御聽して見たいと思ひます。勿論此小作料の保険と云ふものは、是は小作地の自然的の災害に依る收穫の減少、之に關係して小作料収入の減少損失、之を填補しようと斯う云ふ趣

旨であることは第一條を讀んでも私さう思ひます。又常識上さう考へるのが當然であります。唯從來の農業保険法制定の色々の歴史を見て参りますと、災害と云ふやうなことは全然頭に深く入れずに、唯小作爭議の防止と云つたやうな意味から小作料の填補をしようと云ふやうな考方が嘗てはあつたのであります。是は我國にもあつて、其法案の現れたのを記憶して居りますが、外國にも左様なものがあるのであります。殊に況や是は信用保険の一種だと高橋政務次官も言はれて居りますれば、尙更左様なことを考へざるを得ないのであります。極めて特色のある小作料保険と云ふものに對しまする概念を簡單で宜しうございますから一つ御説明を願ひたいと思ひます。

**○高橋政府委員** 保険事故の對象物を擴張しろと云ふ御意見は殆ど全部の委員諸君からの御希望のやうに承つて居るのであります。全く御尤に考へるのであります。嘗ても申し上げました通り、政府と致しましては只今の所成べく農業生産物の重要な地位を占め、さうして全國に普遍的であるもので尙且つ保険技術の上で可能なりと思はれるものを、先以て保険事故の對象物にしようと云ふので此案を設けた譯であります。御承知の通り、昨年設けました農業災害保険及共濟制度調査會と云ふ其道の達識の方竝に貴衆兩院議員の代表者の方を以て組織されました調査會は、之を以て満足して居るのではありませぬ。後には農耕地に關して迄の保険を考へようと云ふ意味に於て、引續いて調査研究を遂げて居るのであります。東北の冷害の問題に對しましても、度々政府から御答辯申上げました



やうに、此冷害に對しましてももう直ぐ來年度から此調査を遂げようと云ふことになつて居るのであります。逐次調査研究を遂げられまして、保険技術の上から見ましても可能であると云ふことになり、又農民自體も此保険に對しまして、相當の經驗を経て來ると云ふことになりすれば吾々の理想と考へて居ります。一切の農業に對する災害の保険共済と云ふやうなことが出來得るのだと思ふのであります。尙ほ御指摘になりました埼玉縣の秋平村は實は私の郷里の隣村でありまして、一番能く實情を知つて居るのであります。其制度は成程立つて居りますが、保険料金がちつとも拂込が出來ませぬで殆ど有名無實になつて居ると云ふことを申上げて置きます。

○小山田委員 次は私は東北地方に於ける冷害と云ふことに付て先般來各委員から異口同音に質問されて居るのでありますし、先程村松君の御質問の中にもありましたが、私もまだどうも釋然とない點があるのであります。それで一寸御伺致したいと思ふのでありますが、御答辯に依りますと冷害を保險事故としない理由は所謂統計の調査が完備して居らない、それで農業再保險の審議會に於て研究して成べく速に冷害を保險事故としたいと云ふやうな口吻も承つて居るのであります。私は單に冷害に對する統計的調査が完備して居ないと云ふことの外に、恐らく何か他の理由が伏在して居るのではないか、斯様に實は自分で考へて居るのであります。私共仄聞する所に依りますと、冷害と云ふやうな一地域の被害は保險事故としては適當しない。それから詰り冷害が東北地方に限定されて全國的でない

と云ふことの爲に、危險分散の點からして、東北地方の冷害、雪害と云ふものは保險事故としては適當しないと云ふやうな農林省内に御意見があると云ふことを承つて居るのであります。又東北の冷害は週期的に襲來する。是も所謂保險事故として適當しないと云ふ一つの理由であると云ふ御意見があつたことを承つて居りますが、果して左様でございますか、又只今私が申し上げましたやうなことが保險事故として適當しないと云ふ御意見でありますかどうか、念の爲に御伺して置きたいと思ひます。

○高橋政府委員 冷害問題に對しての政府としての意向は、既に度々御説明を申上げて居る所で御諒解を願つてあると思ひますが、農林省内部關係の意見があるかないかと云ふことは、此處では一寸申上げ兼ねるのであります。併ながらそれが集團的であり、週期的であり、偏在的であると云ふことから、是から全然除いたのだと云ふ意味ではないのであります。假に集團的であり、偏在的であり、週期的であると云ふ風なことで、此法案に如何に研究しても入らない、此法案の適用を受けられないと云ふ場合に於ては、又別個の方法を考へて是は一つの農業保險として考へなければならぬので、此法案に適さぬ、調査しても駄目だから放り出して置く、構はぬで置く、無關心で置くと云ふやうな意味で政府は考へて居る譯ではありません。東北地方の冷害に對しましては、十分なる救済施設をしなければならぬと云ふことを痛感した上に立ちまして、一日も早く災害に對する救済の途を立てたい。



斯う云ふ風に考へて居りますことを更めて申上げて置きます。

○小山田委員 他に冷害を保險事故とすると云ふことに對する所謂統計的調査が完備しないと云ふ以外に理由はないと云ふやうなことを承つて、私は稍々安心を致したやうな気分であります。是は農業再保險審査會等が設けられました際には、どうぞ冷害等と云ふものを保險事項となさるべく、一つ農林當局の一段の御奮發を御願ひしたい。斯様に存するのであります。

次に政府の過去に於きまする森林火災保險審査會或は家畜再保險審査會と云ふものの會の構成を見ますと、會長は事務次官である。又委員は農林省の農務局の方々或は又大學の教授と云ふやうな者が此審査會の構成分子になつて居るやうに思はれますが、私は無論斯う云ふ御方々も必要であるとは考へますけれども、實際の農村方面に直接關係のあります所の或は帝國農會長とか、或は養蠶關係の民間に於ける權威者であるとか云ふ者を此審査會に入れて戴きたいと云ふことを、單なる私の希望としてよりも、さうすることが只今の東北地方に於ける冷害と云ふやうなものの實情に即して東北民の聲を反映せしめると云ふ意味に於きましても、私は極めて必要な事柄ではないか、斯様に思はれますが、どうも農林省の方々或は學校の先生の方に依つて審査會が構成されて居ると云ふことは、實際の農村とは餘程隔離した環境を持つて居るやうに感じまして洵に遺憾を禁じ得ないのであります。やはり農村關係と致しましては、帝國農會、養蠶關係の民間團體の代表者を入れる御考はないかどうかと

云ふことを御聽き致して置きたいと思ひます。

私は餘り細かいことに付ては淳々しく申し上げたくないのでありますけれども、今の調査會でございますが、調査會に對しては東北地方に於ける冷害を保險事故として入れて宜しいかどうかと云ふことを極めて近い將來に於て御諮問になるかどうか、其點を御伺して置きます。

○高橋政府委員 其點は此委員會に於て農林大臣から來年度から調査させる意向だと云ふことを申し上げてありますから、之を御取次致します。

○小山田委員 來年度から御調査になると云ひますと、詰り東北地方に於ける冷害關係の諸種の事柄に付ての御調査でございますか、一般的な御調査でありますか、其點をもつとはつきり具體的に御答願ひたい。

○高橋政府委員 あなたの御質問に今御答致しましたやうに、此農業災害保險及共濟制度調査會と云ふのは農産物の災害のみではなく、農耕地の災害に對しての保險まで包括して調査研究をして貰はうと云ふ大きな廣般な内容を含んだ調査會であります。而も其調査會の第一回の答申として出しましたものを本に致しまして今回の此法案を作つた譯でありまして、是が第一回の答申であります。尙引續いて今申上げた廣般な意味の調査研究を遂げまして、逐次答申を得まして此農業保險法を益々擴大強化することに努力する考で居るのであります。隨て今御質疑になりました來年度に於て冷害だけを其調



査會に掛けるかどうかと云ふことは、どうも冷害だけと云ふ風に限る譯にも參らぬと思ふ。御諒承願ひたいと思ひます。

○松浦委員 一寸關聯事項で——どうも政府委員の御答辯は、來年度から農地或は冷害其他も調査研究をすると言はれるのでありますが、其見透しは相互扶助保險の現在の制度のやうにやる考でありますか、又別途の保險制度を其爲に設けられると云ふことでありますか、只今御答辯のやうに農耕地及び其他有ゆる農村の災害に付て全部包括すると云ふ御話は實に大きな「プラン」でありますか、其大きなプランを現在の法規に入れることが出来るかどうか、重政さんの御話では先程も村松さんの御質問に對して、相當な工夫を講ずれば入れられないことはないと言はれますから、隨て政務次官の御答辯を綜合して考へますと、現在の保險制度の中に入れるやうに御考になるのか、別途の保險制度を確立して、此農村の災害と云ふものを全部入れると云ふ御考であるか、其見透しを御聽きたい。

○高橋政府委員 其點も先程御答辯した積りでございましたが、調査研究致しました結果、保險技術上可能なりと云ふことになりました、其法規は、只今提出致しました此法案に依つて、保險事故の對象になることと思ひます。勿論此法案の中に入れて、若しもどうしても調査研究の結果、此法案では不備だと云ふことになりましたら、此法案の改正も考へませうし、又別個のこと考へませうし、それは調査研究の後に俟たなければ今どうとも申上げ兼ねます。

○松岡委員 一寸關聯して——只今の政府委員の御答辯に依つて、冷害及び雪害に付ては調査しなかつた、斯様に解釋して宜しいのですか。今迄農林省としては全く考へなかつた、只今の御答辯ではさう云ふ風に窺はれる。今迄は全く閑却して居つた、斯様に解釋して宜しいのですか。隨て諮問委員會に對する諮問には此答申案が出て居りますが、農業災害保險及共濟制度調査會と云ふものに於ては、審議會に於ても何にも是は掛らなかつた。一つも原案としては持たなかつたのだと云ふことになると云ふと、茲に答申の中に「我國特殊の氣象的地理的事情に因り自然的災害の農業に加ふる損害は毎年頗る多大なる所」と斯うある。「我國特殊の氣象的地理的事情的に因り」斯う云ふことになつて居つたならば、もう今のことは當然中の當然の問題にならなければならぬ。所が今の御話に依ると、今迄一度も問題にならなかつた。今度初めて答申したる結果——諮問した結果どう云ふ鹽梅になるか分らない。其結果を俟つより他にないと云ふやうに伺はれて、同じ日本人だと思つて居るが、冷害及び雪害を受けて居る者は、農林省の眼から見れば日本人ではない、風水害を受けて居る者だけが日本人で、可愛い者だと云ふ僻みを起さしむる虞が多分にある。さうして今の點をはずきりと御答辯願つて。小山田君の質問に對して、此問題に付てはどうするのだと云ふことを、大臣の御言明が此間ありましたけれども、今出ましたから、之に對する御言明を願ひたい。

○高橋政府委員 今御話のやうに御解釋願へる答辯を私が致したとすれば、甚だ私の本意ではないの



でありまして、農林省と致しましては固より冷害に對する調査も進めて居ります。又調査會に於きましても冷害に對する意見も出たやうに存じて居りますけれども、其調査會に於きまして取敢ず答申して参りました農業保險制度要綱と云ふ中に其冷害が入つてなかつたと云ふことを申し上げたのでありまして、本委員會に現れた熱心なる諸君の冷害若くは雪害に對する保險事故の對象とすべしと云ふ風な御意見も尊重致して、大臣が何時かの機會に於ける御答辯に、來年度から必ず調査會に掛けようと云ふことを申し上げたのでありまして、それに附隨致しまして色々御質問がございましたから今回提案致した法案に其儘に冷害が適用されるやうな保險技術の上で調査が出来なかつたと云ふ場合に於ても、尙且つ他の方法に於ても何とか之を救済しなければならぬと私はより以上進んだ意味で申し上げた積りでありますでしたが、どうぞ左様に御諒解を願ひます。

○松岡委員 只今の御説を承りますると、答申には冷害及雪害は出て居らなかつた、出て居らなかつた云ふことは原案に——或は原案と云ふか、今迄の調査會に於ては凡そ原案が主題となつて論議されて居ることは、是はお役所の方々は能く御承知ないのである。過去の四年間の雪害對策調査會に於ては、是はまるきり初めてのことばかりあつたので、あの通りでありましたけれども、今迄の調査會、有觸れた調査に於ては、大概幹事會に於て原案を作成する。幹事會は多く局長なり或は其主任の方々がやられるのである。此實務の内情に詳しい者から申しますと、此審議會の内容と云ふものは、決して

左様なものぢやなくして、原案が主題となつて、是が論議せられて結果を得て、答申する。斯うなつて居るやうに私は承知して居る。亦具さに之を携つて斯様なことを申し得るのであります。さうすると結局答申が出て來なかつたと云ふことになると、農林省が此點に於て過去に於ては極めて冷淡であつた。農業保險にはもう入れることの出来ないものだと思ふのであります。是は私が少し言過ぎるかも知れ村松君の御質疑が洵に相應しいものではないかと思ふのであります。是は私が少し言過ぎるかも知れないけれども、唯私は其心配をするのは、斯う云ふ新しい日本の試みが出て來る時の社會政策上の重大問題である。此時に閑却せられたと云ふ此僻みは政治の上に一番私は悪い印象を残すものではないかと思ふ。政治と云ふものは、あの人は好きだ、此人は嫌ひだ、假令同じ事をやつて呉れても好きだと云ふものと嫌ひだと云ふものとは大變違ふ。あの人は好きだと云ふたならば、假令間違つたことをして呉れてもあゝさうであつたと云ふ工合に皆勘辨する。嫌ひと云ふことになつて信用がなくなつて來ますと、どんな良い事をして呉れても、假令其人がやつても、満足なことをやつても當り前なことである。少し間違つたらこつ酷く之をやつ付けると云ふことになつて、好き嫌ひなこと程違ふと俗諺にもありますけれども、其處が政治の捉まへ所ではないかと思ふ。此捉まへ所を一番重要視しなければならぬと考へる。さう考へると冷害を最も受ける所の其人に、殊に邊土に於て、甚だ低い、洵に可愛想なものである。さうして言ふことを知らなかつた所の人々、而も政治が間違つてやつたこと、云



ふやうな點を考へたならば、之を僻ませないやうにしようと云ふ政治の根本觀念から言つたならば、今の小山田君の質問は洵に重要な質問でありますから、是こそ採つて以て直ちに此船に乗つて、政府當局者としては他のものと並べて、冷害ばかりではありませぬと言はないで、此中に風水害を入れたのですから、此委員會全體の空氣を御覽になつても分るのでありますから、其點は直ちに小山田君の只今の御質問のやうな點に對して、他のことはなどと云ふ御付合のやうな、附たりのやうな當り前のやうな御返事でなくして、もう少しあちらの者に親切な、寧ろ之を肯定して行く絶好の機會と云ふやうに、直ちに近い機會に冷害、雪害を入れると云ふ諮問案を出すやうに御言明なされると云ふことが本當の政治の要諦ではなからうかと思ひますから、改めて念を押して此點を御尋致します。

**○高橋政府委員** 此冷害問題を閉却して居つたのか、冷淡であつたのではないかと云ふ風な御話であります。私共と致しますると、決して閉却した譯でもなく、冷淡な取扱をしたことでもないことは、色々の事情を御知りの松岡さんは能く御承知だと思ふのであります。色々研究調査致しました結果、度々御答申上げたやうに、今回の此法案の中に不幸にして保険技術の上から見まして、入れることの出来なかつたことを遺憾に思ふのでありまして、勿論此委員會に於ける諸君の熱心なる御意向に對しまして、大臣が御言明したことを本日は取次いだと云ふことで申上げたのでございまして、それ以上の事柄になりまして、來年度の調査會に於て冷害のみを掛けると云ふ風なことは、私此處で即答が致

し兼ねるのであります。私が申上げる點に付きましたは、冷害のことは勿論諮問致しませうし、其他のことも無論諮問されるのであらうと云ふことを申上げたのでありまして、次して差別的に答辯したと云ふ譯でないことを御承知願ひたいと思ひます。

**○小山田委員** 私は此際冷害に關聯して一寸御尋致したいと思ふのでありますが、先般どなたでありましたか、今年度の深刻なる雪害の爲に、農林省の方では特に雪害對策を講じて戴きたいと云ふことを御願したのでありますが、之に對して農林大臣は吾々の要請を容れられました、適當に善處する旨の御答辯があつたのであります。之に對して其後農林省に於きましては、どう云ふ對策を講じられ、又御考になつて居りますか。其の後の經過を此際承りたいと思ひます。

**○高橋政府委員** 前に農林省に於きましても色々調査をして居つたのでありますが、特にあなた方の御斡旋の下に、地元の諸君の陳情もありまして、之に對する具體策を講じまして、各府縣別にそれぞれ本省から班を派遣しまして調査に既に出掛けた者もあります。又出掛けんとしつゝある者もありまして、是等の各地視察の諸班が歸つて参りますれば、それに依つて之に對する對策も自然生じて参りませうし、又雪融けの後でなければ、被害状況の分らぬものもありませうし、色々ございませう。是は内務省との關係もありますので、其調査の結果に依りまして、出来るだけ一つ善處したい、斯う考へて居る次第であります。



○小山田委員 農林當局の御好意は私共の洵に多とする所でありますが、思ふに今度の雪害救済は、所謂應急對策に即すべきものが私は多からうと存じます。そこで從來の例に依りますと、雪害がある。之に對して御調査が成つたと言ひましても、中々所謂官廳の事務の關係でございませうから、地方民が希望して居りますやうに、早速救済の方法を執つて戴けないやうな場合が從來は多かつたのでございませう。是は無論色々な手續關係や、其他事務上の關係があるのでございませうが、要するに今度の雪害の最も重大な點と思はれますことは、雹雪の被害の爲に苗代の播種が適當の時期に於て不可能であると云ふやうな極めて重大な事柄が横つて居るのでありまして、是は單に役所の事務や手續上の關係に依つて遷延されるやうな問題ではないと考へます。どうか此際は拙速主義を以て迅速に救済の出來ますやう、特別なる御取計ひを御願する次第であります。私の質問は此程度で終りと致します。

○山田委員 さう云ふことを御聽き致すのは、此農業保險なるものは或る地方では必要な仕事なりとして、之に多數の農家が喜んで參加致しまするが、或る地方に於ては殆ど利害關係なしと致して、此農業保險を顧みないと云ふやうな地方が出來はしないかと云ふことを私共心配せられるのであります。殊に繰返して大分御質問されたやうでありますが、東北及北海道に對する冷害を此中に入れぬと云ふことは、是は實に吾々としては豫想以外の問題なのであります。若し東北等に於きまする冷害を

入れないと云ふことになりましたれば、東北、北海道に於ては、此農業保險と云ふものを利用する必要がない、斯う云ふことに歸著するのではないかと思ふのであります。其理論は別と致しまして、實際の上から考へまして、今一つ斯う云ふことを吾々は非常に心配させられるのであります。東北、北海道に於ける所の收穫の減少と云ふもの、原因を、總て冷害に押付けてしまふ。今年は一割穫れない、二割穫れないと云ふやうな問題が起りましたが、それは冷害の關係だらうと云ふやうな工合で、總て冷害と云ふ名目の下に、東北、北海道の災害を片付けてしまふと云ふやうな結果になりはせぬかと云ふことも心配されるのであります。此機會に於きまして、冷害とは何ぞやと云ふことの御説明を、御願したいと思ふのであります。所謂冷害の定義であります。

○重政政府委員 御話のやうに東北地方及び北海道に於きましては、殆ど保險制度の利用價值がないとは吾々は考へて居ないのであります。最近私共が見ますと、東北地方及び北海道は、普通の風水害、旱害等はやつて參るのであります。其上に冷害が來て居ると云ふやうなことに相成るのではないかと思ふのであります。冷害だけをやりましても、被害の量から申しますれば三分の一位の被害になるのではないかと思ふのであります。其他の風水害とか旱害とか云ふものは、やはり冷害の二倍以上の災害率を持つて居るのではないかと思ふのであります。それから冷害を除外して東北地方に保險事業を實行すれば、何でも冷害から來たのであると云ふ風にして、殆ど填補しないと云ふやうな惧があ



る、斯ふ云ふ御心配でございますが、是は前々申上げました通りに、相互保険を實行致すのでありまして、郡單位の組合でやるのであります。更に再保険は縣でやるのであります。其上に政府が非常災害に付て、再保険を致す仕組になつて居るのでありますから、御心配の點は萬々ないであらうと考へて居ります。

**○山田委員** 今一つ冷害の定義でありますが、如何なるものを冷害と申すかと云ふことに付て、御意見を御聽致したいのであります。私は何の爲にさう云ふことを御聽するかと云ふと、東北の凶作の場合もありますし、或は一割減、二割減と云ふ場合も屢々あるのであります。其際には必ず雨が伴ふとか、温度が下るとか云ふやうなことが原因になつて、米が穫れないのであります。どう云ふものを冷害と致し、又どう云ふものを風水害であるとか、其他の冷害とか云ふものにして宜しいかと云ふやうな區別が、はつきりして居なければ此冷害と云ふものに對して定義は出来なくても、斯うく云ふものに對しては冷害以外のものと云ふやうなことも言ひ得ると思ふのであります。是等に對して冷害と云ふものは、是々の性質のものである。是れ以外のものは冷害にあらずと云ふやうな御説を御伺ひすることが、重要な問題だと思ふのであります。

**○重政政府委員** 冷害と申しますのは、最も普通に考へられるのは、早冷えであらうかと思ふのであります。結實の時期に普通の年より著しく早く冷がやつて參つて、其爲に結實を妨げると云ふことが

一番多いのではなからうかと思ふのであります。其他日照が少い爲に低溫で、常時ずつとそれが爲に結實が妨げられる。或は又土用の非常に大切な時に著しい低溫が來た爲に、開花が不良になつたとか、或は結實が妨害されたと云ふやうなことが冷害と、斯う言へるのではないかと思つて居るのであります。それ等の専門的な、御話のやうな、さう云ふ御心配がありますれば、尙ほ是は實施に當りましては、其點は出來得る限り、はつきり致して置かなければならぬと考へて居ります。

**○山田委員** 私共は冷害と云ふものは、やはり共濟と致しても、保險と致しても、同様やるべきものである。斯う固く信じて居るのであります。冷害の解釋と云ふものに付ては、如何やうにも解釋し得るやうにも考へるのであります。例へば斯う云ふ以前の昭和九年の例を見ましても、能く分るのであります。米の減收の際には必ず降雨が伴ふのであります。それで若し稻の花咲く頃に、連日に亘つて雨が降ると云ふことになりましたれば、稻の花は腐つて成熟しないと云ふ結果になりますから、是は立派な水害と見て宜しいのであります。是は冷害ではないのでありませうか。若し是が關東の地方に行きますれば、所謂此地方に於ける水郷と云ふ所は、水が増すと穂が水の中に入つてしまふ。五日も顔を出さない、一週間も水の中に潜つたと云ふことになりましたれば、是は立派な水害でありませう。併し東北の方で花が咲いた時に實が成らないでどんく腐つてしまふと是は冷害の部類になります。關東で言へば水害である。東北で言へば冷害であると斯う云ふ解釋になりますか。



○重政政府委員　それは霖雨に因つての災害かと思ひますが、霖雨に因つての災致は此保険の案では一應共済の方へ行くと云ふことになつて居るのであります。

○山田委員　是は風水害と云ふ中に入つて、若し關東でありせば水害なりとして共済或は保険の中に入れられるが、東北及び北海道でありせば、是は冷害なりとして除かれると云ふやうな結果になりはせぬかと云ふ疑が私にはあるのであります。更に今一つ序でありますから、例を擧げて御聞きしたいのであります。昨年私共の大平洋岸に面したる所の田地は、初の中は前年に比較しましてさう收穫は減らない、斯う云ふ確信を皆農家は持つて喜んで居つたのであります。併し刈入れて穫上げた結果は平均して一割内外の減收になつたのであります。此減收の原因が何であるかと云ふことを研究致しましたが、中々分らなかつた。併し二つの原因を發見致したのであります。其一つは、一粒づゝ米を調査して見ると粒が小さい、例へば一升の中に一萬三千入るのが普通であれば、或は一萬四千入る、或は一萬五千入ると云ふやうな工合で、一粒々々の量が小さかつたのであります。でありますから收穫の足りないことは當然であります。大分稻が良く出來たと思ひましたが、一粒々々の量が小さいのでありますから、當然一割減の收穫が出る譯であります。所が何故是が小さくなつたかと云ふ原因に對して、種々研究致しました所がそれは昨年は御承知の通り分蘖が濟みまして、穂の出る時分から殆ど雨が降らなかつたのであります。早魃がずつと續いて田面に依りましては龜裂を生じたと云ふや

うな状態でありましたから是は早魃のせいだらうと云ふことになつたのであります。又一面の人の觀察に依りますれば、夜と晝との温度の差が其當時非常に多かつたのであります。夜になると温度の下り方が非常に多かつたのであります。晝間——日照時は相當の温度を保つて居りましたが、夜中から夜明けに掛けて温度が下ると云ふ風でありましたから、昨年の一割内外の減收と云ふものは、是が外の地方でありましたならば、早魃の爲に收穫減と云ふことになりませうし、東北でありましたならば、夜の冷の爲に冷害だと云ふことになるのではないか、斯う云ふ風に觀察されるのであります。是等の場合には如何に之を見るべきかと云ふことが一つ、又斯う云ふ場合には此農業保險法に依ると、豫め災害を通告しなかつたならば、保険金は拂はぬと云ふ規定があるのであります。農家が漸く穫入れてこいてしまつて收穫減に驚くと云ふやうな場合には、收穫は減るし、保険金は一文も貰へないと云ふ結果に到達するだらうと云ふことを想像されるのであります。さう云ふことはありはしませぬか、其點も御聞きしたい。

○重政政府委員　實行に當りましては、出來得る限り參考材料に依りまして、さう云ふやうなことの區分は明に致されると思ひます。而もそれが結局旱害にも考へられると云ふやうな場合は、實行上は是が相互保險である爲に、多くは早魃の被害として實際出て來るのではないかと想像が出來るのであります。併ながら今御話の具體的の例のやうな一割の被害と云ふやうなものは、是はやはり填補致さ



ないと云ふことになつて居るのであります。是は屢々御質問がありました。少額損害の不填補と云ふのは、實はさう云ふやうな評價上非常に困ると云ふやうなことも豫想を致して、三割以下の被害に付ては填補しないと云ふことに此案は致して居るのであります。

**○山田委員** 私は此問題を一割だから填補するとかしないとか云ふことを御聴きするのではない。東北の冷害と云ふものは實際に於ては斯の如き事例がありました。斯の如き原因の下に或は三割、或は四割の減收があるかも知れないと思ふのであります。でありますから冷害と云ふものゝ定義が本當に立つて居らなかつたならば、外の地方に於てはどう云ふ原因に依つて收穫の減少を致しましても冷害以外の原因となる。東北及び北海道に於ては之を冷害と云ふ中に入れられてしまつて、此保険の範圍内に入れることが出来ないと思ふ結果になりはしないか、併し御説に依りますと、保険組合と云ふのは、郡を單位と致して、再保険は縣でするのであるから、其點に付ては多くの損得もなからうと思ふやうな御説のやうであります。それは私共はさう思つて居らないのであります。縣の聯合會の再保険はありますが、異常災害と云ふのは政府でもやつて居りますし、又災害が多かつた際には、經濟の許す範圍内に於て保険金を支拂ふことが出来るのでありますから、其點はどうでも宜しいと思ふのであります。東北に於て農業保険を非常に今日まで長い間望んで居つたと云ふことは、實は此冷害に對する災害を免れたい、災害を減少したい、幾らかなりとも是が出来たならば助からう、

斯う云ふことが多年の希望であつたのであります。それを取除かれたと云ふことになれば、此農業保険と云ふものに依つては、殆ど何等の恩澤も蒙ることが出来得ないと云ふやうな觀念が先入主になりまして、東北には農業が出来ないと云ふことになるのではないかと云ふことを非常に惧たるのであります。之に附隨して御聞き致したことは、此條章の中には政府が必要と認めれば農業保険組合の設立を命ずることが出来ると云ふやうなことになつて居るやうであります。是はどなたかの御説明の筆記を見ると、其設立を爲し、組合は組織員に對しては加入を強制することが出来ると云ふやうな御説があつたやうであります。是は私共の考ではやはり組合を作らせることも出来、組合に當然加入をしなければならぬ。斯う云ふ規定になつて居るのだと斯う信じて居るのであります。此十三條の第二項の規定に依りますと、保険組合が出来ますれば、其區域内に於ける所の資格者は之に加入することを要すと云ふことに出來て居るやうであります。「組合員トス」斯う云ふことになつて居るのでありますから、當然是は組合員にならなければならぬと思ふのであります。さう云ふ工合に解釋して宜しいと思ふか。

**○重政政府委員** 十二條の加入強制及び設立強制は具體的に申しますと、町村農會又は共済施設を行ふ養蠶實行組合に對してさう云ふ命令が出来ると云ふ意味ではありませぬ。斯う云ふことを此前申し上げたのであります。



昭和十三年三月十五日（火曜日）午後一時二十八分開議

一二六

○村松委員 若し只今の大臣の御議論に對して、私が農業保險法案に對して詳細なる考を申述べれば、それは或はもつと積極的に援助をするのだ、國庫が負擔をすると云ふことを御言明になつたと思ひますが、併ながら國家も大いに力を入れるのだと云ふ片鱗を示されたのでありますので、私は其程度に於て此問題は一つ打切りますが、之に關聯して私共の更に重大に考へて居りますことは、どうも本法は或種の作物、又或種の保險事故、之に付て放任を致して居るが、それでは制度の上に於て不均衡であるのではないか、又農業保險の性質より見て、それでは餘りに不公平であるのではないか、集合保險の本質から見まして、寧ろ作物をもつと多く採り、又地域をもつと廣め、而して保險事故を數多くすることに依つて、寧ろ保險其もの確立が得られるのではないかと云ふことも考へられるし、更に又他面農業の實際の情勢、農業經營の方面から考へて見ますならば、もつと加へられて然るべきものが放任せられて居るのではないか、こゝで私はそれを實際に申し上げますならば、例へば東北、北海道其他の地方に於ける冷害の問題、或は雪害の問題、或は植物病に致しましたも、稻熱病の問題であるとか、或は北海道に於ける所の燕麥の問題であるとか、各種考へて見ますならば、極めて重要性を有して居ります問題が此事項の中から除外せられて居る。又其品種に於ても除外せられて居る。それは何の爲であるか、色々私政府當局に伺つて見たのであります。要するにそれは統計がま

だ十分でないからだ、斯う云ふ御話であつたのであります。私共としましては、統計の問題はもう既に、解決が付いて居るのだ。尤も冷害の如きは昭和九年に於きましたは、是は百年周期をするやうな大きな災害でありましたけれども、其他の場合に於きましたは、勿論豫想の出來ないやうな災害ではない。百年周期のやうな大冷害と云ふやうな場合に驚いて、他の場合の冷害をも除外すると云ふやうなことは、結局何處に基因して居るのであるかと云へば、要するに冷害のやうなもの、雪害のやうなものは、本法に於ける異常災害に相當すると私は思ひますが、此異常災害は政府に於て一つ片肌抜いでやらう、一肌抜いでやらうと云ふやうな御氣持があつたかも知れませぬけれども、尙ほ十分でないやうな感じが致すのであります。保險全般を一つ茲に考へて見て、足りない部分は補うて、制度の上に於ても、亦農民經濟の實際に即しても、之をどうしても補つて行かなければ、完全なものにならないと私共は考へて居りますが、それも要するに政府の補助の肚一つに懸つて居るのであると私は考へて居ります。此委員會に於ける全體の空氣、又冷害其他雪害の地方に於きます國民の總てが、此問題が保險の上に取上げられて參りますことを、極めて熱望を致して居ります。此事實に鑑みまして、冷害其他に於て尙ほ政府が統計が出來ないと云ふならば、それを一應信賴致しまするが、統計が出來さへすれば直ちに一つ之を取上げて大いに其地方にも均衡振り公平振りを一つ出すのだ、斯う云ふやうな點の御言明を得て置きたいと思ふのであります。それに關しまする卒直なる御答辯を願ひ

一二七



たいと思ひます。

○賀屋國務大臣 只今の點は研究が出来ましてから考へることに致したいと思ひます。豫め御約束を致しましても、中々財政上の實行は困難であります。色々の意味に保險が擴がつて參ることは贊成であります。又それを希望致すのであります。不堅實な基礎で餘り手を擴げますと結局皆いけなくなるのであります。統計にしても相當確なものでなくてはならぬ。色々實驗を経なければならぬと思ふのであります。此範圍に於きまして米麥、桑でやつて居ります間にも色々經驗を得まして漸次さう云ふやうに進んで參りたいと思ひます。又異常なる災害のあつた場合には、是は損害を補填すると云ふことになりますれば、場合に依りましては保險の性質を逸脱する譯になります。それを經常的の制度に致して置きましても到底保險の制度を逸脱して、全部國家の經費に依る場合もあると云ふ矛盾が起き易いのでありますから、只今の所はまだ其邊まで進むのは困難であると考へて居ります。

○村松委員 保險の性質を逸脱すると云ふ御言葉がありますが、要するに假に何人が保險料を支拂つたと致しましても、結局給付、反對給付の平準の原則さへ維持出来れば、是は保險たるの性質に於ては變りはないのであります。寧ろ私の強調致しますのは、其社會保險たるの性質をより強化すると云ふこと、又社會保險たるの性質と云ふものは、被保險者にあらざる者が保險料を負擔すると云ふ所に社會保險の本質があるのでありますので、社會保險と云ふものが若し保險の性質を離れたものであ

ると御考になりますならば、是は別でありますけれども、私其意味に於て冷害に對する國庫の補助が相當多額なものになつたとしましても、それで保險の性質が離れたのだと云ふやうには私は考へ得られないのであります。寧ろ私は實際に於てより以上の助成があるべきものであると主張致しますが、併ながらそれは財政の現状に於ては不可能であると云ふやうな御言葉もありました。財政の問題に關しますと、私共が是は既に豫算總會其他に於て色々な質疑應答があつたのでありますから、是は此處に繰返すことは止めますけれども、本當の意味の今日の時勢に適合したる所の國民の生活の安定なり生産力の維持増進なりと云ふことは、是は財政を一面に於て羈制すると共に、其事に依つて又財政の鞏固を齎して來ると云ふ事實を十分に御考を願ひたいと思ひます。是は財政論をあなたに講義すると云ふやうなことはどうかと思ふのであります。私は左様に考へる。殊に只今のやうな事變の中に於きましては本當に銃後の護りをしなければならぬのだ、其銃後の護りと云ふことは一面に於て農民の生活を安固ならしむることも必要であるが、生産力の維持増進を一期するのだ、若し一度本法に冷害が挿入せられず、而して左様な保險の施行せられざる間にもう一度大きい冷害でも參りましたならば、日本の全領土の六分の一以上に及んで居ります方面が、それ等の地方に居ります農民が、生産力の維持が出来ないのであります。増進どころの騒ではない。左様な場合に於ても、尙且つ國家の財政がそれで安固と言へるであらうか、又銃後の護りが完全であると言はれるであらうか。私はさう云



ふ大きい場合も一つ豫想致しまして、保険料と云ふものを全部負擔なされた所で、實は全體の損害に比較致しましては是は僅少であります。況や助成だ補助だと云ふに至りましては、全體の中の左程大きい部分を占めないでありますので、全損害と云ふやうな場合を一つ豫想致しまして、やはり是は政府に於て補助をし、助成をし、一日も早く冷害を保険の対象にするのだと云ふ御決心を一つ示して戴きますならば、此全員は恐らく満足するのではなからうか、斯様に考へますので、もう一つ其點の御説明を願つて、私の質問は打切りたいと思ひます。

○賀屋國務大臣 只今のやうな場合には國が保険料の大半を持ちまして保険制度を始め、而も其損害の補填をする時に莫大なものが要ると云ふ場合には、財政技術上意味をなさないと思ひます。何故かと云ふと、さうなれば赤字公債で保険金を納める。近い中に冷害が起れば府縣の會の財政なんかでは足りませぬから、殆ど全部國で處置しなければならぬ。又ずつと先に損害が起るとしますれば、それを赤字公債で積んで置かなければならぬになりますから、是は大災害のやうな時にはどうしても其時に豫算上の處置をしなければならぬ。ですから只今の所被保險者が平生から相當の部分を出せる範圍でないと實際上出來て参りませぬ。國の財政の範圍から一種の積立金をして、それに依つて、異常災害に應ずると云ふ餘裕が出来る場合にはそれは出来るのでありますが、只今さう云ふ實情にありませぬ。さう云ふ大損害を想像致しました場合は、只今のやうな所では、私が今申上げたやうなやり

方しか財政の觀點からはどうも困難なのであります。冷害に付きましては尙ほ是は農林省に於きましても研究がありませう。既にあの冷害がありました以後、氣象の觀測等に付きましては色々國の施設も致しましたことでありまして、非常に之に重點を置いて居る所であります。保険に付きましても色々さう云ふことから研究を進めましたならば、將來之を致すことの適當なことは申す迄もありません。大體左様に考へて居ります。

○松岡委員 私は村松君の御質問に對する大臣の御答辯に關聯して御質問申上げて見たいと思ひます。私の申上げることに対して、大臣の御答辯が本案の審議上に頗る重大なる影響を來すものであると云ふことを前提として御聽取りを願ひたいと思ふのであります。只今村松君の申されました冷害關係に付ては、私共考へなければならぬのであります。是と關聯して現に今農林省は實情が少しく御分りになつて、或は現に人を派して歸つて來た者もありますし、又雪が融けたならば更に委員を派遣すると云ふことにもなつて居るのであります。全く別個な生活をしなければならぬ所の雪國の地方の人々が、本法案に付ては何等關係する所がないやうになつてしまふ。先づ桑の葉に付てであります。然らば桑の葉はどの位の收穫があるかと云ふと、其他に相應しい物が出て來るだらうと思ふ。所が全く雪國の者は高仕立の桑の木で以て桑葉を採つて行かなければ蠶に桑を食べさせることが出來ないと云ふことである。さう云ふ桑の葉の性質ですから、言つても仕方がないことがあるのであ



ります。同時に又あゝ云ふ雪の關係から仕方がないのであります。此桑の木が雪の爲に半分なくなると云ふことは、身體が半分なくなると云ふこと、隨てそれから生ずる所の葉が半分の價值しかなくなる。斯う云ふことになるのであります。是等の桑葉の雪害等に付て全く同じ國民でありながら、此様に苦しまなければならぬ又問題があるのに、此保険に付ては考慮されて居らない。養蠶を盛んにしようとするならば、どうしても十分に桑の葉を澤山收穫せしめるやうにしなければならぬ。斯ふ考へると此桑を大事にさせる爲に、豫め雪害に對抗するだけの種々なる獎勵をしなければならぬと思ふ。單に桑が雪の爲に折れてしまつた時ばかりでなく、豫め折れないやうにせしめてさうして桑葉を澤山收穫せしむることが政治でなければならぬと思ふ。現に只今申上げたやうに、今回農林省が現状を認められて、追加豫算に提出されて居るやうでありますけれども、此點に付て大藏省は御認識があるかどうか、もう一點は東北は一毛作である。たつた一遍しか取れない所の水稻は、苗代が一番大切である。此苗代が出来るか、出来ないかに依つて、其年の冷害がどうなるかと云ふことが分ることなのであります。今雪が非常に多くして、此苗代の種蒔上は困ることが目前に迫つて居る。又目前ばかりでなく、毎年毎年起つて來ることである。水稻に關する所の冷害を別個な扱にしなければならぬ程重大なる危険を豫想せられる所の政府當局は、出来るだけ之を少からしむるやうにする爲には、一番本元の苗代に付て特別の考慮を拂はなければならぬ。然るに本案に於てはそれに付て何等考慮をされて居な

い。此苗代に付て豫めさう云ふことのないやうに十分なる注意をせしめるには、やはり桑の木に付ての損害を豫め防除する途を彼等自身に講せしめるやうに、水稻の苗代に付ても考慮せしめなければならぬと思ひます。斯う云ふ點から水稻の苗代の雪害に對し、桑の木の雪害に對して、既に起つてからは問題ではない。起らない先から考慮しなければならぬ。現に困つて今年などはあの通り色々な陳情が來て居る。あなた方の所へも參つたでありませうが、起つてからでなく、起らない前に考へてやらなければならぬと思ふのであります。之に付ての大臣の御所見は如何であるか、其御返答如何に依つては、本案審議上に重大なる影響を及ぼすと云ふことを豫め前提として御答を願はなければならぬと思ふのであります。

○賀屋國務大臣　今御話のやうな雪害が起りました場合には、起りましたとして、後の處置を講じなければなりませんので、それは先年も執つたことがあります。今年も私共の方からも出来るだけ人を派して實情を視察して、爲すべき適當な處置を致したいと思ふのであります。尙さう云ふことが起らないやうに、詰りさう云ふ冷害に遭はないやうにと云ふ御考は至極御同感でありまして、事前にさう云ふ害が起らないやうに防ぐ處置が出来るならば、其方が所謂本當の對策であらうと思ひます。之に付きましては御承知の如く先年以來東北に付きましては——是は詳しくは農林省の方から御答する方が適當なのであります、各種の特別の作物の研究とか、乏しい財政の中からも出来るだけさう云ふ



方面に對しての手當は致してある譯であります。尙今後もそれに力を盡して參りたいと存じて居ります。事前に於てさう云ふことが起らないやうにすると云ふ御趣旨は洵に御同感であります。

○松岡委員 事前に心配すると云ふ御明言を大藏大臣として承つたことは、吾々雪國に居る者としては深く膽に銘じて忘るゝことの出來ぬ一つの御言明として、之に依つて農林當局は今後も大いに仕事に仕易いと云ふことを此際私は申上げて置くのであります。只今の御言明にあるやうに、東北振興調査會に於て種々なることに付てやつて居ることは私も承知して居りますが、今大臣の申された點でもう一點御認識の有無を質して置かなければならぬことは、桑が雪國に於て雪が融ける時に所謂生木を裂かれるやうになる。是が雪國の桑の状態である。さう云ふことにならないやうにする爲には、桑の木にまるで蜘蛛の巢のやうに繩を張らねばならぬことは、到底雪國の人でない所の人は想像も出來ない防禦状態である。其繩を網の目のやうに懸ける所の仕事の手間賃などは、今まで問題になつて居らなかつた。又現在もなつて居らない。斯う云ふことは努めて獎勵して、出來るだけ網のやうに繩を張つて桑の木の生木を裂かないやうにすると云ふことに付て助成せねばならぬのが、私の質問の趣旨であり、主點である。それ以外の氣象的なこと、或は其他のことは一般的の問題であります。特に桑に對してはさう云ふ手數を掛けなければ、生木を裂くと云ふことは防禦出來ないのであります。もう一つは苗代の上に四尺乃至五尺の雪がある時に、之を冷い中に皆掘上げて、雪の中から苗代を掘つて、

さうして水を掛けて苗代をやると云ふ此勞苦に對して何も今まで國家では考へて居らない。一刻も早く雪を融かして、さうして苗代の種蒔を遅れないやうにしなければ、本當に水稻の冷害を防除するに與つて效力はない。是は勿論彼等自身は一毛作でありますから、一生懸命やりますけれども、更に一層獎勵してやると云ふことは、出來た上の事ではいけない。出來ない前に將來に過なからしむるやうにするのが、本當の政治だらうと思ふ。只今のやうに御認識があるならば、此點に付ても御言明を得たいと存じます。

○賀屋國務大臣 是は今承りましたのでありますが、斯う云ふ際でありますから、國民は有ゆる方面で努力を致して貰はなければならぬと思ひます。詳しく伺ひませぬければ私は申し上げられませぬし、是は農林當局の研究に俟つのが適當と思ひますが、自分の力で出來るだけは致して貰はなければならぬかと考へて居ります。

○松岡委員 自分の力でやらなければならぬと云ふやうなことは東北人に向つて仰しやることぢやない。たつた一毛作のものである。飽迄一生懸命やつて居る。唯彼等は今まで之を言ふことを知らなかつた、憲政運用の途を知らなかつた、唯黙々として自然の儘に放置されて居つた。所が漸く此頃分つて、昭和八年四月一日から雪害の何たるものが分つた。斯う云ふことを閑却して居つたと云ふことは、今日まで政治の局に當つて居つた爲政者の怠慢である。只今のやうな御言葉を東北人に向つて申



されることは甚だ心外である。東北人は決して自分で爲すことを爲さないで居るものではない。東北人は自分でやることを怠つて、人に縋ると云ふやうな乞食根性を持つて居ると云ふやうな氣持で斯様なことを申されると私は解するが、是は東北人として甚だ心外千萬である。東北人は一生懸命やつて居る。それを尙一層獎勵して之を防除せしむることは、是は爲政家として關心を持たなければならぬことである。がん／＼言へば何でもする。黙つた居るやうでも、此處を守れと言へば、どんなことをしてでも守るやうなあゝ云ふ東北人に向つて、只今のやうな御言葉は少し當らないと思ふ。此點を申上げて私の質問を打切りませんが、只今の御言葉に付て、又御認識に付て、冀はくば東北人の名譽の爲に大藏大臣の御明答を戴きたいと思ひます。

**○賀屋國務大臣** 松岡君の御話に對して申し上げますが、私は決して東北人のことを言つた譯ではないのであります。大體自家勞力で出来るかどうかと云ふ勞力を主とする問體でありますから、出来るだけ御努めを願ひたいと云ふことを申上げたのであります。實情を農林省等で能く調べて其上で考究致します。

**○小野委員** 私は折角農林當局が革新政策の一つの現はれとして此の社會立法をされても、現在のやうな状態では非常に距離が遠いものであつて、又實施に當つて農民が直ぐ此法律に食ひ付いて、之に加入すると云ふことは困難であらうと云ふ考の下に之を申上げたのであります。是より先は見解の

相違になりますから、此程度で止めて置きます。次に御質問をしたいと思ひますが、是は只今も伺ひましたやうに、本案の内容は農業災害調査會の答申に基いた、無論さらでせう。所が本案の内容、例へば保険金額とか、又は農民の負擔すべき保険金とか、或は政府の負擔すべき助成金に對しましては、もつと積極性を持たせたいと云ふ希望が農業災害調査會にあつたやうに伺つて居ります。更に冷害其他、之に加入せぬものに對しましては何と申しますか、地方的、部分的災害と申して置きませうか、斯う云ふものに對しては共濟事業をやらす、此方にも相當多額の助成金を出してやるやうに、奮發してやるやうにと云ふ御希望の御意見があつたやうに伺つて居りますが、此共濟事業をやりましてもに對しましては政府はどの程度の助成金を出される積りであるか、やはり保険の仕組の共濟制度を採用したのだから、無論一方には、保険の方に澤山金を出せないから、共濟事業の方にもさう種極的には參らぬ、斯様に承知して宜しいのでありませうか。無論私は災害調査會の空氣を伺つたのであつて、書類でさう云ふ希望意見と云ふやうなものが出たのではないと思ひますけれども。極めて信用し得る、極めて有力なる方から、君の方の冷害なんかは今度入らないから、さう云ふことに對しては相當共濟事業で政府に奮發をするやうに言つて居るから、しつかり政府にやつて貰へと云ふ意味のことを私は伺つたのであります。此人は責任のある人であつて、決して嘘や偽を言ふやうな人でないと思ひますが、調査會の中にさう云ふ空氣があつたかなかつたと云ふことの事實の有無を伺つて置きたい



と思ひます。

○重政政府委員 共済事業に對しましては定額の助成をすると云ふことに大體大藏當局とも話合を進めて居るのであります。併し是は今御述になりましたやうに組合の保險事業に對しまして、政府が助成致します。之に準じて勿論共済の方にも助成すると云ふ立前になると思ひます。それから共済制度調査會に於て政府は、相當助成すべしと云ふ意見が出た筈だと云ふやうな御話であります。是は其内容に付て色々申し上げ兼ねるのでありますが、併し是は一種の社會保險的の性質を持つ保險であるから、之に對しては政府は保險料の十分の一を下らざる限度に於て助成をしなければならぬ、斯う云ふやうな決議は載つて居ります。

○小野委員 それでは其問題は其程度にして置きます。次に冷害の問題であります。雪害の問題は先般來松岡さんから御質問があつたと思ひますので、私は専ら冷害と本案との關係に付て御尋致したいのであります。私共素人の觀察では全國の米作の豊作、凶作の標準を何處に置くかと申しますと、關東以南と申しませうか、關東、近畿、中國、四國、九州地方に颱風の影響がなければ颱風に起因する甚だしい風水害がなく、又東北、北海道方面に早冷に依る所の冷害がなければ先づ其年は安心だ、豊年だと斯様に判斷致して居るのであります。私は此自分の見方を専門家に質して見ました所、専門家でも大體の見方はそれよりはないと言つて肯定して呉れたのであります。此處に御出でになる政務

次官、政府委員の方々は、私が今申上げたことを御肯定になるか、御否定になるか、それを伺つて置きたい。

○高橋政府委員 今お話のありました地方は、さう云ふ風な被害の比較的多い地方でありますから、其處に被害がないと云ふことになりますれば、大體に於て御説の通りだと思ひます。

○小野委員 只今政務次官から私の御尋を御肯定になられたやうであります。斯う云ふことは言はれはしませぬか。中國、四國、九州方面は兎角颱風の發生地に接近して其影響を受け易い。即ち年々のやうに風水害の損害を被るのであります。之に反して東北、北海道は酷い颱風に依る風水害の被害は少いのであります。是は地理的關係の然らしむる所であらうと思ひます。松岡さんからも申述べられましたやうに、日本は非常に細長い國柄であつて、亞熱帯から寒帶迄の廣範圍に跨つて居ります。随つて農作物に對する災害の種類も一樣ではない。之を畫一的に風水害、旱害と申しましても、其發生の原因や程度に相違がある。もれを極めて簡単に風水害、旱害と云ふやうなものに片付けると云ふことは私はどうかと思ふのであります。複雑を避ける爲に水稻のことに付て申上げるのでありますが、關西方面で申すならば、水稻に對する災害の種類は先づ風水害を第一に押へなければならぬと思ふのであります。吾々東北、北海道方面では災害の第一に擧げなければならぬものは勿論冷害であります。殊に風水害の酷いものは絶無だとは申しませぬが、關西方面に比べますと問題にならぬのです。



東北方面には御承知でもありませんが、「やませ」と云ふ悪い風がありました、青森縣ではきう申して居ります。青森縣ばかりでなしに、やはり岩手縣、宮城縣邊りでもさう申して居るやうであります。是は北東風であります。之に因つて冷害が起るのであります。早冷を受ける年には是が多いのであります。農林省の専門技術者あたりでも、冷害と云ふものは日照りの弱い時に多い災害だから、蔭の害、蔭害だと申して居りますが、是が水稻の花の咲く時期から起つて結實に至る間に能く災害が起るのであります。早害の如きは部分的と申して宜しい。早魃に饑饉なし、饑饉がないと云ふ位に、日照りの年は豊作、多少水不足で、水喧嘩のある年に限つて豊作だと言はれて居るのであります。風害と云ふものもあるにはありますけれども、餘り酷いものはない、早害も恐しくないと致しますれば、農業災害と云ふものは、私の方の冷害は關西以南の颱風の影響に因る風水害と略々同等に考へなければならぬ災害の一つでないか、斯う思ふのであります。此重大なる所の災害に對して、簡単に農林當局の方では、まだ調査が不十分、不完全であると云ふやうな御理由で取扱はれることは私はどんなものであらうかと思ふ。東北、海道方面の農民は、現在の保険事項では損害が少いから掛金が少い。随つて樂だとも言はれますけれども、天恵に乏しい處である、御承知の通り一毛作である上に、重要な災害を保険から除外されると云ふことになりますと、考へやうに依つては此保険に依つて恩恵を蒙ることは薄いと斯う申さなければならぬのであります。殊に麥は専門に作つて居ります北海道を除きまして

は、東北方面には餘り問題になりませぬ。岩手と宮城に無論多少作つて居りますが、それに裏作がないからでせう。東北方面は大體私は一毛作だと思ふ。又桑は福島と山形は全國的に見まして相當なものであります。青森、秋田、北海道は、是は問題にならぬのです。斯うして見ますと、冷害を除きました上に、作物の種類から見しても、東北の方は餘り恩恵に浴さない。さうして見ますと此保険は關東以南の方を標準に御作りになつたものゝやうな感じがするのであります。東北、北海道のことは餘り御考慮に入れて居ないと云ふ結論になると思ふのであります。私の聞く所に間違がなければ農林省の災害報告規程と申しませうか、規則と申しませうか、さう云ふ規則の中に從來冷害と云ふ項目は含まれてない。随つて農林省の御手許には冷害としての統計資料がない。是は明治何十年に出來た規則でありますか分りませぬが、それが無い爲にさう云ふものが書類の上にないと云ふことが一つの土臺となつて、冷害が除外されて此保険が出來たと云ふことになる、本法は實情に即さない所の机上の創作だと云ふやうな非難を受けても是はどうも己むを得ないと思ふのであります。之に對する當局の御所見を伺つて置きたいと思ひます。

○重政政府委員 統計上の問題に付きましては、今御述になりましたやうに、冷害に付ての報告と云ふやうなものが從來餘りなかつたと云ふのは、或はさうではないかと思ふのであります。近年に至りましては勿論報告を取つて居るのであります。規則も數年前に改正を致しまして、御手許に先日御



配り致しましたやうな最近の被害の統計は吾々の方にも持つて居るのでございます。併し古い統計に付ても是は何等かの方法に依つて調査を致しまして、さう云ふものを蒐集しなければならぬのであります。出来るだけのことは吾々としても致して居るのであります。それから是は關東から中國、四國へ掛けての制度であつて、東北地方に於ては大して利用價值のないものであるかの如き御尋があつたのであります。吾々はさうは實は考へて居ないであります。冷害を除きましても北海道及び東北地方に於ける風水旱害の被害と云ふものは相當程度あるのであります。寧ろ是は冷害とか、雪害とかと云ふ問題は、別なと申しますか、他の被害と區別して、特に東北及び北海道に於て是等に對する對策を講じなければならぬと云ふことは、是は風水旱害と云ふやうな一般の地方に於て受ける被害の上には是が來ると云ふ所に、私は其大なる理由があるのではないと思ふのであります。随ひまして東北地方に於きまして、冷害を今此の保檢に取入れてないから、殆ど利用の價値がないと、直ちに斯ふ斷定をせられるのは、少し行過ぎではないかと私は思ふのであります。現に此御配り致しました被害の調を御覽を載きましても、風水旱害に付て北海道及び東北地方に於ても、決して中國地方、或は關東地に劣らざる被害があるのであります。随ひまして此制度が出来ますれば、北海道及び東北地方と云ふものは、是は他の地方と同じやうに此保險制度に依つて利益を蒙るのではないかと思つて居るのであります。

○小野委員　私は此處に青森縣だけの統計を持つて居るのでありますが、是は先般農林省から頂戴した統計と略々合致して居るのであります。昭和六年から昭和十一年までの統計であります。其中で冷害の期間が三年あつて、其總計は、水害が二回ありまして、水害と冷害との比例は、殆ど冷害が倍になつて、水害は其半分しかない。風害のやうなものは殆ど問題にならない。九牛の一毛になつて居るのであります。従來まだ農林省が冷害と云ふやうな報告を徴して居ない時には、東北、北海道方面に於ける冷害は、まさか水害ではないが、やはり「ヤマセ」——風害と云ふやうな種類に屬して居つたのですが、被害はあつたのだが、其被害はどう云ふ項目の中に入つて報告されて居つたのですか、やはり、風害の中にも入つて居つたのであります。今重政さんの御話になつたやうに、最近規則に付ても改正して、冷害も報告を徴して居る。さうでなければならぬ。一方にはさう云ふ冷害に付ても研究をやつて居るのだ。其規則を改正して報告も徴して居ると云ふことですが、其規則を改正になる前は早冷に依る被害は、何か風害の中にも込めて報告を徴して居つたのでありませうか。

○重政政府委員　古い統計ではそこの邊は——洵に卒直に申し上げますが、分らないのであります。殊に是は吾々が昭和三年に多少の豫算を貰つて被害統計を調査致しまして、大正七年以來の色々な被害統計を蒐集致したのであります。其當時農林省に報告があつた被害の程度と云ふものは、實に寥々たるものであります。今御手許に差上げました此被害統計と云ふものは、決して農林省で各地方か



ら被害の報告を受けましたものを集計したものではないのであります。吾々が實地に地方へ行きまして、各府縣の當局と十分協議をし、或は村の當局とも協議を致しまして、此統計を集計致して居るのであります。古い時代に於て風害の名で來たかどうか、その所は一寸明でないのであります。其被害の報告さへも寧ろしなかつたと云ふのが、其非常に大きい部分でもありまして、此被害統計の歴史と申しますか、明治四十三年頃以來農商務省にありましたのは、唯農務局に於て局長通牒を以て取つて居つたのが本であります。農商務省令に依つて之を始めましたのは、慥か大正十一年頃であつたかと思ひます。兎に角最近のことに屬して居るのであります。一寸舊いことは分り兼ねるのであります。

**○小野委員** どうも私共常識で判断して分り兼ねるやうな御答を伺つて居るのであります。無いと云ふのを有ると言つても水掛論になるので、是以上は申し上げないに致しますが、どうも日本の農林省——昔は農商務省であつたのでありますが、あの大きな役所が有ゆる施設と申しませうか、政策の基礎となるべきさう云ふ報告を徴さなかつたと云ふことは、私は全く奇怪極るものだと思ひますが、是は致し方がございませぬから、其程度で止めて置く次第であります。是からが私の御尋しようとする冷害問題の本筋になるのであります。當局は本法の制定に當りまして、農業災害調査會に御諮りなつた。關係團體の意見は徴したかと云ふ質問に對しては、それは徴さなかつたと云ふことを言明さ

れて居りますが、それも己むを得ないと思ひます。唯此資料は大分金を掛けて前から御集になつたと御説明になつて居るのであります。冷害のやうな非常に乏しいものに對しては、私は東北六縣の縣廳、北海道廳、又東北六縣、北海道の農會と云ふ所から、此冷害の資料を提供せしめたかどうか、農會などには相當眞面目に冷害問題などを研究して居る技術者があるやうに考へるのであります。それから又昔藩のありました所には、大體藩の記録、文獻にさう云ふものがあると思ふのであります。餘程金を御掛になつて長い間御調査になつたと云ふことでありますから、さう云ふものも御集になつた其上に、どうも資料が足らぬと仰しやるのか、其點を高橋政府委員から承りたいのであります。

**○高橋政府委員** 今のは昭和三年からすつと豫算を取りまして調査したのであります。それは結果だけ聽いて居るのでありますから、其内容に對しましては、他の政府委員から御答申げます。

**○重致政府委員** 出来るだけの事は致して居るのであります。昭和三年に各府縣に通牒を致しまして、府縣から更に町村に通牒を致しまして舊い統計の報告を求めた、其中には冷害は勿論あります。冷害も入れて報告をさせて居るのであります。

**○小野委員** 私はさう云ふ風に資料を御集になつても東北、北海道に對する資料が不足だと云ふことは、一寸是亦不可思議に考へるのであります。私は縣廳や其他の農會邊りには相當資料があると考へて居る。併し取つては見たが、それでもどうも思ふやうな資料が集らなかつたと仰しやれば、もう



それで己むを得ぬのであります。其上は押問答になりますから、私は其點は止めます。併し兎に角農林省の役人の中には東北、北海道に對しても本當に理解を持つて居る人が何人あるか、私の最も尊敬する省内で有力な眞面目な古い技術官の中で、凡そ農商務省時代から三十年餘も奉職して居らるゝのではないかと思はれる或人で、昨年初めて一寸青森を見たと言ふ人があります。其方は慥か宮城と何處か外の縣を知つて居るだけで、東北六縣の中半分位しか見て居ないと云ふ状態である。成程是ではどうも東北の實情と云ふものは農林省に徹底しない。此點は高橋政務次官に能く御聽きを願つて、他の機會に農林大臣から御答を願ひたいと思ふのであります。有馬農相は御就任の當初に、東北六縣を御廻りになる計畫を非公式であつたか發表されたやうであります。東北農民は大旱に雲霓を望むが如しと云ふと、何か大袈裟になります。非常に喜んで大いに期待して御待申して居つたのであります。事變の結果、到頭其計畫が沙汰止みとなつた、其爲のみとは勿論考へないのであります。東北、北海道に對して甚しく認識を缺いた保險法案が出て來た。之を私は非常に遺憾に思ふのであります。農林省の御役人の方には、東北に御出での御方は勿論澤山ありませう。是等の人は時候の好い時に東北に御出でになつて、縣廳自慢の模範施設だけは見る。例へば青森縣に行けば、七和村の郷倉だとか、小湊村の所謂三井報恩會か何かが寄附して居る「農民ノ家」と云つたやうな所ばかり御覽になつて、縣廳と宿屋——温泉に一、二泊して歸へられる。さうして青森は酷い所だと聞いて居つたが、

來て見ると案外好いと云つた。それで青森縣に農民生活の全部を御覽になつた積りで歸られるから本當に困る。本當の實情を御覽になると事ふやうな風には、御視察になつて居らぬやうであります。重政さんはどうか存じませぬが——ですから私は有馬農相が議會終了後に、適當の時期を御選みになつて、昨年御立てになつた計畫を御實行になる御意思はないか、若し其御意思があるならば、實際農民生活の實情を親しく御覽になつて戴きたい。其御意思があるか否やと云ふことを茲に伺ひたいのであります。御出でがございませぬから、是は政務次官から御傳を願つて他の機會に御明答を御伺したいと思ふのであります。

前のことに對しまして重政さんの御答を求めると云ふことは酷のやうでありますから、是は御答はなくつても宜いと思ひますが、尙私の記憶に誤がなければ、是れは明治四十一年頃の大分舊いことになりませんが、第二次桂内閣が出來ました時に、大浦兼武子爵が農商務大臣になられた。其時は慥か男爵でしたと思ひますが、其時に省内に於ける人事の大異動を行つた。和田さんが次官であつたのが大博覽會の會長になつて。押川さんが其後に次官になり、織田農務局長が勅參になつて、其後へ下岡さんが秋田から來られた。課長にも大分異動があつた。外のことは申しませぬが、其當時の農政課長は三松武夫氏であり、農産課長は伊藤悌造さんか誰かだと記憶して居りますが、大分大浦農相の下に人材を集めまして、誰の獻策であつたか分りませぬが、多分下岡さんが秋田の知事から農務局長に轉任



されたので、私は最初は下岡さんの獻策だと想像して居つたのでありますが、或は當時の農時試験場長あたりの獻策であつたかも知れませぬ。大浦さんが来て、私共東北農民に對して一番宜いことをして呉れた。それはどう云ふことであつたかと申しますれば、東北地方に於ける農作物の改良に大浦さんが乗出して呉れた。幾ら豫算を取つたかはつきりと記憶して居りませぬが、兎に角天恵に乏しい所の、一毛しか取れない所の、而も特別冷害なんと云ふもの、被害のある東北農民の窮狀を御察し下さいまして、さうして第一に水稻の品種改良事業から著手されたのであります。當時東北には愛國とか龜の尾とか云ふ米の品種が普及して居つたさうであります。就中岩手、宮城は愛國が盛んであつたさうであります。是は靜岡縣から、即ち暖地から入つたのでありますから、相當に多收穫な米であつたのであります。青森は龜の尾とか何とかさう云ふものが多かつたと思ひますが、而も此の多收穫であつたが、晩熟に過ぎるとか稻熱病に弱いと云ふ缺點があつた。明治三十七八年の東北凶作には宮城縣の平坦部さへも愛國が冷害にやられて被害を受けた。そこでそれ等のことを大浦さんが御聴きになつて、東北の農作物の品種の改良をやつた。それは今秋田縣の大曲にある、名稱は何と言ふか知りませぬが、冷害に耐へる寒地試験場と言ふか、水稻の試験地です。それが今度各府縣にやはり試験地のやうなものが出来、それに又出店のやうなものが澤山出来た。兎に角東北方面の水稻の品種の改良をして、それ以來一段と進境を見て、陸羽二十號とか、陸羽百三十二號とか云ふやうな耐寒性の強い米

が出来た。冷害に對しても相當な成績を擧げて居つたことは私は自分も承知をし、且つ又聞いても居るのであります。殊に陸羽百三十二號と云ふものは、試験期を離れまして栽培の普及されたのが大正十一年頃からだと私は承つて居る。大浦さんが農相になつて、東北の農作物の改良に著眼されて實行されてから三十餘年を経過して居る。此長い體驗を有するに拘らず、それでも尙重政さんが此間から調査の資料がない、どうも是が爲に折角の冷害も今直ちに保険に加へなかつたのだ、斯う仰しやることとがどうしても私共には解せない。若しそれならば、東北の縣廳なり、圖書館なり、又農會の篤農家なりに文獻其他の資料は私は澤山あらうと思ふ。「カムチャツカ」とか「オホーツク海」方面の流氷とか海水の調査氣象關係の総合的の記録は、まだ幾年にもなつて居ないであります。是は最近からやつたのでありますから、それは無理もないことでありませうが、恐らく文獻に依る所の冷害の歴史と云ふものは舊幕時代からあつた。私の手許にも同期的な冷害に對する文獻があります。斯ふ云ふものを參酌すれば、私は冷害に對する資料が相當集め得たと考へて居ります。どうも私は理窟はあるものでなしに後で付けるものだとして居る。總動員法に於ける憲法論でも、一方は違憲だと言ふ。一方は憲法違反にあらずと斯う言ふのです。理窟はどうも付くのだが、どうも東北方面に對する認識、熱意、同情と云ふものが足らぬのではないかと云ふことを、私は僻みかも知れませぬけれども思ふのです。先輩松岡君なんかの御質問などを拜聴して居つても、どうも東北は昔から馬鹿にされた癖が今に續い



て居て、今でも尙吾々が東北民を連れて内務省其他の關係官廳に参りますと、又東北か、ふんと云つたやうな気分がある。是は實際に於て私は見て居るから申上げるのだが、さう云ふ風である。さう云ふことで、此冷害が本法から除外されたと云ふことは甚しく残念に堪へないと東北の人間の一人として心から思ふのです。どうかもう少し親切な御考の下に、私は重政さんから御答辯を伺ひたいと思ひます。

**○高橋政府委員** 大浦農相が東北に對しまして特殊の施設をなされたと云ふ話は私も聞いたことがあります。其後色々政治情勢も變り、大臣其ものも段々變つて参りました、幾變遷かして参つたのであります。最近に於きまして、東北地方出身の代議士諸君、其他の諸君が議會を通して東北の實情を御訴へになる機會が度々ありまして、相當それ等の所謂輿論の聲に、政府も追隨致しまして、此の東北地方に對しましては、政府としまして、或は東北廳を作り、東北振興株式會社を作ると云ふやうなことを致しまして相當の關心を持つて來たことは御承知の通りであります。農林省と致しましても、只今も重政政府委員から申上げましたやうな意味合に於きまして、東北は東北として、天恵に乏しい場所を是非どうにかして、さうして東北の農民の經濟を更生させなければならぬ。謂はば日本の農民の水平線までは引上げなければならぬと云ふやうな考へ方で、總ての施設を行ひつゝあり、又行はんとして居るのであります。前にも申上げましたやうに、此の農業政策と云ふものは、一つだけはいけ

ないのであります。色々の方法に依りまして農家經濟の更生と云ふことを考へなければ、其目的を達することは出來ないのであります。今回の此委員會に現はれました東北地方の諸君の御熱心なる御質問は私共其御熱意に動かされて居る譯でありまして、より以上一層東北地方の問題に對しましては其對策を考へたい、斯う思つて居る次第であります。

**○小野委員** 只今次官の御答がございましたが、兎に角大浦さんがおやりになつてから、人も變り政治情勢も變つたと斯ふ仰しやつたけれども、其施設は今日まで三十年來依然として續いて、それが非常に擴大強化されました、其繼續して來たものが現にあるのであります。それが却つて擴つて東北一般に及んで居るのであります。それを見ましても、私は重政さんが先刻仰しやつたやうな、期間が短いから資料が取れないと云ふやうなことは不思議に思ふ。それだけではいかぬと云ふならば、私が今申上げたやうに舊幕以來からの文獻に依る周期的の冷害の記録でも、研究でもあるのです。さう云ふものでも尙取れないと云ふのか、大臣が來年からそれを直ぐに研究するから申した所が、今まで長々體驗に依り、或は文獻、記録に依つてある資料でも足らぬものが、來年から調査に掛けたからと云つて此先何時それが物になるかと云ふことに付ては、御話を伺へば伺ふ程私は非常に疑問を持つのです。來年から調査に掛つて、さうしてそれが最近に物になるものならば今までの資料に依つて、此法案に採入れられて居なければならぬものと斯ふ思ふのです。是は理窟ではない。議論ではないが、



私は實際問題としてさうならねばいかぬと思ふ。今まで大浦さんがやつてから三十何年、其間には農林省の技術者が、龜の尾ともう一つの稻とを掛合はせまして、陸羽二十號を作り、更に又それに掛合はせて陸羽百三十二號が出来、之が東北地方に出来てから二十年近くになつて居ります。それは耐寒性の冷害に耐へる性質を持つたものとして出来て居ります。さう云ふものを綜合して見れば、私は今迄に資料はあると思ふ。それでも尙足らぬと云ふ算盤が出て来るのならば、假に大臣が來年から調査に掛けてやると御言明になつても、茲三年や五年では出て来る筈のものではない。そこに御答に矛盾がありはしませぬか。私は議論をする積りではないが、伺へば伺ふ程分らなくなるのです。もう少し卒直に、と言つては失敬かも知れませぬが、何か話が喰違ふものだから御尋をするのです。もう一遍そこをはつきり伺つて見たいと思ひます。私一人が納得が出来ないのであつて、他の委員諸君は納得が出来ると云ふのであれば、それは或は私の頭が悪いのかも知れませぬが、どうも私は話を伺へば伺ふ程分らなくなるのです。今まで私が申上げたやうに、舊幕以來の色々の記録文獻で飢饉の周期を見ても、小飢饉は四、五年で來ると云ふ、或は五、六年で來る。或は十二、三年で來る。或は十五、六年で來ると云ふ。或は三十年、四十年、五十年の厩で大飢饉が來ると云ふやうに色々ありまして、私は此處に色々な資料を持つて居るのです。天正十一年から明治三年までの二百八十八年の間に其凶作の程度が七分作以下を凶作とし、三分作以下を大凶作としたと云ふ此文獻を持つて居るので

すが、是は讀上げると非常に長くなるのでありますが、長い時は五、六十年を週期とし、短い時は四、五年を週期とし、其間にどの學說に當嵌めれば何割附合する。どの學說に當嵌めれば何割に附合すると云ふやうな研究もあるのであります。是等のもつと詳しいものは是等の研究する者の手許にある。又之が研究の資料の文獻にある。藩の記録にもあると云ふことを書いてあります。無論縣廳にもありません。さう云ふことを照し合せて見れば、私は結論が出て來ると思ふ。それで結論が出て來ないものを大臣が仰しやつたからと云つて、三年、五年先に出て來ると云ふことはないと思つて居るが、是は私の伺つて居ることが「テクニク」に合ひませぬか。それか一寸伺つて見たいと思ふ。

○重政政府委員 出来るだけさう云ふやうな統計其他舊狀態の文獻も漁りませうし、調査の完璧を期したいと思つて居るのでありますが、今御述べになりましたやうなものに依つて、直ちにそれであるから何年目だから何分でやるかと云ふことは、事務官としては出来ませぬ。それは政治家がなさるのは別です。事務官はさう云ふことは出来ませぬ。

○小野委員 出来ないとするならば是れ以上は言葉の上で喧嘩になるから私は申上げないけれども、甚だ只今の答などは不遜と申しませうか、禮を失した御答のやうに私は思ふ(「ヒヤ〜」)。言葉の往復の關係から申しまして、私の言つたことがてにをはに合はなければ訂正をして戴きたいと私は申上げて居る。どうも私は頭の悪いせいか、重政政府委員の御答辯には納得が出来ないから繰返して御



尋を致して居る。私と同じやうな感じを持つて居る方が此委員会には多からうと思ひます。併ながらそれ以上は出来ないと思ひますが、私には出来ないと思ふことは、あなたは俺が此保険を拵へたのだと云ふ考であらうが、私はそれは非常な間違つた考で、是は大臣の命に依つて、所謂政府の國策として、あなたは其命令下にやつたのであるから、それは私等に申すことではなく、大臣に報告して、私の頭は是れ以上の事は出来ないと言ふならば、兎も角も、吾々に言ふのは筋が違ふ。大臣からさう云ふ御答を承つたならば何も言はぬが、今の御言葉は御取消になつた方が宜いと思ひますが、委員長の御取計を御願ひ致します。

○村上委員長 委員長としては此問題に付ては高橋政府委員の方から先づ適當に御答になるのが然るべきだと思ひます。

○高橋政府委員 只今重政政府委員から申しましたのは、所謂保険技術の上に於きまして、保険の事故として冷害を採入れる基礎としては色々の點から調査しなければならぬのでありまして、只今小野さんから御示しされたことだけを基礎にして、直ぐ此保険に加へることは出来ないと思ふ意味を申し上げたのだと思ひます。そこで前から重政政府委員からも申し上げて居りましたし、私からも申し上げて居るのでありまして、假に保険技術の上で出来ないと思ふのであれば、是は他の方法でやはり東北の問題は何とかして、救済と申しますか、災害に對しての救済の方法を考へなければならぬ。斯う思つて

居るのであります。大臣からも御答辯申上げましたやうに、又吾々が御答辯申上げましたやうに、直ちに此冷害問題を重大視致しまして、基礎數字が學つて参りましたら、保険事故に加はるか加はらぬかと云ふことも速急に調査研究致しまして、若しも加へることが出来ないものでありますれば、今度からは是から離れまして、他の方法に依つて之を考へると云ふこともしなければ相成らぬと思つて居りますから、御諒承を願ひます。

○村上委員長 只今の政務次官の答辯を以て先づ此點を終了されたことに致したら如何ですか――。

〔聽いたつて宜いぢやないか〕「委員長、議事進行に付て」と呼ぶ者あり

○小野委員 私は委員會の空氣を見ることが適當だと思ひます。

○村上委員長 先づ私は政務次官の答辯で……

○小野委員 私の頭が悪いので、私だけが一人諒解が出来なくて聽いて居るのかどうか、それであれば何時でも止めますと言つて居つたのでありますから、要するに皆さんに相談することも宜いぢやありませんか。又今高橋政府委員の御答を伺ひまして大體諒承したのであります。唯私が今言つた是だけを保険技術の上から見て、是だけを採用すると云ふことは申して居りませぬ。斯う云ふものもある。其他の文獻調査資料も澤山作ればある。而も大正何年からか、昭和何年からか相當の金を使つ



自ら重政さんなどは地方に出張して資料を集められて居ると云ふ。其御勞苦、御勤勉に對しては敬意を表して居るが、手落があるから斯う云ふものも集めれば宜いと云ふことを老婆心から申して居る。是があるからと云つて金科玉條ではない。青森縣の農會の一人の技手が發表した學說であります。是も資料の幾分であると云ふことを申上げて居る。斯う云ふものもあるし、是が出て來た基のものもある。幾らもあると云ふことを申上げて居るので、之に依つて直ちにどうと云ふことは申上げて居るのではないのですから、政府委員も御諒承を願ひたいと思ひます。

○小野委員　それでは其問題は是で打切りまして、もう少しで打切りますから御許しを願ひたいと思ひます。――私は此問題に對して各方面の専門家の御意見も拜聴致した。所が理窟は今申したやうに付くるものだからどうにでも付く。今直ちに之に冷害を入れることも一つの理窟だし、入れないと云ふ理窟も立たぬではない。所が先刻も申上げたやうに、兎に角大浦さん以來の研究の結果、技術者の努力で現在陸羽百三十二號と云ふ比較的冷害に強い水稻が出来て居ります。所が最近陸羽百三十二號より一步進んで更に冷害を克服し得るやうな新しい種が出来て居るが、是はまだ世間には發表になつて居らぬさうであります。まだ名前も附いて居らぬさうであります。何れ是は農林第何號と云ふ銘打をつて東北の各農村に此の種が配付になるであらうと考へて居ります。農民は非常に保守的な者でありますけれども、種には敏感でありますから、それが私は良いとなればきつと擴がると思ふ。技術者

の頭ばかりで話はしませぬけれども、農林省に居る技術者、三十年も三十五年も専門に掛つて居る人の話を聴くと、或る程度までは冷害は技術の進歩、品種の改良、耕作者の注意、それ等に依つて克服は出来るのだと言つて居る。人力を以て此自然を征服することは幾分出来るでせう。併ながら無論之を以て絶對には出来ないと思ひますが、是は今必要なもので、將來は先に進めば進む程、三年延び、五年延び、十年延びれば延びる程、此保険から除外して宜いものになるのではないか。今の内なら入れて貰ひたいと思ふ。殊に専門技術者の話を聴くと、今から十年、二十年経てば東北の方は冷害がなくなると云ふ話も聴く、さうなれば來年度から調べて、此冷害が保険に入る時には、東北の方面にも冷害に耐へ得る強い種が出来るのではないか。殊に現在農林省で、標高の高い山村あたりの冷たい水の掛る所に溜池を堀るのに、金を助成して居るかどうか知りませぬが、縣廳や國が金を補助してやると云ふことになれば、山間部あたりの冷たい水の掛る冷害に對して弱い地方でも、私は冷害を克服し得ると思ふ。であるから私から言はせると、早急にやつて貰はなければ効果が薄い。今迄御尋して居つた結論は其處になるのです。それを先になればやるのだと云ふことになると、考へ様に依つてはあべこべになる。其點も私は十分に御考慮を願ひたいと思ふ。無論農民は此保険の實施に依つて、三割乃至五割の損害の時には反當小作一圓、自作一圓の保険金を貰ふのであれば、假に平均二石穫れ、五俵穫れば、其半作の一石の損害に對して、即ち三十四、五圓の損害に對して反當一圓の保険金を貰つても何



も有難くない。出來得るならば耐寒性の種が出來た方が有難い。所が今の所は天候、氣象に依存する産業ですから、無いと思つても長い時には三十年から四十年、短かい時には五、六年に來ると云ふものであるから、さう云ふ場合の萬一の損害に具へたい爲に、此保険に満足しない者も、冷害を加へて貰ひたいと云ふことを私は御願をし、主張して居るのであります。それから重政さんの御話は、私の方から喧嘩でも賣つて居るやうな意味に御考になつては甚だ私は困るのでありますが、更に當局の先達て來の御説明に依ると、それは從來の冷害に對する復舊費其他の助成をして、此保険が出來てもするのだ。何も之に入らぬでも、さう云ふものは變りはないのだからと申されますけれども、それはさうでせう、併ながらさう云ふ災害復舊其他に依る補助金は團體として受けるので、間接には農民に取つて非常な恩恵でせう。併ながら農民直接の懐ろにはさう云ふ金は入らないのでありますから、やはり保険制度がより完全なものが出來まして、而も現在直ちに保険に加入すること、現在の東北の實情から見れば必要であつて、今申上げたやうにもう二、三年の内にも現在の陸羽百三十二號よりもつと良い、東北、北海道に適當な種が出來て、而も農民の間にそれが普及すると云ふ話を聞いて居るのでありますから、それが三年、五年、十年経てば、或は斯う云ふまどろっこしいものに入る者が無くなるかも知れないと思ふのでありますが、今ならば斯う云ふ初めての農村に於ける社會立法でもあり、日本として初めての農業保険であるから、出來るならば農民兩體に之を行渡らして、微細であつ

ても此恩恵に浴するやうにすることが、此保険を制定する現内閣の御意思でもあらうし、又吾々としても廣く一般の農民に此恩恵に浴せしめたい。斯う云ふ眞意、誠意の下に、私は此方法の審議に當つて居る一人なのです。私の此意思のある所が政府委員に御諒承が出來ましたらば仕合せであります。どうか其意味で高橋政府委員から御答を願ひたいと思ひます。

**○重政政府委員** 私は先程何か非常に不遜の態度と申しますか、さう云ふやうなことを致しましたことを茲に謹んで謝ります。私は實は度々此冷害に付ては、從來吾々の調査の行かぬ所もありましたらうし致しますが、兎に角現在の吾々の所では今直ちに之に加へると云ふことは難かしい。併し幸に調査會も續いて居りますから、是で何等かの方法を講じて、幸にして是も一年の準備期間もありますし、さう遅くなく之を是非一つ何へたいと云ふことで、眞に誠意を以て今までの御答辯に當つて居たのであります。所が是は私の誤解であります、如何にも誠意なしに言つて居るやうな風に御非難のやうに受取りまして、さう云ふ關係で私遂に御聴き苦しいことを申上げまして洵に相済みませぬと思ひますから、茲に謹んで謝ります。

**○高橋政府委員** 今小野委員からの御熱心なる東北地方に對しましての冷害に對する御主張であります。傾聴したのでありますが、實は此法案を法文化する前にも、同僚の諸君等にも御意見を承り、色々致しまして、何とかして冷害をも其中に入れないかと云ふやうな切なる御話も實は承つたのであり



ます。そこで出来得る限りは是非此中に加へまして、天候に恵まれない東北の諸君の爲に、何とかして此恩恵に浴する途を考へたいと思つて努力はしたのであります。併ながら度々の機會に於て申上げて居りますやうに、此保険は一つの保険技術の上に立ちまして、成立性があると云ふ数字的基礎を根據に致して行ふのではないと、將來實行して行きまして、實行不可能になると云ふ虞が多分にあるのであります。其爲に實行して行きます上に於て、是だけの基礎数字で、是だけの調査があれば大丈夫だと云ふ見透が付かぬ内は、中々保険事項の中に加へることは出来兼ねるのであります。そこで取敢へず實行出来得ると、總ての調査の結果考へ得られます三つの農作物を、取敢へず本保険法の中に加へまして、あとは著々調査を進行させまして、保険技術の上に於て可能なりと云ふ確信の付いた場合に於ては、益々此法を擴大強化して行くと云ふ風な考へ方をして居るのであります。随ひまして其冷害の問題も、幸にして調査會等に於きまして調査研究致しました結果、來議會でも保険事項の中に加へて大丈夫だと云ふ調査が出来ますれば仕合せでありますし、又調査を致します際に、是は到底保険の對象としては中々困難である。集團的に來る性質のもの、さうして週期的に來るもの、さうして危険分散の上から見てどうかと云ふ風なことであると同時に、基礎数字の調査も中々困難だ、相當の年月を経なければどうも保険の對象物に出来ないと云ふ風な見透しが於きますれば、是は今度保険から離れて他の事項でやはり保険法に加はらぬと同じやうな意味で相當な對策を講じなければ相成らぬ、斯

う云ふ風にも考へて居るのであります。今の御熱心なる御主張に對しましては敬意を表する次第であります。

○長野(長)委員　それでは次會に御願します。

次に冷害及び雪害と云ふ問題であります。尤も既に之に付ては政府、委員相互に於て質疑應答を重ねられて居りますから、私が此處で御尋する事項も極めて少いのでありますけれども、私は茲に唯二つだけ政府の御所見を伺つて見たいと思ひます。それは此冷害と云ふものは、成程統計的其他には随分尙ほ足らざる所がある。周到を期する爲に一層の精密なる數字を得たいと云ふ御考があると云ふことは其周到なる點に於て洵に敬意を表しますけれども、凡そ斯う云つた農事に關しますことは、敢て之を遷延することを許さぬのであります。一つの法律が出来まして次に或は修正し或は又別途の法律を出さんとするには相當の年月を要するのであります。此點に付て此際思切つて加へて置かれたならば、其煩ひがなくして、又其弊害がなくして早く片付いて行きはしないか、唯之に付ては東北地方一帯の早害災害でありまして、危険の分散と云ふやうな點に付きまして、保険技術の上に於て、原則の上に於て、難題があると存じますけれども、是は大藏省が、詰り國家が國庫を開いて、其現今の農業保険の本質に鑑みて、困難を呈すると思はれます所の東北冷害、雪害の特質、其難點を國庫の補助とか何とか適當の方法に依つて處置せられることがありましたならば、農業保険の事故の中に加へる



と云ふことに於て、敢て困難なことではないと存じます。之を普通の農業保険の形態から考へて見ますと云ふと、頗る困難でありますけれども、東北と云ふ広い面積であります、又農政の立場から考へましても東北のやうな地帯を生き返らせる、本當に資源の開発をすると云ふことが、私は生きたる國家的の最も大事な義務ではないかと思ひます。此意味に於て私は東北冷雪害と云ふことに付きましては、國家が一つ大々の積極的に之に金を投ずる。さうして農業保険の不可能なりと云ふ困難なる點を、其國庫の補助に依つて調製致しまして、之を可能ならしむると云ふ方法もあるではないか、さう云ふ意味に於て一つ十分政府としても更に再検討をして戴く必要があるやうに考へるのであります。殊に此言葉にこそ或は文書等にこそ發表されませぬけれども、全國の山岳地帯と云ふものは實に約總面積の五、六十パーセントになると思ひますが、此山岳地帯と云ふものの中には東北と運命を同じうして居るものが非常に多いのでありますけれども、是は遺憾ながら御承知の通り分散して居る爲に其聲を徹することが出来ない。東北と雖も泣くこと數十年であるけれども、最近に於て或る一つのチャンスを得て、叫んで初めて國家的の問題にせられた位のものであります。日本の國の地勢から考へてもさうであります。殊に享保年間の大飢饉などを見ましても、八月に霜が降りた、斯う云ふやうな山嶽地帯には異變があるのであります。現今と雖もそれに似通つたことが多い。稻は勿論、殊に桑の如き、特に慘害を受けることもあるのであります。私は是等の點から考へまして、冷雪害と云ふ問題に

付ては國家が速に一大決心をせられ、成るべくならば此法案の中に入れて戴きたい。けれども若し之を入れる爲に非常な故障を生ずると云ふならば、又それは深刻な研究もして見なければならぬと思ひますけれども、當然是は入るべきものであると云ふやうに信するのでございます。之に付ては如何なる御見解でございませうか。

○高橋政府委員 冷、雪害に對しましては度々申上げて居る通りでございます。出來れば此保険に入りたいと云ふことも考へて居つたのでありますが、保険技術の上の基礎數字の調査がまだ整ひませぬ關係上、今回の保険法案の中には入れなかつたのであります。國家が思ひ切つた助成をすれば、宜しいではないかと云ふ話もありますが、國家が思ひ切つた助成をするに致しましても、基礎數字、危険率が判つて來ませぬければ中々保険事故の中に加へると云ふことは困難でないかと思ふのであります。さう申したからと云つて、別に冷害に對して私共が不熱心であると云ふのではないのであります。十分なる研究を遂げ、一日も早く此恩典に浴せしめらるゝか、若くは浴せられないと云ふことになりますれば此恩典と同等若くはより以上の他の方法に於て對策を講ずるやうに致したいと考へて居る次第であります。

○松浦委員 只今冷、雪害の問題に付きましては最早や南國の長野さんの御意志も吾々と殆ど一致致して居りまして、全國的の聲であることを立派に立證して居りますが、政務次官の答辯は、他の方法



を以てやる、斯う云ふ所まで參つて居りますが、最早此言葉が出ます以上、現在の此法案では冷害は入れられない、他の方法で考へたい、斯う云ふことに歸着致しますが、他の方法を長い年限掛つて拵へる間には、東北、北海道の人は死んでしまふ。何時之を拵へるか、是が此法案に對する重大なるポイントであると思ひますので、若し政府が此冷害に對して研究が今年中に積んで他の方法を以て冷害、雪害に對する危険を分散する、適當なる方法を考へて議會に出す考があるかどうか、其邊まで突込んだ御意見を伺つて置くことが、本法案を審議進行せしむる爲に重大なる意義のあること、存じますので、其内意を一つ御漏しを願ひたいと思ひます。

**○松岡委員** 一寸松浦君の質問に關聯して政府委員の御答辯の以前に私は御尋したい。只今の問題は頗る重大な關係がありますからして、今朝特に議事進行を以て委員長に善處方を御願したのであります。此席上で只今其御意見を御發表下されると云ふことは頗る影響が多からうと思ふ。是は特に農林當局の熟議を以て然るべき機會に吾々に具體的に斯く／＼のことを爲すものであると云ふやうな點を特に定めてから御返答を戴いた方が私は宜からうと信じて居る次第であります。是が即ち今朝委員長に善處方を御願した所以でありますから此點だけを申し上げて置く次第であります。

**○高橋政府委員** 只今松岡委員からの御意見御尤と存じます。唯只今の松浦委員からの御尋の中に私が他の方法で對策を講ずるのだと、斯う言つた風に御解釋でありましたが、私は研究を致しまして、

此保險の中に入るか若くは保險に入ることが出来ないと思ふならば他の方法と云ふ意味で、保險に絶對に入らぬと申上げた譯ではありませぬから、改めて御諒承を願つて置きます。

**○松浦委員** 只今の問題に付きましては、今の保險に入らない場合は他の方法を考へると正にさう仰せられました。だが今の保險に入るならば當然政府は入るべき筈であつたであります。それを研究調査が出来ないと云ふ一つの遁辭の下に入れなかつたものと思へない。それは今までの質問應答の中に現れて居ることに依つて立派にそれを物語つて居るではありませんか。だからして結局他の方法に依らなければならぬと云ふ所に行つて居るではありませんか。然らば其他の方法は何時講せられるか、それを明示されたらどうかと云ふのであります。

**○長野(長)委員** 此冷、雪害其他の氣象的な旱害に付きましては、斯様な社會政策的な救恤の方法や又其他補助救済と云ふやうな事柄に依つて其年々を過して行くと云ふやり方もあります。勿論是は必要でありますからやらなくてはなりません。私はもう既に我が日本は地勢的に熱帯から寒帯に至るまで紐の如く續いて居る國であり、又山岳が峨々として垂直的にも非常に氣象状態が錯雜な状態になつて居りますからして、當然幾多の災害を受けるやうになつて居るのであります。故に私は此運命的な宿命的な災害と云ふものを如何にして征服して、以て所謂農業の安泰を期するかと云ふ、此方面に積極的に頭を向けなければならぬと思ふのであります。明治何年よりの統計にも、先般來擧げられま



したけれども、是は神代以來の状態がまだ現在の儘に放任せられて居ると思ふ程解決が付いて居ないのであります。雪の害にしましても、冷害にしても、風害にしても、又水害に致しましても、是等の災害と云ふものは、吾々が其根本を探究しまして、絶対にそれ等のものを或は避け、或はさう云ふ害を排除してしまふと云ふだけの茲に政治的施設を行はなければならぬ。其方法として所謂農業科學研究とでも申しまするか、土壤肥料の問題、或はステープルファイバーに關する森林政策なども其一つであります。私は是等を一體として我が日本の國の農林漁業等に對する根本的な科學的解決を付けることと云ふことに邁進をしなければならぬと思ふであります。そこで私は近頃革新政策の頻に叫ばれて居りますことは洵に結構と思ひますけれども、此革新政策は今日の状態であつたならばまだ幼稚の限りであります。是位のものならば、是は農業の一面を研究した者だつたら大抵分ることである。寧ろ只今の根本解決に向つて力を加へなければならぬ。幸に先般大臣は此私の質問に對して共鳴をせられて居りますから、どうか一つ政府委員諸君に於かれましては大臣の意のある所を十分に受け繼がれまして、速に此根本解決をして戴きたい。殊に冷害、雪害に至つて其急なるものがあります。嘗て是は東北の農村問題ではありませぬ。國費を傾注して徹底的に救済を致さなければならぬ東北の山村であります。農村であります。漁村であります。隨てそれに傾注するだけ他の農村にはどうしても薄くなるが、是は己むを得ない。けれども他の農村は之を忍んで、さうして大切な東北を一つ解決

しようと掛つて居るのでありますから、政府當局としましては、斯る災害の爲に科學の極めて幼稚な時代に惱まされた人類と同じやうな、極めて低級なる災害の下に呻吟せしむるやうなことのないやうに速に圏外に突進をするやうに一つ政治的に解決になるやうに、只今のやうな熱烈なる意氣を以て積極的方面に向つて、此次の議會には少くとも此案を提出して戴きたい。殊に此氣象的災害の根本解決を文部省に諮り、文部省は農業氣象研究所と云ふ極めて些細なものを是が爲にやつて行かうと云ふやうな計畫がある。或は豫算として出されたのではないかと思ひますが、それは文部省に委して置く問題でない。是は農林省へ農業科學の根本的研究——丁度體育科學研究と云ふやうな意味に於て、農業科學の抜本的研究と云ふ施設に向つて、少壯有爲の各位が只今のやうな御熱意を以て一つ進んで戴きたいと思ひます。

最後に此農業保險と云ふものは、所謂大農業保險體系を建設すべき第一歩でありまして、是は是非共無事に此議會を通過することを希望して居る者であります。出る時に片輪の子でないやうに、立派な、誰が見ても是ならば満足すると云ふやうな、但し東北は除け者だぞと云ふやうな法律でないやうに技術其他の手續上萬己むを得ないとするならば、そこに一つの安心を與へるやうな最善の方法を委員と共に一つになつて研究して、そこに政府委員諸氏の熱意を織込んで戴けば仕合と思ふ次第であります。是は私の心からの御願でございますから、何卒普通の場合に於ける委員會の驅引と云ふやう



なことは超越して、稻熱病は斷然入れる、さうして是等の東北の民衆に對しても安心を與へるやうな、出来る限り此保険法を通過せしむるに必要な時間の範圍に於て、諸君が夜を徹してでも出来る範圍に於て、一つ冷、雪害に付ても解決せられんことを切望して私は茲に質問を打切る次第であります。(拍手)

昭和十三年三月二十二日(火曜日)午後一時四十三分開議

○松岡委員 私は大臣に對して御尋致します。本案を眺めて見ると頗る遺憾の點が多いのであります。國家全體の上から考へて、弱い者を強い者が庇ふと云ふことは、強い者の自尊心を昂める所以でもあります。是が本當の國民生活の基本でなければならぬ。信念でなければならぬと、斯様に思つて居る次第であります。一番弱い、一番難儀する者に向つて、本案は極めて閑却されて居る點が多いのであります。併ながら之を申しますことは本案全體を覆へす因となるのであります。私は本案を無修正で通過せんことを此頃に至つて念願するやうになつたのであります。私は農林大臣は今日の上層政治家中に於て、最も東北を知る人として尊敬して居るのであります。東北を知らないと云ふことの誹りは是は當らない。過去十年間に於て、今日の上層政治家中に、有馬農林大臣を措いて右に出る者は無い、斯様に私は冷害地及び雪害地を能く知つて居る農林大臣であると思ふのであります。其御方が此案を作られたのでありますから、雪害地、冷害地地方民は、今回は全國の農民の爲に犠牲となつて涙を

呑んで忍びざるを忍ばうとするのであります。それに付て、大臣は如何様な御信念を持つて居らつしやるか。冷害地及び雪害地地方民に對して、どう云ふ工合に爲さうと云ふのでありますか、只今私の右申上げました點を能く御酌取り下さいまして、精神的、物質的の損害は勿論冷害地、雪害地の人々の物質的に被むる所の損害は大したものであります。特に精神的の僻みを起さないやうに、政治の要諦に觸れる點を私は重視する者であります。其點に對して大臣の御言明を得て、冷害及び雪害地地方民をして安心せしめて、政府の惠澤に浴せしめるやうに政府の御言明を戴きたいと思ふのであります。

○有馬國務大臣 私は松岡さんの仰しやるやうに東北の實情に付て明るい者ではありませぬが、併し冷害、雪害と云ふやうな、殊に東北に多いさう云ふ被害に付て、非常に地方民の困難をして居る狀況の事は松岡さんから伺ひ又其他から十分承知致して居るのであります。唯此保険制度を茲に新しく設けますに付きましては、財政上の關係もあり、又其他の事情にも依りまして、今回は一應斯う云つた全面的のものを選び、先づ斯うした基礎を作上げると云ふ點から、此程度で我慢をしなければならぬと考へたのであります。只今御述になりました冷害、雪害等に付きましては、無論私共も其害の大きいこと、又それを被る人々の精神上の打撃と云ふやうなことに付きましては十分に能く承知を致して居るのであります。成るべく近い將來に於てそれを實現せしめると云ふ氣持を私共もつて今後進んで參りたいと考へて居ります。松岡さんを初め東北御出身の方々に依つて十分に其私共の考へて居りま



すことを御傳へして戴けるものと私は信じて居ります。

○松岡委員 強い意味に於て委員長の御尋に大臣が言明されるやうに承つて居ります。其時に承りたいと思ひます。特に冷害の基本を成す苗代及び桑葉の經濟價値の根本を成す雪害地の桑の木、枝と云つたものに對しての御言明を十分に練つて戴いて、委員長の御尋に御答へ下さらんことを願ふ次第であります。是で私は終ります。

○村上委員長 大臣に對する諸君等の御質疑は是で終了致しました。そこで委員長より農林大臣に對して特に御尋を致し、之に對する所の言明を得たいと考へる者であります。

其第一點は保險制度の中、冷害及び雪害を其事故の中から除外されて居ると云ふことに關しましては、如何に委員諸君が之を不満とし、當局の答辯を求めたかと云ふことに付ては、大臣も能く御存知であると存じます。此委員會の此空氣に鑑みまして、之に對しては大臣として相當なる決意と御方針とを御示しになるのが適當であらうと考へるのです。で之に對する所の言明を求めます。

第二點は此制度の内容に依りますと、保險料が相當に高いこととなります。それに比較して保險金額と云ふものがどうも甚だ少額に過ぎる。定額保險にすることは己むを得なかつたに致しましたが、今少し保險金額に付て之を増額する必要があるやうに思ひますが、結論としては、是は政府から金を出すことが少いと云ふことから來る所の結果であると認めざるを得ないのであります。隨て農村に於ける

極めて重要な此政策の効果を擧げるが爲には、出來得る限り保險料を安くするやうに、之に反して保險金額は十分に支拂の出來るやうに考へてやる必要があると思ふのであります。之に付て大臣が如何なる御思案を持つておいでかと云ふことに關しての御言明を得たいのであります。

第三點は養蠶實行組合が市町村農會と相對立して差別的の扱ひ方になつて居るかの如き感を懷き得るのです。是は甚だ遺憾とする所であります。此點に付て大臣の御信念を御言明願ひますると同時に之を實行する上に於て、即ち其認可の取扱に付きまして、行政官廳と主務省との間に十分な注意を拂つて、雙方の摩擦相剋の起るが如きことのないやうに留意されなければならぬことであると思ひますが、之に對する大臣の御考を確めて置きたいのであります。

第四點と致しましては、此法案に於きまして、保險の對象たる麥類の中に於て燕麥が欠如致して居るのであります。大麥、小麥、稈麥は之を保險の對象として、認めると云ふ時に燕麥が除外されて居ると云ふことはどうも、其意を得ない感じを持つのです。是は此保險の對象の中に入れることは必しも困難にあらずと私達は認めるのでありますが、之に大麥、小麥、稈麥と同様に、其保險の對象の中に御入れになることは出來ないものであるかどうかと云ふことに付ての御答辯を要求する次第であります。

○有馬國務大臣 第一點に付きまして申述べます。本案には冷害及び雪害は一應之を保險事故と致し



ませぬでしたが、政府に於ても固より是が救済制度確立の必要を認めて居るのでありますから、本委員會に於ける委員諸君の御要望の趣旨にも鑑みまして、明年度より現に農林省に設置致してあります農業災害保険及共済制度調査會に諮りまして、具體案の作成に努める積りでありますが、尙ほ右救済制度の確立までに於きまして、冷害及び雪害に對する救済及び共済に關しましては、之を重要視致しまして、適切なる對策を講ずることは勿論でございます。(拍手)

第二點の保険料が高過ぎると云ふこと及び保険金額の増加と云ふ點に付きましては、本案の實施に當りまして、出來得る限り御趣旨に副ひまするやうに努力致したいと考へて居ります。

第三點は養蠶實行組合に付きましては、主務大臣の認可を受けて組合員となることに致してございしますが、此認可に當りましては、具體的實情を十分に考慮致しまして、眞に實情に適應し、地方的偏頗のなき公正妥當なる取扱を致すやうに努むべきことは勿論でございます。

第四點の燕麥に付きましては、委員長の仰せ至極御尤と考へます。御趣旨に副ふやうに努力を致します。(拍手)

昭和十三年三月十八日(金曜日)午前十時二十八分開議

○長野(長)委員 之に關聯しまして愈々結論に到達したから、政務次官に御聽きを願ひたいのであります。只今まで非常に時間を要しましたが、遺憾ながら問題の核心に觸れることが遅かつたのであり

ます。大體漸く核心に觸れて來たのであります。詰り安藤博士の御説明の中に於て、本問題を解決するの重要な稻熱病を入れるや入れざるやと云ふことに、關聯のあるのは何かと云ふと、詰り政府が唯一の條件として居る風水害、即ち氣象状態に關する問題であります。政府は是と相伴ふものとして主張せられて來たのであります。そこで本問題を解決するのは理窟ではない。委員長の仰しやるやうに、原因であるとか何とか云ふ理論ぢやない、水掛論の問題ぢやない、實際の問題は何處にあるかと申しますと、是は詰り實際問題と致しましては、風水其他氣壓と云ふやうな氣象状態が、どう云ふ風に配置される時に於て稻熱病が起つて來るか、言換へたならば、雨が非常に多い鬱蒸の時が多い。斯う博士の仰しやる理由の如く、さういふことが直接原因である。然るに其鬱蒸であり、多濕であり、それから其他の冷えるとか何とか云ふ條件と云ふもの、全部是は雨、風、溫度、濕氣と云ふやうな、さう云ふ氣象状態から起つて來る問題である。其配置から起つて來る問題であります。そこで本問題を解決するに付て、一番大事な問題は何かと申しますと、五年に一度、十年に一度襲うて來る變則的な氣象状態であるのであります。殊に雨と云ふことを中心にした氣象状態であるのであります。遺憾ながら博士は稻熱病の發生したる時に於て、雨の配置、濕氣、溫度の關係は如何であると云ふことに付て、之に對する統計もない、之に對する研究もない、不肖ながら私は本問題に付ては十分なる證據を持つて居る。北海道に於きまして、高知縣に於きまして、高知縣の如き私居りました



けれども、それに關する報告に依つて、逸早く駈付けて其事實を突止めました。其外私が二十數年稲作に直接間接に關係した所に於きましても、其數理的關係に於きまして、其雨、鬱蒸と云ふことはさう年々續くものではありません、博士の仰しやるやうに、穂孕みを中心とする、或る一定の期間に於きまして、折悪しき其鬱蒸と多濕と云ふことが襲ふ状態が起つて来る。隨て其場合に於ては中々雨が  
多いから、薬を掛けても效力ない。事實薬を掛けることは困難である。又農家の實際として何時もホルドー液の材料を揃へて居る譯には行きませぬ。さあ明日から低氣壓が起るから、是は大變だから集めようと思つても、集めることは出来ませぬ。斯う云ふ事實から考へて見ましても、只今まで博士の仰しやられた理論、其他は傾聴して拜聴致しましたけれども、遺憾ながら私が御質問申上げ、本問題を解決すべき政府の唯一の參考であり、又唯一の指導者であると仰せらるゝ所の安藤博士は此稻熱病に直接關係をします所の雨、溫度と云ふものゝ配置状態、統計的論據に依つて、果して是が頻繁に來るものなりや否や、さう云ふ雨が頻繁に現れるや否や、斯う云ふ問題に付ては、遺憾ながら茲に説明をすることの持合せがない。斯う仰せられる事實に基いて、本問題は愈々一轉致しまして、政治的に解決をしなければならぬことに相成ると信するのであります。是が農林次官に對する質問の一つであります。第二に、政府は東北冷害に付きまして、是が本法案に入れると云ふことに付きまして、是が本法案に入れると云ふことに付て是を遷延せんとする態度のやうであります。然るに此冷害と云ふことゝ

稻熱病とは、直ぐに即應した問題であります。冷水が掛つて來る、冷害即ち或る地方に於ては稻熱病になるのであります。冷稻熱病になるのであります。冷害即冷稻熱病である。冷害即青葉枯れである。斯う云ふことに相成る譯であります。學理も之を證し、事實も之を雄辯に立證して居る。是に於て風水害に直接連絡するものが葉枯れである、胡麻枯れであると云ふことに私は反對致しませぬが、同時に葉枯れと云ふやうなものが寒さの爲にも影響せられて來る。冷害と相當に深刻な關係があると云ふことも、否定することは出来ない。況や冷稻熱病と云ふものは、空氣が冷える爲に水も冷えると云ふことが、冷稻熱病の原因に相成ることも、是も亦稻熱病の病原菌の本質から見ても、否定することが出来ないであります。此意味に於て私は此稻熱病は一面に於ては氣象と直接關係を持つ意味に於て、只今縷々博士の御示教戴いた理由が其儘原因となつて、當然保險に入れられなければならぬと云ふことに相成ると共に、東北の冷害と云ふものは、此冷害と保險と云ふことの中に、やはり稍々薄弱ではあるが、稻熱病と云ふことが楔になるのでありまして、兩者が楔になつて連鎖して居る問題と相成るのでございます。就きまして農林政務次官は、只今までの應答に對して如何なる御所見を持ちませうか、或る點に付ては、直ちに御述になり得ない部分もありませうから、若し時間を別にして御答辯を戴けるならばそれでも宜しうございます。何卒是等に付て御答辯を戴きます。

#### ○高橋政府委員

今まで長野委員と安藤場長との質疑應答を拜聴致しましたが、安藤場長は、豫防し



得らるゝ、斯う言ふのであります。あなたは豫防し得られない場合があると、斯う言ふのです。そこで御二人の意見は一致しないと私は受取つたのであります。そこで今回の此保険法の制定の時の考へ方を、只今改めて申し上げますと、詰り農業災害に對しまして、何とか善後處置を執らなければならぬ、政策を樹立しなければならぬと云ふので、色々の點から政府に於きましては研究致しました。又其後議會に現れて参りました議員諸君の輿望と言ひますか、農致保険法の必要なる輿論にも聽從致しました。さうして昨年十二月に於きまして、農業災害保険及共済制度調査會なるものを組織致しまして、此答申に基き、又政府の調査に基きまして、先づ取敢へず保険技術として可能性のある調査の済んだものを此保険の事故の中に入れると云ふことを考へまして、今の所政府が諸般の情勢、諸般の調査から綜合致しまして、只今まで御説明申上げましたやうに、水稻、麥類、桑のそれらの災害状況のものだけを選定致しまして、保険の對象に致したのであります。そこで政府と致しましては、是も度々御説明申上げたのでありますが、尙ほ此調査會なるものは其儘繼續致しまして、最後に農耕地の災害に對しても、如何にすべきかと云ふ所まで調査研究を遂げやうとして居るのであります。隨て引續き此調査會の機能を發揮せしめまして、又政府も積極的に此問題に立入まして、一日も早く保険技術の上から見まして、是は取入れることの出来るものだと云ふ風な研究を遂げたいと存じて居ります。そこで御説にありました冷害の問題に致しましても、又稻熱病の問題に致しましても、

其他の問題に致しましても、確に其爲に農民が非常な苦しみを受けると云ふことは、一日も早く之を除去してやりたい、救済してやりたいと云ふことを、毛頭忘れて居るのではありませぬので、未だ保険技術の上に於て成案を得ませぬから、農民の重大なる被害を受けまする冷害、稻熱病と云ふのは共済制度の中に入れて、さうして暫く共済制度の建前から之を救済し、併せて調査會其他の政府機關は積極的調査研究に依りまして、一日も早く保険技術の對象として、可能なりと云ふ結論を得たい、斯う云ふ風に考へて居るのであります、随ひまして其數字上の基礎の上に於きまして、保険の事故と對象として採入れることが出来ると云ふことが決定致しますれば、直ちに保険事故の中に入れることに吝かでないのであります、随ひまして、今政府が考へて居ります點は、今政府が直ちに保険事故として、保険技術の上に於て實行し得らるゝと云ふ、數字的基礎の上に立つた保険事故は、今まで御説明今まで申上げた三種類のみであります、併ながら此三種類で完全を期したと政府は考へて居るのぢやありませぬ、先程から申上げて居るやうに、一日も早く數字的基礎を得まして、そこで保険技術の上から見まして、保険事故となり得るやうに極力進みたい、斯う云ふ風に考へて居ります。

### 衆議院本會議

昭和十三年三月二十二日（火曜日）午後一時十六分開議



○村上國吉君 只今上程されましたる農業保險法案に付きまして、委員會の審議の經過竝に結果を御報告申し上げます、農業保險制度の立法は、我國農政上眞に一新紀元を劃する大事業でありまして、農村多年の要望を満す所以であり、年々少からざる災害の爲に禍されて居る農業者の収入を確保し、生活安定に資すること頗る大なるべき重要な法案でありますから、委員會に於きましては去る九日以來最も慎重に審議を重ね、委員諸君亦極めて熱心精勵、反復其質疑を盡されまして、本日茲に其結果を御報告申し上げ得ますことは、私の欣快とする所であります私は先づ此法案の概要を一通り申し上げたいと存じます。蓋し此法案は我國に於て初めての立法であるから、其内容の要旨を明にして置く必要があると思ふからであります、即ち此法案に定むる所の農業保險は、農作物に關する災害保險を本旨とするのでありまして、郡の區域に依る農業保險組合に、其元受保險事業を行はしめる、さうして其組合の組織員は個々の農家ではなく、其區域内の市農會及び町村農會、又地方の狀況に依りましては、共濟事業を行ふ所の養蠶實行組合をも其組織員とする、團體加入組織の仕組でありますことは、此保險組織の特色であると思ふのであります。又其再保險事業は右の保險組合を以て組織する道府縣區域の聯合會をして之を行はしめ、更に其聯合會を行ふ再保險に對して政府が再々保險を行ふ組立であります、同時に又郡の區域に依る農業保險組合は、其組合員たる市町村農會又は養蠶實行組合が一定農作物の災害に付き、其組織員たる農家に對して行ふ所の共濟事業、若くは施設に依つ

て負擔する共濟責任に付て保險を行ふのみでなく、地方的に救濟を必要とする農業災害、例へば水稻の冷害等に付て、共濟事業をも之をして行はしめる制度と致して居るのであります、又此保險制度に於きましては、其事業が社會保險の性質を有する本質に鑑みまして、其保險料の一部は國庫が負擔し且組合員の加入、脱退、其他種々の點に於て強制的制度を認めて居ります、更に保險の對象と致して居るものは、差當りの所、農作物では水稻及び麥類、桑葉竝に水稻の小作料で、又其保險事故は風水害旱害、凍雹害等及び一定の植物病でありまして、冷害、雪害等は今の場合之を除外して居りまするが、將來漸を遂うて其對象を擴張することは勿論であります。

次に保險組合の其組合員たる市町村農會又は養蠶實行組合と契約する保險金額は、耕作者にありては其生産に要する現金支出の反當額を、又地主に付ては其土地負擔額を標準とせる定額であります。斯様に保險金額を收穫價額に依らず、定額保險とせる理由は、保險料に關する農家の負擔能力を考慮せると、及び保險事業經營上の便宜に基くものであると説明されて居ります、又支拂保險金は三割以上の減收のあつた場合に、其減收の程度に従ひ、一定の金額を支拂ふのでありまして、是等は命令に依つて定められることになつて居ります。更に保險料は各地に於ける農業氣象、用水關係、地勢等を考慮し、過去の災害統計を基礎として町村別に、又事情に依つては部落別にも一定の算式に依つて之を定めることとなるのであるが、初めの内は相當面倒なことであるだらうと云ふ感じを持ちました。



次に保険組合聯合會の行ふ再保険は所謂歩合再保険で、即ち其保険金額は元受保険金額の七割と云ふことに致して居ります、又此聯合會に對して行ふ政府の再々保険は、各道府縣に於ける異常災害の分散を目的とする超過再保険と申すべきもので、各道府縣の災害が通常と見るべき程度を超過した場合に、其聯合會に對して再保険金を支拂ふのであります。

尙ほ特に一言すべきことは、此法案に於ては水稻小作料の取得に關する保険を認めて居りますが、是は災害のあつた場合に、現實に行はるゝ所の小作料の減免問題とは相關關係を持たせない趣旨のもので、即ち一定の災害があつた場合に、地主は小作料取得上の損失あるものと看做して、直ちに之に保険金の支拂を爲し、此支拂保険金に相當する小作料の部分は、之を小作人に請求することが出来な

いものと致して居るのであります。以上が此法案の概要であります。そこで私は此委員會で審議せられたる數多の質疑應答の中、最も重要なものと認められたるもの數點に付て、次に之を御紹介致して置きます。即ち其第一點は、本法に於て其保険事故の中に何故に冷害及び雪害を取入れなかつたかと云ふ點であつて、此問題は全質疑の大半を占めて居ります。即ち北海道東北及び北陸地方は、冷害及び雪害を被ること甚しく、殊に冷害の爲には農家は時に或は飢餓に瀕せんとすることさへあり、地方の農民は絶えず其生活の不安に脅かされて居る、故に苟も農業保険の立法を考ふる時に、何人と雖も此冷害及び雪害は第一に其保険事故の中に取入れらるべきであるに拘ら

ず、之を除外せる如きは失當の甚しきものである。是等の地方民が多年農業保険制度の制定を渴望し來れる所以は、其實施に依つて斯の如き深刻なる被害より救はれ得るものであると信じたが故である然るに今之を除外せる本法案の如きは、殆ど農業保険の意義をなさない、是等の地方民多年の渴望を全然裏切るものなりとして、其論難追究極めて急なるものであります。之に對する政府の答辯は、冷害及び雪害は政府に於ても極めて之を重要視し、從來と雖も其救済施設を行つて來たのであるが、之を保険事故の中に取入れるに付ては、相當信憑し得る災害統計を必要とするに拘らず、現在の所未だ十分なる統計資料を整ふるに至つて居ないので、隨つて被保険者が何程の保険料を負擔すれば足るか、又政府に於て何程の支出を要するかの見透しも付かない現状であるから、一應は之を保険より除外して、農業保険組合の共済事業に依らしむることゝ爲し、政府よりも援助して共済の實を擧げしむることに努力すると共に、一方可及的に其調査攻究を遂げ、出來得る限り速に之を保険事故の中に取入れるやうにする爲であるとのことでありましたが、委員は此答辯で満足が出來ず、益々急迫がありましたので、最後に此點に關し農林大臣より言明を得たのであります。

此言明は極めて重大でありますから、農林大臣は當議場に於て重ねて其言明を爲されんことを私は私は茲に要求して、私の報告より省くことに致します。

重要な質疑の第二點は、此法案による保険計畫の内容が餘りに貧困であると云ふ問題でありまして



保険金額の如きは實收穫價額の三分の一又は四分の一、若くは五分の一位に過ぎない、又其支拂保険金額も、普通に見る所の災害の場合には極めて少額で、而も減收三割迄の被害には其支拂をしない、三割乃至五割の損害の場合に僅に保険金額の一割に當る程度の支拂に止め、九割以上の減收の被害ありたる時初めて全額、即ち十割の支拂を爲すと云ふが如きは、子供騙しに類するものであるとの非難があり、又我國農家の實情よりすれば相互主義の保険制度とすることに無理があるから、政府に於て思切つて助成を爲し、以て保険料の低下と保険金の支拂額を増額すべきではないかと云ふやうな質疑が繰返されたのであります。右の質疑に對する政府の答辯は、本制度は我國に於ては初めての施設で、官民共に未だ經驗を持たない上に、多數の零細農をも包含せしめんとする社會保險的制度である爲に、保険料の負擔が重くなつてはならず、從來の共済施設の實情や農家負擔力の程度を考慮して定めたので、其計畫が甚だ不十分であることは己むを得ないと考へるが、政府は勿論之を以て災害救済は足れりとするものではなく、保険事業の發達と逐次に得る所の經驗に依つて、漸次之を擴充する意向であることを表明致しました、又三割以下の災害に保険金を支拂はないことになつて居る理由は、從來の保険を目的とする災害統計が、三割以上に減收の場合のみの調査になつて居るので、致方がないのだと答辯でありましたが、保険金額に對する支拂保険金額の割合が甚しく不同であるとの非難に對しましては、政府も之を認め、施行令の制定に際して、計算上許される限り之を改めんとす

る意思を示したのであります。又國庫支出の點に關しましては、政府は毎年の保険料の一部を永久に負擔し、且つ保険組合に對して其共済施設を助成する等、相當額の負擔を要するのみならず、異常災害に際しては一舉に極めて巨額の支出を約束することでもあり、更に保険事業が普及すれば普及する程、年々多額の負擔をなすべき建前であるので、保険料の低下、保険金支拂額の増額のために、國庫支出を増加することは頗る困難なる様の答辯でありましたが、委員會に於きましては到底斯の如き答辯で諒解の行く譯でもなく、段々農林大臣に其決意を迫つたのであります。農林大臣からは、本案實施に當りましては出來得る限り御趣意に副ふやうに努力を致したいと思ひます。斯うした言明があつたのであります。

次に重要な質疑の第三點は、此法案に於ける養蠶實行組合の取扱に關する問題でありまして、即ち本法第一條に於て市町村農會は行政官廳の認可により農業保險組合を設立することを得るものと規定せるに拘らず、養蠶實行組合が農業保險組合の設立者又は其組合員たらんとするには、主務大臣の認可を受くるを要するものと第二條に規定することは、全く差別的な扱ひ方で、蠶絲業組合法による養蠶團體の重要性を輕視し、活動せる全國四萬有餘の養蠶實行組合の現状に對する認識不足の不當なる扱ひ方であるから、此第二を削除し、第一條に於て市町村農會と並んで養蠶實行組合を認むべしとの趣旨の質問があつたのであります。之に對する政府の答辯は養蠶團體の重要性に關する認識に付ては



政府は決して人後に落るものではないが、養蠶實行組合の行ひ得る保険關係は桑葉で、是は桑園の耕作者が悉く市町村の農會員たる關作上、農會に於ても爲し得る保険事業である、又養蠶實行組合は強制團體でなく、經費の強制徴収も認められて居ない、さうした團體が保険組合の組合員となつて、桑葉に付ての保険契約を爲すことを認めるに付きましては、其實行組合の内容の實態、又農會との關係等に關する見方が、地方的に區々になつたのでは宜しくないと云ふ考からして、之を地方の行政官廳に委任することを避けたのだと云ふ答辯でありました。さうして此問題に關聯致しまして、其點に對する政府の認識を確めると同時に、更に委員會に於きまして、其認可取扱に關しては、行政官廳と主務省との間に十分に注意を拂つて雙方の相剋摩擦を來さないやうに留意せなければならぬではないかと云ふ質疑に對して、農林大臣は、養蠶實行組合に付ては主務大臣の認可を受けて組合員となること、致したが、此認可に當つては、具體的實情を十分考慮し、眞に實情に適應し、地方的に偏頗なく公正妥當なる取扱を致すやうに努むべきことは勿論でありますと云ふ言明があつたのであります。

それから水稻の稻熱病を保険事故の中に入るべきではないかとの熱心なる質問がありました。政府は保険事故の中に認めんとする一定の植物病と云ふのは、例へば風害に起害に起因する水稻の白葉枯病の如く、不可抗力に依つて發生する損害に對して、之を保険せんとするのであつて、稻熱病のやうに豫防をすれば豫防し得る見込のものに對しては、虫害と同じく保険事故と致さないことにしたので

あると答辯を致しましたが、質疑者とは此豫防の出来る出来ないと云ふ點に付て、尙ほ意見の相違があるやうに見受けましたが、結局に於て政府は尙ほ能く調査研究を遂げるとの言明を與へたのであります。

保険の對象たる作物の中に燕麥を除外せることが指摘されましたが、政府は燕麥に付ては、麥類としては差當り廣い地域に作られるものと致した關係上、大麥、小麥、稗麥とし、燕麥は除外したのであるけれども、實施に當りましては御趣旨に副ふやうに努力致しますと、農林大臣から言明があつたのであります。以上の外尙ほ色々多くの質疑があり、希望もありましたが、是等は速記録に依つて御承知を願ふことにして、此處には省略を致します。

以上で質疑が終了し答論に入つたのであります。民政黨に於ては村松久義君、政友會に於ては加藤知正君、第一議員俱樂部に於ては北勝太郎君、社會大衆黨に於ては菊地養之輔君、第二控室に於ては中原謹司君、東方會に於ては小野謙一君が、各々代表的に意見を述べられました。其意見を要約致しますると、何れも案の内容が餘りに貧弱で、期待に背くこと甚しき不満はあるが、法案の重要性に鑑み、施行の後に逐次其内容を充實擴張すべしとの政府の答辯、殊に農林大臣が責任を以て言明せられたる其言明に信頼し、多大の期待と希望とを實施の後に繋ぎ、此條件の下に原案を賛成するとの旨でありました。斯くて採決に入りまして、全會一致原案を可決した次第であります、何卒委員會の決議



の通り可決せられんことを希望致しまして私の報告を終わります。

○議長 (小山松壽君) 此際政府より發言を求められて居りますから、之を許します、農林大臣有馬頼寧君。

○國務大臣 (伯爵有馬頼寧君) 只今村上委員長より農業保險委員會の御報告の御座いました中に、冷害竝に雪害に關しました事項に付きまして、委員會に於て私が聲明致しましたことを、本議場に於て更に申述べるやうにと云ふことでありますので、此處で再び之を聲明致します。

本案には冷害及び雪害は一應之を保險事故と致して居らないのでありますが、政府も固より是が救済制度確立の必要を認めて居るのでありますから、委員會に於ける委員諸君の御要望の趣旨にも鑑みまして、明年度より現に農林省に設置致してあります農林災害保險及共済制度委員會に諮りまして具體案の作成に努める積りであります。尙ほ右救済制度の確立までに於きましても、冷害及び雪害に對する救済及び共済に關しましては、之を重要視致しまして、適切なる對策を講ずること勿論であります。以上茲に聲明を致します。

○松浦周太郎君 私は只今上程になりました農業保險法案に對しまして、立憲民政黨を代表致しまして賛成の意を表するものであります。本保險法案が提案せられますと同時に、政府は其説明の内容に於きまして、農業保險制度を樹立して、農家収入の源泉を確保し、各種農業對策と併せて、農村生産

力の維持増進を圖るは、勿論、農村の更生を圖ると申して居ります。此聲明に依りまして、全國五百六十萬戸の農村は、如何に此案法案に依つて吾々の救はれることを待望したものでありませうか、其案を検討致して見ますと、實に農家の待望を裏切つて、貧弱極まるものであつたのであります。先づ保險の範圍の内容に付て考へて見ますと、今日の農家經濟を救ふならば、單に收穫だけでなしに、農業經營主體其のものに保險をする必要があることを痛感するものであります。言ふ迄もなく農村の生産の源泉は土地である、其土地の災害に付ての事故を、全然保險目的から除外して居つた其一事を見ましても、私は此案が今日の農村經濟を救済するの源泉であるとは云ひ得ないのであります。のみならず然らば收穫災害保險と致しませうか、此收穫の災害保險に付ても、收穫物全體ではない、作物全體ではない唯一定額保險である、而も其作物の種類に於きましては、米、麥、桑に限られて居るのであります。是等の作物の種類に限られて居りながら、立派に麥の中に含まれて居る所の燕麥を除外して居る、又一部收穫の定額保險であつて、其災害の種類に限定をして居る、政府は其質疑應答の中に、人力を以つて及ばざる所の天災に對して、此危険を保證するものであると云つて居るが、其災害の中に最も大きな天災とせらるべきものは、言ふ迄もなく東北、北海道及び北陸地方に於ける所の冷害其ものである。如何に政府が天狗に育りても、人の力でどうして此冷害を防止することが出来ませうか、此冷害に對しては殆ど統計が足らないとか、或は調査が足らないとか、色々言を左右に致



しまして、此冷害に對する誠意を以つて居らぬことを遺憾とするのであります。(拍手) 然るに政府の言ふが如く、眞に冷害に對する調査が行届いて居つたかどうか、本農業保險法案と云ふものが議會に提案せられましたからの歴史は、既に十二ヶ年を経過して居ります。其間昭和三年より昭和五年までは年々二萬圓づつの調査費用を要求致しまして、而して著々と進めて居る、而も其調査期間内に於て四回の冷害があり、政府に之を追及すれば、甚しきに至つては昭和九年の冷害の統計すら集まつて居らぬと云ふに至つては、政府が農村に對する誠意を疑ふのであります。(拍手) 斯様な情勢でありまして、吾々民政黨員は最後まで政府に之を追及し農村の現状、否東北、北海道、北陸等の現状を救ふものは、此冷害對策にありと絶叫致しました。(拍手) 之に對して政府は種々考慮せられまして、先程も農林大臣が此席上に於て御發表になつた如く、内容の殊に重大なるものを發表せられましたが故に吾々は之に賛成するものであります。

更に此保險料の問題に付てであります、先程村上委員長からも御報告がありました、碎いて申しますと、七十六錢を三ヶ年掛けて二圓二十八錢、而も三年に一度五分作に遭遇した時に於て二十六錢の損が行くといふ内容であります。之を小作人に見ますと、一圓十四錢を拂つて一圓しか貰へない、政府が助成すると雖も小作地一反に對して五錢の助成であります、是で小作人がどうして保險を要望しませうか、私は此内容其儘ならば、今日の小作者はさうした税金を増すが如きものには、斷じて入

らないと思ふ。(拍手) 斯う云ふ内容を持つて居りますのみならず、本法の最も缺點とする所は、日本全國の災害を平均に見て七十六錢として居りますが、南方の方面の所謂小面積耕作、所謂多角形農業、所謂立體的農業の方面に於きましては、面積に對する保險料なるが故に、少額なる負擔で之を濟ますことが出來ますけれども、若し之を北陸、東北、北海道の如き單作、所謂平面農業、面積の擴大する農地を持つて居る農業地帯と致しましては、莫大なる金を支拂はなくてはならぬ、茲に本案の欠陥があると思ふ、所謂平面農業は立體農業に對して其負擔の均衡が缺けて居る、是が本法の最も缺點と稱すべき所であらうと思ひます。今日の農家の現状は云ふ迄もなく、農家が今日の窮境に至りました其原因を追究致しますならば、所謂資本主義經濟に壓倒せられたと申しませうか、所謂今日の農家の經濟は、消費は文化の尖端を行き、生産は昔變らぬ粗笨農業である、而も其上に今日の社會情勢は税の均衡の上に於て二倍三倍の多くの税を拂ひ、一朝事ある場合には國家の干城として農村青年の六割七分は徴收されて居る、而も其生産費の値上りに於きましては、色々の他の商品は非常な値上りを致して居りますけれども、今日の農村の生産費はどうでありませうか、何れの部面を見ましても、今日の農村の生活と云ふものは、今日の如き状態にならなければならない情勢に置かれたのみならず、農村其ものは所謂社會全體の搾取の對象になつて居つたのであります(「ヒヤ〜」(拍手) 斯う云ふ情勢でございますから、政府が茲に保險法案を出されるならば、簡單なる所の相互援助に依る保險制



度でなしに、國家が之を助成する、所謂國家保障の制度にあらざれば、此保險の完璧を期することは斷じて出来ないと思ひます（拍手）。此意味に於きまして、私は此法案の審議に當つては、各種の速記録並に此席上に於て各代表者の述べられた所の意志、それを農林大臣は十分に酌み取られて―私は農林大臣に對して滿腔の信頼を持つものである。農林大臣は曾て産業組合の中央金庫の理事長をして居られた時に、有ゆる「イデオロギー」を盛つた「パンフレット」を發行せられて居る、私は農村青年として此農村大臣の農村指導、農林大臣の此確信ならば今日の農村は救ふことが出来ると待望して居りましたに拘らず、此法案の内容はどうであるか、あなたは以前持つて居られた其強い信念を以て、此農村の窮狀の現狀に鑑み、先程あなたが此處に聲明せられました末尾にある所の重要視して適切な對策を講ずることは勿論でありますと云ふことを御忘れにならないで、此農業保險制度を立派に確立せられんことを要望し、茲に私は簡單に賛成の意を表するものであります。

**○平野力三君** 私は第一議員俱樂部を代表致しまして本農業保險法案に關しまして、委員長の報告に賛成するものであります、唯此際特に政府に對して重要な希望意見を申述べたいと思ひますことは、農村疲弊の根源と云ふもが、農業が災害に禍せられますことは、何人も承知する所であります、此農村疲弊の根幹に觸れたる所の重要法案を提案されます所の農林當局が、是が實施をされました場合に於て、極めて實益の薄い法案と云ふものに對しては、吾々は假に賛成を致すと致しましても、當

局に對して重要な希望意見を述ぶることは當然であらうと思ふのであります（拍手）。隨て私は以下三つに互ります所の希望意見を申し上げまして、本案に對する所の賛成とする次第であります。希望意見を朗讀致しますと、先づ、

第一は、政府は農業保險施行に當り、眞に災害救済の目的を達する爲必要な經費の負擔を計上し次期議會に必ず提出すべし

第二、政府は速に冷害、雪害の調査を遂げ之が根本對策を樹立すべし

第三、政府は本法案施行に伴ひ漸次農業保險目的物たる所の農作物の種類を擴張すべし

以上であります、此希望意見に關しまして、簡單に私の所見を申し上げたいと思ひます。

何が故に第一の希望意見を附するかと申しますならば、本案は委員長の報告されました通り、極めて此案其ものが施行さるゝ場合に於きましては、農民の失望と云ふものは甚しいのであります。其失望の甚しい理由と云ふ問題は、實益が乏しいと云ふことであります、何が故に實益が乏しいかと申しますると、政府が我々に提出致しました其保険料と保険金額の内容を見ますならば、自作農に於ては七十六錢、小作農に於きましては三十八錢、地主に於ては四十三錢の保険料を掛けました場合に於ても其收穫が五割減と云ふ農民に取りまして致命的の打撃を受けました場合に、保険金を幾ら呉れるかと申しますると、自作農に於ては七十六錢掛けまして僅に二圓であります、小作農に於ては三十八



錢を掛けまして僅に一圓であります、地主に於ては四十三錢を掛けまして僅に一圓であります、諸君苟も農村の實情に通曉致します者が、五割減と云ふ收穫に遭ひます時に於きましては、是致命的なる打撃でありますことは、私が喋々申す迄もないのであります（拍手）。即ち一反歩に於て二石穫れる所の地面に於て、一石減少致すと致しましたならば、どうでありませうか、それを金額に見積ると米價を假に一石三十圓としても、其損害は三十圓である。三十圓の損害を致しました時に於て、自作農が七十六錢を掛けて二圓を貰つた、其差額は幾らであるかと申しますなれば、僅に一圓二十四錢である、三十圓の損害を致しまして、一圓二十四錢を貰つて、是で救済になりませうか、小作農に於てはどうでありませうか、半減致しまして、小作料を半分取られて、残りの五分であります時に於ては生活の脅威である、其根本的なる生活脅威に襲はれまする場合に於て、小作農は一圓貰つて、保険を差引くと僅に六十二錢、之を與へて果して是れ農村の救済と言ひますならば、農林當局の認識不足と言はざるを得ないのであります（拍手）。此致命的なる缺陷が然らば何處から發生するか私は此致命的なる缺陷と云ふものは、極めて是は簡單なる原理に基くと思ふのであります。即ち政府が此農村を救済すると云ふ使命に立ちました農業保険に對しまして、其補助金と云ふものは、今年計上致しましたものは僅に二十萬圓である諸君二十萬圓と云ふ金を全國の耕地反別六百萬町歩に割るとどうか、一反歩に對します所の平均と云ふものは僅か三厘三毛であります、農民を救済すると云ひます所の

農業豫算と云ふものが、一反歩に對して三厘三毛で、能く農村救済をし得ると云ふこと、是又私は農林當局の如何にも認識不足ぢやないかと思ふ（拍手）。來年度からは約百萬圓でやると言ひます、百萬圓と致しましても、之を六百萬町歩に割ると僅に一錢五厘ではないか、政府が目的と致して居ります所の二百三十萬町歩と云ふものを救済すると云ふ點から言ひますと、百萬圓は一反歩に付て僅か四錢五厘であります、諸君、今日農村を救済すると云ふ聲、徒に高くして、其提案されました法案の内容を吾々が仔細に點検して見ます時に、此驚くべき貧弱なる數字を見ます時に、吾々は無條件で賛成することは出来ない（拍手）。私が委員會に於て大藏大臣及び農林大臣から特に言明を得たる所によりますと、大藏大臣は此點に付ては直ちに農業保険に關する所の費用を出すと云ふことは言へないけれども、農村の實情に鑑みまして、當然貴君方の意見に對して考慮をしなければならぬから、其言外の言葉を諒とせよと云ふ御答辯がありましたので、私は本日は其大藏大臣の答辯を善意に解釋することに依つて賛成せんとする所以でありますから、此點を明白に致して置きたいと思ひます。

第二の冷害に對します所の問題に付て、當局は過去十七箇年間の統計と云ふものを基準と致しまして、冷害、雪害と云ふものに對しては未だ研究調査が出来ないと言はれます、併しながら私は政府が我々に提供致しました此被害統計と云ふものを手に致しまして、政府が唯單に調査不十分であると云ふ點は私には承服出来なかつたのであります、政府の見る所に依りますると、昭和九年に於きまして